

第2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班）

（1）食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例

内容（ア）飲食店、給食施設等の食品を調理加工する施設の監視指導

（イ）食品・添加物等の細菌・理化学検査

（ウ）食中毒調査

（エ）衛生教育等

成果・実績

平成19年度の総監視件数は、5,264件で、内飲食店（一般食堂・レストラン）は2,796件、監視率は28.4%であった（第4統計2-(1)）。

また、食中毒が2件発生し、原因物質はノロウイルスとなっている（第4統計2-(5)）。

食品の収去検査については、食品衛生広域監視スタッフ（中央保健所内）を中心に実施し、収去検査数は232件となっている。（第4統計2-(6)）

食品に関する苦情は、異物混入が主であった（第4統計2-(8)）。

給食施設、ホテル、飲食店等で調理従事者を対象に行った食品衛生講習会は下表のとおりである。

平成19年度食品衛生講習会	
回数	受講者数
50	2,150

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容（ア）食品衛生指導員による巡回指導

（イ）食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

（ウ）優良業者等の表彰

（エ）賠償共済への加入促進等

成果・実績

平成19年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為の食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行った。

新規継続の講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
50	2,150	7	723	6,717	3,913

2 環境保全（環境保全班）

(1) 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止対策

ア 大気汚染、騒音・振動、悪臭防止

目的 大気汚染の防止、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭の発生防止

根拠 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、沖縄県公害防止条例

内容 地域住民の生活環境の保全を図るために、法律や県条例に規定されたばい煙発生施設、粉じん発生施設、騒音に係る特定施設や悪臭に係る特定施設（廃棄物焼却炉、ボイラ、破砕機、空気圧縮機、畜舎等）の届出指導及び公害発生防止に関する監視指導業務

成果・実績

平成19年度届出件数（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び沖縄県公害防止条例）

沖縄県公害防止条例	特定施設の種類の	届出状況	件数	大気汚染防止法	特定施設の種類の	届出状況	件数
	ばい煙発生施設	特定施設設置数	1		ばい煙発生施設	特定施設設置数	13
	特定施設使用廃止数	0		特定施設使用廃止数	0		
	粉じん発生施設	特定施設設置数	4	粉じん発生施設	特定施設設置数	1	
		特定施設使用廃止数	0		特定施設使用廃止数	0	
	騒音に係る特定施設	特定施設設置数	582	特定粉じん排出等作業届出数		15	
		特定施設使用廃止数	0	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設の種類の	届出の内容	件数
	悪臭に係る特定施設	特定施設設置数	2	大気基準適用施設	施設設置数	4	
		特定施設使用廃止数	0		施設使用廃止数	0	

イ フロン回収破壊法に基づく登録関係

目的 オゾン層の保護及び地球温暖化防止

根拠 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

内容 フロン類を含む業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器を廃棄する際には、県知事の登録を受けた事業者により回収させる必要があり、保健所においては事業者の登録指導等を行っている。

成果・実績

平成14年4月1日から施行され、平成20年3月31日現在の第一種フロン類回収業の管内登録業者数は80、沖縄県全体の登録業者数は291である。

(2) 水質汚濁防止対策

ア 事業場排水対策

目的 公共用水域の水質汚濁防止

根拠 水質汚濁防止法、沖縄県公害防止条例

内容 河川や海域等の公共用水域の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法等に規定される特定施設（畜舎、宿泊施設、工場等）の設置届出指導、及び既設事業場等の排水基準遵守状況監視指導業務

成果・実績

(ア) 平成19年度届出件数

平成19年度中に水質汚濁防止法に基づく届出は16件で、その内訳は下表のとおりであった。

届出種類	件数	内 訳 等
設置届	5	飲料製造業1、旅館業2、し尿処理施設2
構造等変更届	3	水道施設1 旅館業2
その他 (承継、氏名変更、廃止届等)	8	旅館業6 し尿処理施設2

(イ) 平成19年度事業場排水調査状況

1日の排水量が50m³を超える28施設の排水を採取し、排水基準の基準の遵守状況を調査した。調査の結果、1施設において大腸菌群数が基準に不適合であったので改善指導を行った。他の水質項目では排水基準に不適合な施設はなかった。

(第4統計3-(1))

イ 公共用水域の水質監視

目 的 公共用水域の水質の監視

根 拠 水質汚濁防止法 平成19年度公共用水域の水質測定計画

内 容 比謝川、天願川、金武湾、与勝海域の環境基準の維持達成状況等の監視調査。海水浴シーズン前及びシーズン中に、年間1万人以上が利用する管内の海水浴場の水質を調査を行った。

成果・実績

公共用水域の水質調査結果を第4統計3-(2)、海水浴場の調査結果は第4統計3-(3)に示す。

(3) 赤土等流出防止対策

目 的 赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁(水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図る。

根 拠 沖縄県赤土等流出防止条例

内 容 1,000m²を超える一団の土地における土地の形質を変える事業行為(宅地造成、道路工事、農地造成等)を行う者は、県知事に、赤土等の流出防止対策を記載した届出書(民間事業)もしくは通知書(公共工事)を事前に提出することになっており、保健所は届出書等の受付及び審査、現場の対策指導及び監視を行っている。

成果・実績

平成19年度における沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為の通知及び届出件数は、合計で223件であり、10,000m²以上(本庁審査)は47件、10,000m²以下(保健所審査)は176件であった。(第4統計3-(4))

(4) 廃棄物対策

目的 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

根拠 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、ちゅら島環境美化条例

内容 廃棄物の排出事業者、処理業者及び処理施設に対する監視・指導、廃棄物不法投棄防止のためのパトロール、ちゅら島環境美化条例の県民、事業者等への周知。

成果・実績 平成19年度は、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び処理施設に対し、延べ1,794件の立ち入り検査を行い、3件の文書指導を行った。又、市町村及び警察署等関係機関との連携による廃棄物不法投棄防止のための一斉パトロールを実施した。

(5) 浄化槽

目的 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠 浄化槽法、沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

内容 浄化槽の設置等に係る各種届出書の受付及び審査、台帳の作成による設置状況の把握、浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の維持管理に関する指導などを行っている。

成果・実績

平成19年度末現在、中部保健所管内の浄化槽設置基数は、単独処理浄化槽が29,127基、合併処理浄化槽が5,391基の計34,237基である（台帳登録件数）。当所では、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する知識の向上を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう助言、指導を行っている。

(6) 公害苦情処理

内容 住民等からの公害関係苦情を受けて、現場の調査を実施すると共に発生源等に対して行政指導を行い、必要に応じて関係法令に基づき改善するよう勧告する。

成果・実績

平成19年度に処理した公害関係苦情処理件数は下表のとおりである。

苦情の種類	処理件数	発生源等
大気汚染（ばい煙・粉じん・アスベスト）	6	工場・事業場
水質汚濁（事業場排水・浄化槽・赤土等）	6	個人住宅、開発現場
騒音・悪臭	1	事業場
その他（廃棄物関係・野外焼却等）	14	事業場
合計	27	

(7) 水質汚濁に係る事故処理

内 容 中部保健所管内の公共用水域において、魚類のへい死事故、油流出事故、米軍基地由来の排水事故が発生した場合、現地調査や各関係機関に連絡を速やかに行い、その原因究明や被害防止に努める。

成果・実績

平成19年度に発生した事故は下記のとおりである。

事故の分類	事故発生件数(件)
魚類のへい死	2
油流出事故	3
米軍基地排水事故	3
その他	4
合計	12

3 生活衛生(生活衛生班)

(1) 簡易専用水道

目 的 簡易専用水道の管理を適正に行う。

根 拠 水道法

内 容 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、有効容量10m³を超える受水槽を「簡易専用水道」といい、設置者は保健所への届出及び貯水槽の清掃・定期検査等の維持管理が義務づけられている。

成果・実績

平成19年度は25件の設置届があり、管内の届出総数は751件となっている。また、年1回の定期検査の実施状況は98%であった。

(2) 生活衛生関係営業施設

目 的 理容所、美容所、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、興行場の業務が適正に行われ、もって公衆衛生の向上を図る。

根 拠 理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法

内 容 理容所、美容所、クリーニング所の開設時の検査確認、旅館業、公衆浴場、興行場の許可申請時の検査を行う。また、これら営業施設の監視指導を行う。

成果・実績

平成18年度に開設許可が目立った岩盤浴(20/21件)は、平成19年度には1件と大幅に減少した。

平成19年度生活衛生関係営業施設届出件数

区 分	理容所	美容所	ク リ ー ニ ン グ 所	旅館業	公衆浴場	興行場
開設・許可	17	45	11	27	3	2
変 更	4	18	1	13	4	0
廃 止	13	21	8	12	4	1
そ の 他	34	36	0	3	1	0

(3) 建築物衛生関係施設

目的 建築物における衛生的な環境の確保を図りもって公衆衛生の向上及び増進に資する。

根拠 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

内容 特定の用途、延べ床面積3,000㎡以上を有する建築物（特定建築物）の所有者は、建築物環境衛生管理技術者を選任し保健所へ届出なければならない。さらに、建築物衛生管理基準に従った維持管理も義務づけられている。また、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業」を営んでいる者は、県知事の登録を受けることができ、現在では以下の8業種が定められている。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 建築物清掃業 | 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 |
| 2 建築物空気環境測定業 | 6 建築物排水管清掃業 |
| 3 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 |
| 4 建築物飲料水水質検査業 | 8 建築物環境衛生総合管理業 |
- (旧：建築物環境衛生一般管理業)

平成19年度建築物衛生関係届出件数

区分	特定建築物	登録営業所
新規届・登録申請	1	8
変更	22	9
廃止	1	2

(4) 墓地・納骨堂・火葬場

目的 墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること

根拠 墓地、埋葬等に関する法律

内容 許可申請のあった墓地等について書類審査、現地調査を行う。

成果・実績

平成19年度の個人墓地の許可件数は193件だった。

(5) 海洋危険生物危害防止

目的 ハブクラゲ等海洋危険生物による危害を未然に防止する。

根拠 ハブクラゲ等危害防止対策事務処理要領

内容 海洋危険生物の発生状況、刺咬症情報等を収集し、県民及び観光客等への情報提供や予防対策の指導を実施。管内の海水浴場やホテル、旅館などにポスターやパンフレットを配布し、利用者へ注意を促すとともに、管理者には、遊泳区域のネットの設置などを依頼している。

被害状況 平成19年度の中部保健所管内被害件数は海洋危険生物全体で72件（内ハブクラゲは30件）だった。

4 医務薬務（生活衛生班）

(1) 医事

目的 医療従事者免許申請事務と併せて、病院、診療所等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適切な医療提供施設等の確保を図る。

根 拠 医療従事者免許につき、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法など病院、診療所等の構造設備等につき、医療法
内 容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

ア 業務

医師など医療の担い手は、医療を受ける住民に対して良質で適切な医療を行う責務があるため、専門的知識と技能を保持するとともに、住民の健康な生活を確保するという公共的な任務を有する。このため、これらの資格を高い水準で定める免許制度となっている。

保健所では、医療従事者の関係法律により、免許申請を受け付けている。

また、病院、診療所、あん摩マッサージ指圧師施術所など保健医療施設の開設等に伴う届出等の受理、施設検査等を行っている。

管内の29病院を対象に、毎年1回、医療法第25条により立入検査を実施している。

病院医療監視といわれるものであるが、医療事故防止や院内感染防止対策など適正な医療の確保に資するため、医療法上の医療従事者数、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制及び放射線管理の6面にわたり検査を実施している。

イ 市町村別医療施設状況

平成20年3月末現在の管内医療施設は病院29施設、診療所が394施設となっている。

なお、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）により、病院とは医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの、診療所とは医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものとそれぞれ定義されている。

ウ 管内病院施設

管内にある29の病院については、第5資料の病院施設の項に一覧表を掲げてある。

(2) 薬事

目 的 薬剤師免許申請事務と併せて、薬局、薬店等の構造設備を確認、指導すること等により管内における適正な医薬品等の供給体制の確保を図る。

根 拠 薬剤師免許につき、薬剤師法

薬局等につき、薬事法、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法など

内 容 免許申請、許可申請又は届け出のある件につき書類審査又は現場調査を実施する。

ア 業務

医薬品は医療上有用であり、その品質、有効性及び安全性の確保が必要であることから、薬事法に基づく薬局、医薬品販売業などの店舗等の監視指導を実施している。

そのほか、毒物又は劇物はその使用目的を誤ると、公衆衛生上の危害が大きくなることなどから、毎年、危害防止運動月間を設定し、住民に周知を図るとともに毒物・劇物の適正管理等について関係登録施設の監視指導を行っている。

麻薬は疼痛緩和など医療上有用であることから、その施用等にあたっては県知事の免許を受けて行うことができる。関係申請書等は保健所において受け付けている。

イ 薬局及び医薬品販売業許可施設数

管内に所在する薬局、医薬品医薬品販売業店舗数は第4統計5-(2)のとおりである。

ウ 毒物劇物取扱施設

管内に所在する毒物劇物販売業の登録店舗数等は第4統計5-(3)のとおりである。

エ 薬物乱用防止

薬物乱用は単に乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭の崩壊など社会全体の問題となることから、毎年、薬物乱用防止運動を展開し、住民に対して薬物乱用のおそろしさ、関係法律の厳しい規制等周知を図っている。

麻薬、覚せい剤、シンナーなどの薬物乱用について、管内には、知事から委嘱を受けている沖縄県薬物乱用防止指導員が55名おり、各地域において薬物乱用防止の草の根運動を行っている。

(3) 医薬分業

管内における医薬分業の推進を図り、将来の医薬分業の定着に資することを目的として、関係医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の代表から成る中部保健所地区医薬分業推進協議会が設置された。

平成15年9月及び平成16年2月の協議会開催を経て、次の提言をとりまとめた。

なお、医薬分業推進協議会支援事業による医薬分業関係事業は、平成15年度で終了となる。

協議結果

- ・ 薬剤師会は、医師会、歯科医師会及び保健所等関係団体と連携し、「くすりと健康の週間」等における催しの実施により、住民に対する医薬分業の啓発と推進を図る必要があること。
- ・ 医薬分業のメリットを実感できるように、患者に対する適正使用のための副作用情報の提供など服薬指導にきめ細かな配慮が必要であること。
- ・ 薬局においては、医薬品の重複投与や相互作用による副作用を未然に防止するため、電子媒体等による効率的な薬歴管理が望まれること。
- ・ 休日・夜間の応需体制等の確立など課題解決のため医師会、歯科医師会及び薬剤師会の三者協議の場を設けることが望ましいこと。
- ・ 薬剤師会は保険薬局の所在マップを作成し、地域の医療機関に配布するなど連携を図る必要があること。

(4) 献血思想の普及

現在、血液の機能を完全に代替できる手段がないため、医療において輸血は欠かすことのできない治療法であり、必要な血液を確保するには、住民の献血(400mL・200mL・成分)によらなければならない状況である。

当所管内には、献血思想の普及について、県知事から委嘱を受けた献血推進員が1名配置されており、管内11市町村において献血に対する住民の協力と理解を深める活動を行っている。

また、各市町村に、献血の一層の推進を図るため献血推進協議会が組織されている。

なお、平成14年7月25日、血液製剤の安定供給をめざす「国内自給の確保」を基本理念とした「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が成立し、同年7月31日公布された。

健康づくり施策（健康推進班）

1 健康増進

（1）健康おきなわ2010の推進

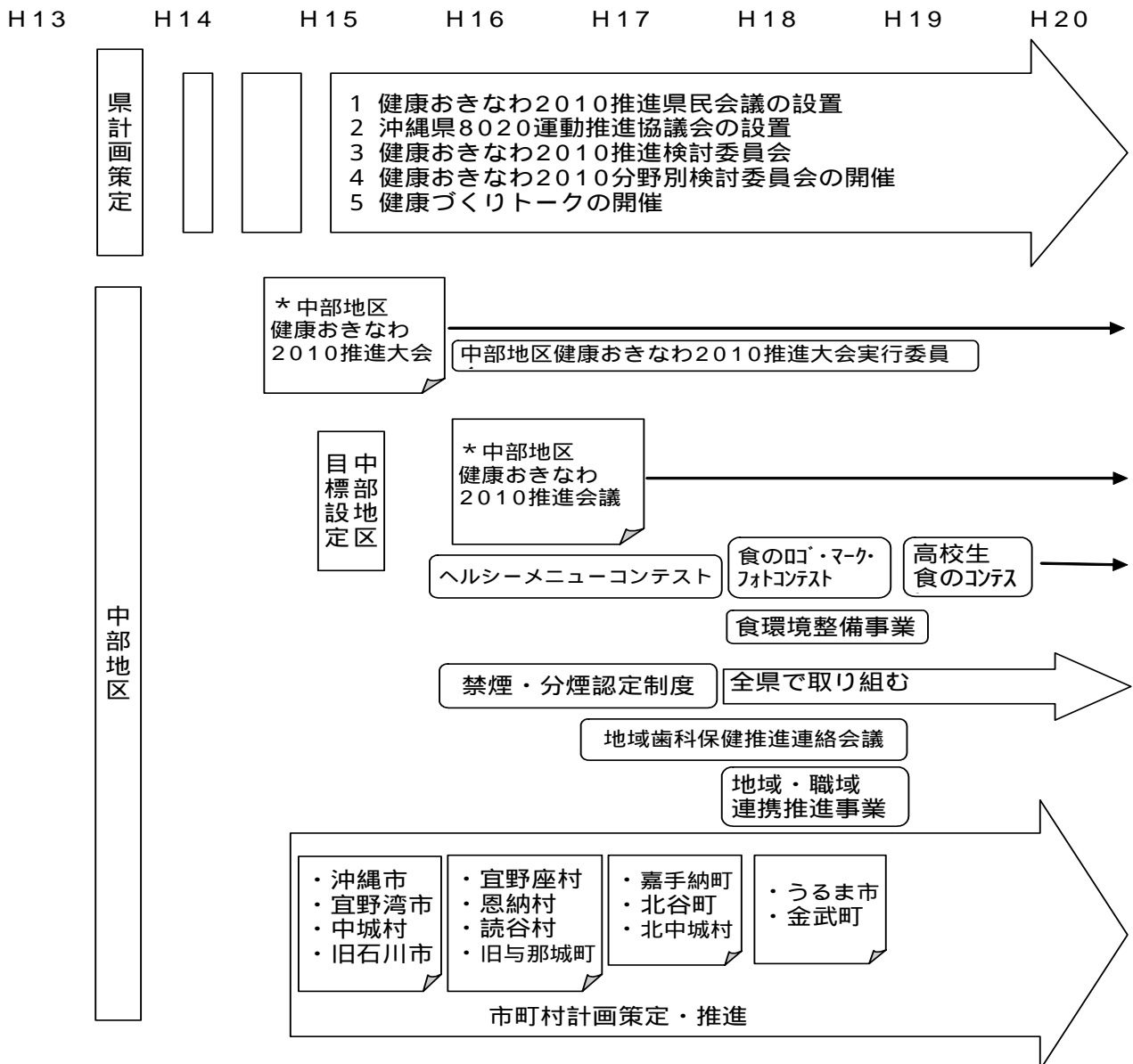
ア 根拠法令及び目的

平成15年5月に施行された健康増進法を根拠とし、国民の健康増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに栄養の改善その他の国民の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的としている。

イ 中部地区健康おきなわ2010の事業展開

県の健康増進計画として「健康おきなわ2010」が平成14年1月に策定され、活動が展開されている。

中部地区においては平成15年度に「第1回中部地区健康おきなわ2010推進大会」を開催、毎年継続して実施している。平成19年度はアクションプラン実施の年としてメールを活用した「仲間 de 健康づくり」の実施。参加グループのうち、優秀グループには、地域への広がりをねらいとして推進大会にて表彰を行った。



ウ 保健所としての取り組み

(ア) 中部地区健康おきなわ2010推進会議の開催

平成16年度から中部地区での健康おきなわ2010を推進、モニタリングする目的で中部地区健康おきなわ2010推進会議を立ち上げて活動している。

平成16年度に市町村会や医師会、沖縄県食品衛生協会中部支部、中部地区婦人連合会、食生活改善推進員中部支部等16の関係機関、団体に活動を開始しているが、活動テーマに応じ、関係機関から委員に参加して頂き柔軟に対応している。平成18年度は働き盛りの生活習慣病対策ということで生活習慣病専門外来をもつ翔南病院に参画して頂き、平成19年度は生活習慣病予防啓発に新聞2社に参画して頂いた。

平成18年度から推進会議を活動母体に「中部地区健康おきなわ2010推進大会実行委員会」、「歯科保健推進連絡会議」、「栄養情報提供店普及事業検討会」、「食のロゴ・マーク・フォトコンテスト実行委員会」、「地域・職域連携推進会議」とテーマ別会議を開催し、課題と対策について話し合い、具体的な事業が新たに生まれている。

(イ) 第5回中部地区健康おきなわ2010推進大会の開催

中部地区において健康おきなわ2010推進活動を総括し、地域が一丸となって健康づくりに邁進するため各々の活動を確らし、より大きな活動になるよう「めざせ健康長寿の復活！～まず歩こう メタボ撃退は中部から～」フレーズに推進大会と車両パレードを開催した。開催に向け、市町村及び関係機関・関係団体に構成する実行委員会を開催し、関係機関が主体的な大会運営となり、推進大会と車両パレードに約1,300人の関係機関や関係団体から参加があった。

a 日時：平成20年2月21日(木)午後1時～5時

b 場所：沖縄市美里公園及び管内市町村車両パレード

c 内容：地域住民への健康おきなわ2010推進大会の大会宣言及びアピール文の広報

(ウ) 管内市町村健康増進計画の支援状況

a 健康づくり担当課長及び担当者会議の開催

平成19年度第1回健康づくり担当課長及び担当者会議の開催

日時：平成19年9月11日 午後2時00分～3時30分

場所：中部福祉保健所 3階研修室

内容：(a) 医療制度改革と健康づくりについて

(b) ・平成19年度市町村の重点事業の取り組みの中から特に紹介したい一事業について報告(目玉事業)

・中部福祉保健所の健康づくり事業の取り組み状況

(c) 情報提供：中部地区保健医療計画の取り組み

b 健康づくり担当者研修会の開催

20年度に医療制度改革が行われ、健康保険組合等の保険者に特定健診と特定保健指導が義務付けられる。結果が求められる特定健診・保健指導は行動変容がカギとなっているため、特定保健指導の役割を担う保健師、栄養士、主事、健診等を受諾する関係機関を対象に、結果を出すための特定健診・保健指導のポイントを学び、20年度からの地域保健活動に活かせることを目的に開催した。

日 時：平成 20 年 2 月 1 日 午前 10 時～午後 5 時

場 所：中部福祉保健所 3 階研修室

テーマ：「結果を出すための特定健診・保健指導のポイント」

～効果的・効率的保健事業を地域に根付かせるための考え方と実践～

講 師：鈴木 誠二

農学博士・株式会社ウェル・ビーイング代表取締役

参加者数：74 名

c 市町村健康増進計画実施の推進支援

平成 18 年度管内全市町村が健康増進計画策定を済んでおり、19 年度は各市町村の健康増進計画の推進支援を下記の活動を通して行った。

健康づくり推進協議会を通しての推進支援

推進部会への参加

市町村からの推進に係わる相談への個別対応

(エ) 生活習慣病対策

a 中部地区における糖尿病対策の推進

中部地区保健医療圏において関係機関が連携し、住民が安全で質の高い医療を安心して受けられるよう、糖尿病医療連携推進検討会を開催。

中部地区医師会主催の中部地区糖尿病標準化治療推進検討会への参画。

b 地域・職域連携推進会議の開催

地域保健・職域保健の連携をとおして働き盛りの生活習慣病予防対策及び健康増進を図るため関係者の会議を開催。

c 「仲間 de 健康づくり」事業の実施

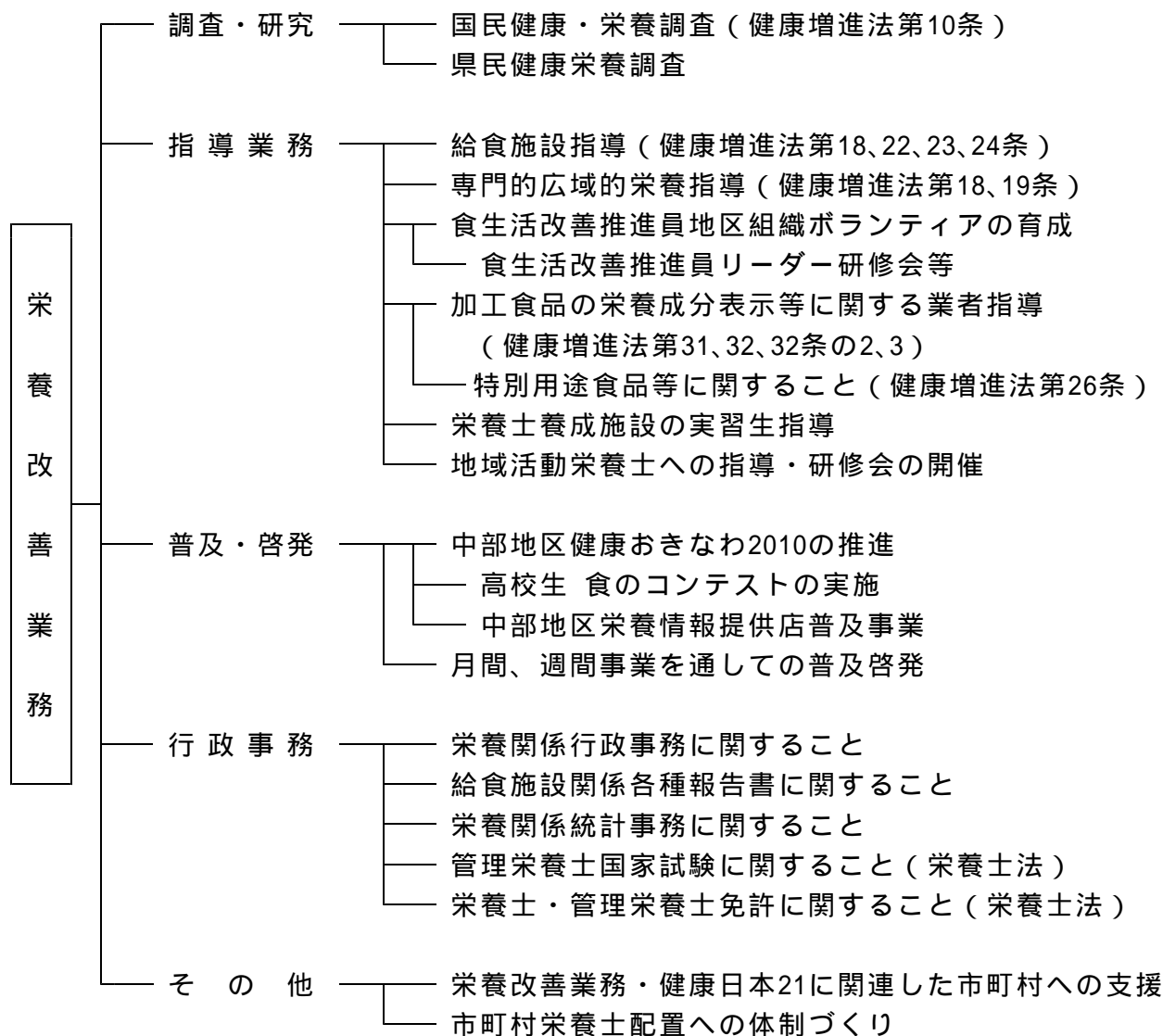
地域及び職域において健康づくりが実践できるよう「仲間 de 健康づくり」プログラムを開発し、地域・職域団体へ紹介し、プログラム実施後には、グループの生活習慣改善や体重減少状況を評価し、成績優秀者は「中部地区健康おきなわ 2010 推進大会」において表彰を行った。

d 普及啓発

パネル展示及びパネルの貸し出し

(2) 栄養改善事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村支援、給食施設の栄養管理指導、食品関係企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養改善事業を実施している。



ア 栄養指導

健康増進法第18条第1項第1号に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を要するものを行う。

表1 栄養指導業務

個別指導					集団指導 (延人員)							
					母子		生活習慣病		健康増進		その他	
母子	生活習慣病	健康増進	その他の疾病	その他	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
6	10	1	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0

イ 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設と特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行っている。

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設を言う。

表2 給食施設指導状況

個別指導						集団指導	
学校	病院	児童福祉施設	老人保健施設 老人福祉施設	社会福祉施設	その他	回数	延施設数
0	29	91	2	1	1	2	168

ウ 栄養成分表示等に関する相談・指導

肥満や生活習慣病の増加を背景として、食を通じた健康づくりに対する県民の関心が高まっている。

県民の食品選択を支援する観点から、食品の栄養成分について名称や含有量などをわかりやすく適正に表示し、加工食品等の栄養成分に関する適切な情報の提供を目的として、食品関係企業へ対し、加工食品の栄養成分表示等の相談及び指導を行っている。

表3 栄養成分表示等の相談・指導状況

栄養成分表示	特定保健用食品等
99件	0件

エ 研修会等の開催状況

市町村の栄養改善業務や健康づくり担当者、食生活改善推進員地区組織や地域活動栄養士の相互の連携と知識の向上を目指すため研修会及び会議を開催している。

表4 研修会開催状況

開催年月日	会議・研修会内容	参加人数
5月29日	管内市町村栄養士連絡会議	11人
6月7日	食生活改善推進員研修会	80人
8月30日	食生活改善推進員リーダー研修会	24人
3月21日	管内市町村栄養担当者研修会	21人

オ 地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市町村健康づくり事業及び食生活改善推進員中部支部事業で活躍している。

各市町村の食生活改善推進協議会及び中部支部結成状況は表5のとおりである。

表5 市町村食生活改善推進協議会結成状況 平成20年3月現在

市町村名	協議会結成年月日	協議会会員数
沖縄市	平成元年5月29日	186人
うるま市	平成18年6月1日	88人
宜野湾市	平成15年4月1日	71人
読谷村	平成12年1月11日	42人
嘉手納町	平成19年5月31日	45人
中部支部	平成14年12月12日	432人

カ 高校生 食のコンテスト

健康づくりの基本である望ましい食生活について普及啓発を行い、さらに実践につなげるため、高校生を対象として食に関するコンテストを実施している。

沖縄県の食に関する問題点を改善するメッセージを込めた作品（シンボルマーク部門、キャッチフレーズ部門、メニュー部門）のコンテストを実施した。

応募数はシンボルマーク699点、キャッチフレーズ781点、メニュー88点、部門未記入123点、計1,691点であり、保健所内及び実行委員での審査を経て39点45名（優秀賞21点21名、入選18点24名）の表彰を行った。

キ 中部地区栄養情報提供店普及事業

食環境整備事業として、飲食店との協働によりメニューの栄養成分表示や栄養・健康に関する情報を提供し、住民がその情報を参考にして外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的として実施。

事業の説明及び講習会の開催

- ・飲食店等への説明及び講習会：5回
- ・食品衛生講習会での事業説明：50回

登録店舗数：2件

ク 栄養士免許・管理栄養士免許関係

栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条に基づき申請業務を行っている。

その状況は表6のとおりである。

表6 管理栄養士免許・栄養士免許申請等状況

管理栄養士			栄養士			合計
申請	訂正	再交付	申請	訂正	再交付	
15	11	3	44	8	2	83

ケ 国民健康・栄養調査、県民健康栄養調査

国民健康・栄養調査及び県民健康栄養調査を実施し、管内健康づくり及び栄養改善事業に活用している。

< 国民健康・栄養調査 >

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されている。

< 県民健康栄養調査（5年に1回実施） >

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の健康増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に沖縄県が実施するものである。

平成18年度は、平成20年度の医療制度改革に伴う沖縄県の健康増進計画改定のため全国統一の手法を用いて都道府県県民健康・栄養調査を実施した。

表7 調査概要

調査年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人数	調査内容
平成15年度	国民	読谷村	25	80	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・生活習慣調査 * H15読谷村は、国民・県民重複
		県民	宜野座村	60	
	恩納村	29	80		
	石川市	38	106		
	読谷村	25	80		
	沖縄市	49	156		
	北谷町	35	108		
平成16年度	該当地区なし				
平成17年度	国民	宜野湾市	21	55	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養摂取状況調査 ・身体状況調査 ・生活習慣調査 * H18沖縄市（1地区）は国民・県民重複
		北谷町	10	28	
平成18年度	国民	沖縄市	14	37	
		県民	うるま市	24	
	うるま市	26	61		
	うるま市	22	76		
	宜野湾市	31	89		
	沖縄市	21	66		
	沖縄市	14	33		
中城村	17	39			
平成19年度	国民	沖縄市	5	7	
		宜野湾市	6	9	

(3) 歯科保健事業

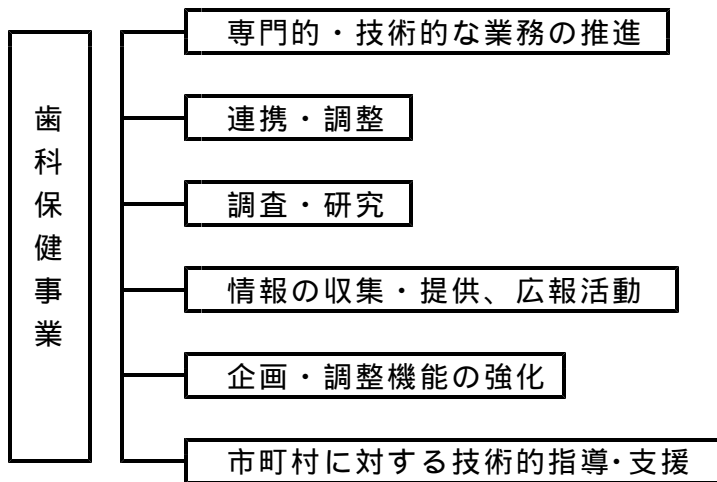
平成15年5月「健康増進法」が施行され、基本方針に歯の健康保持が記載された。歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけでなく、食事や会話を楽しむなどの豊かな人生を送るための基礎となるものである。

保健所では、「8020運動」を推進し、各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い生涯を通じた歯及び口腔の健康増進に努めている。

ア 法的根拠

地域保健法（第5条第1項）、健康増進法（第2章第7条第6号）

都道府県及び保健所における歯科保健業務指針（平成9年3月3日健政第138号厚生省健康政策局長通知）



イ 専門的かつ技術的な業務の推進

(ア) 特別対策事業の実施

管内の3歳児う蝕有病状況は年々改善されてきているが県平均より高い状況である。そこで、う蝕予防に効果の高いフッ化物応用を推進していくためにモデル保育施設を選定し、フッ化物応用の普及定着を図ることを目的に実施した。（特別対策事業の項参照）

(イ) 障がい児（者）施設歯科相談・歯科保健指導

平成17年度に特別対策事業「障害児（者）の歯科保健サービス基盤整備事業」において中部地区歯科保健推進会議を立ち上げ、障害児（者）施設等の歯科保健の課題として、歯磨きに対する知識や磨き方も十分でないことが多く低年齢層からの歯周疾患が問題であることがわかった。

対策として平成19年度は、施設職員に対する口腔ケア講習会等を行い保護者や利用者に対して歯科相談・歯科保健指導を実施した。

（実施回数：5回 対象人数：106人）

ウ 普及・啓発

(ア) 「歯の衛生週間」における取り組み

(a) サンエー具志川メインシティ、所内にてパネル展示の実施

(b) 「母と子のよい歯のコンクール」は、平成18年度に管内市町村3歳児歯科健康診査を受診した児4,893人のうち市町村から第1次選出候補者64組の推薦数があった。保健所では第1次選出候補者の中から6組の

母と子の口腔内診査等を実施し、う蝕、歯周疾患、不正咬合のない2組を中部管内代表として県審査へ推薦した。

(c) 沖縄県歯科医師会主催・中部地区歯科医師会主管のデンタルフェアに対する協力(パネル展示及び技術的支援)

(イ)「いい歯の日」における取り組み

(a) ペアール沖縄、所内でのパネル展示の実施

歯周病予防のための「歯間ブラシやデンタルフロス等の使用」と「歯石除去等の定期管理の定着」を図るため健康づくりの一環として施設利用者に対して情報提供を行った。

(ウ) 健康教育の実施

歯や口の健康づくりの普及啓発のため市町村等からの依頼に応じて健康教育を実施した。

表1 健康教育開催状況

開催年月日	対 象	参加人数
10月6日	歯とお口の健康づくり講演会 (沖縄市認可保育園)	80人
10月23日	むし歯予防勉強会 (")	10人
11月17日	歯とお口の健康づくり講演会 (沖縄市認可保育園)	39人
1月16日	フッ化物洗口の取り組みに向けた説明会 (")	16人

エ 連携・調整

管内幼児のう蝕予防対策及び障がい児(者)の歯科保健医療について情報提供及び意見交換を行った。

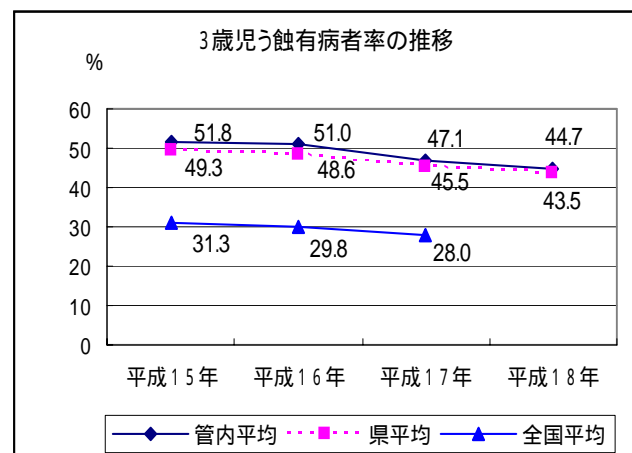
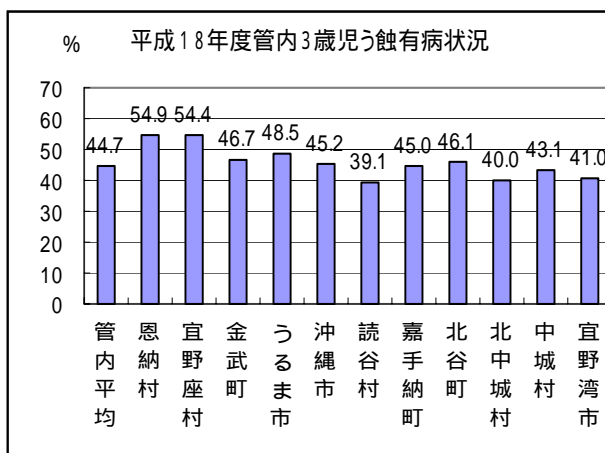
表2 会議等開催状況

開催年月日	会 議 名	回数	参加人数
6月8日	中部管内地域活動歯科衛生士連絡会	1	14人
9月20日	中部地区母子歯科保健推進連絡会議	1	12人
1月31日	中部地区障がい児(者)歯科保健推進連絡会議	1	10人

オ 情報の収集・提供

(ア) 管内市町村幼児(3歳児)の口腔状況について既存データの収集

表3 管内幼児(3歳児)の口腔状況



(イ) 管内市町村及び保育施設(公立・認可) 歯科保健状況についての情報収集を行った。(本庁健康増進課依頼分)

カ 市町村に対する技術的な指導・支援

市町村における地域歯科保健活動が円滑適切に実施できるように市町村職員及び保育施設職員等を対象とした研修会の開催及び市町村が主催する事業、会議等への参加。

表 4 実施状況

開催年月日	研修会名	参加者数	主催
8月1日	障がい児(者)口腔ケア研修会	50人	中部保健所
9月6日	フッ化物応用推進研修会	91人	中部保健所
9月26日	中城村「ふれあい事業」(登又自治会)	16人	中城村
11月8日	むし歯予防講演会(嘉手納町)	46人	中部保健所
11月17日	むし歯予防講演会(沖縄市認可保育園)	38人	中部保健所
8月・2月	沖縄市健康づくり「母子・学校部会」	2回参加	沖縄市

キ その他

(ア) 中部管内障害者歯科地域協力医登録調査実施(平成19年度3件)

(イ) 中部管内障害者歯科地域協力医登録医院の施設内の状況等の調査内容を保健所ホームページを活用し情報提供

(4) タバコ対策

ア 法的根拠

平成 12 年 3 月 31 日付厚生省発健医第 115 号事務次官通知「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）の推進について」各論「たばこ」

平成 14 年 8 月 2 日「健康増進法」公布、平成 15 年 5 月 1 日施行。第 25 条「受動喫煙の防止」

イ 事業内容

(ア) 受動喫煙防止推進事業

平成 16 年 1 月沖縄県が行った「分煙状況実態調査」により、多数の人が利用する施設において受動喫煙防止のための禁煙・分煙対策が十分に講じられていないことが明らかになった。このような状況を踏まえ、管内の受動喫煙防止に取り組んでいる施設に認定証及び推奨シールを発行し、今後の受動喫煙防止対策の取り組みを支援することを目的に平成 16 年 5 月 1 日より事業を開始した。

平成 18 年度 5 月 31 日付けで「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」が創設され、受動喫煙防止の制度を全県的にスタートした。平成 16 年度から 18 年 5 月 30 日までに中部保健所受動喫煙防止事業として認定した施設については、「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」の導入に伴い新たに受動喫煙施設として認定した。

平成 19 年度中部地区おきなわ 2010 推進会議の決議を受け、推進会議議長・中部保健所長の連名で、沖縄県ハイヤー・タクシー協会の中中部支部を訪れ、同中部支部長へ「禁煙タクシーに関する要望書」を提出した。さらに同決議を受け、受動喫煙防止の観点から中部地区医師会長を訪ね、医療機関の「受動喫煙防止対策及び禁煙支援の推進に関する要望書」を提出した。

また、中部管内のバスターミナル施設長を訪ね、受動喫煙防止対策を推進するため「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」の説明と資料配付（要綱、チラシ、ポスター）を行った。

平成 19 年度は 11 施設を調査し、医療機関 5 施設、飲食店 2 施設、その他の施設 4 施設の計 11 施設の認定をおこなった。

(イ) 未成年者の喫煙防止対策

禁煙外来を実施している医療機関の紹介や学校や市町村へ教材及びパネル等の貸し出しを行っている。

(ウ) 普及啓発等

a) 世界禁煙デー及び禁煙週間行事

平成 19 年度の世界禁煙デーのテーマ「たばこ、煙のない環境」及び、「禁煙週間のテーマ「無煙環境を考える」を受け、県立中部病院、サンエー具志川メインシティにてパネル展を実施した。また、市町村、学校、医療機関等へビデオやパネル等の貸し出しや普及啓発用の資料提供を行った。

b) 「タバコと健康について」講習会

開催日時：平成 20 年 3 月 25 日（火）

対象：沖縄県美容業生活衛生同業組合員

講師：中部福祉保健所 松野朝之班長

場所：沖縄商工会議所（沖縄市）

参加人数：247 人

(5) 地域・職域連携推進事業

ア 目的：

近年、国民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん・心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理を支援することが必要である。

このため、地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービス提供体制を整備することを目的とする。

イ 根拠：

平成 18 年 6 月 30 日付け健発第 0630003 号 厚生労働省健康局長発令 地域保健医療等の推進事業の実施について

「地域・職域連携推進事業実施要綱」

一部改正：平成 19 年 5 月 14 日付け健発第 0514001 号

ウ 事業内容

(ア) 中部地区地域・職域連携推進会議の開催

平成 18 年 8 月 11 日「中部地区地域・職域連携推進会議設置要領」を制定し、委員数 12 名で会議を設置。

平成 19 年度第 1 回中部地区地域・職域連携推進会議の開催

日 時：平成 19 年 7 月 24 日 午後 2 時～ 4 時

場 所：中部福祉保健所 1 階小会議室

内 容：a 平成 18 年度地域・職域連携推進事業

(a) 地域保健における現状と課題

(b) 平成 18 年度地域・職域連携推進事業実績

b 平成 19 年度地域・職域連携推進事業について

(a) 働く人の健康づくり

(b) 中部福祉保健所における健康づくりの取り組み

c 連携事業の検討

(イ) 地域・職域連携事業の実施

a 地域及び職域において健康づくりが実践できるよう中部地区健康づくり支援事業「仲間 de 健康づくり」プログラムを開発し、地域・職域団体へ紹介した。実践後、成績優秀者を平成 20 年 2 月 21 日に開催された「第 5 回中部地区健康おきなわ 2010 推進大会」にて表彰を行った。

b 「労働衛生管理推進大会」において「仲間 de 健康づくり」プログラム及び健康づくりに関する情報提供

c 平成 18 年度に作成した「働きざかりの健康応援 B O O K」～中部地区健康関連施設等情報誌～に新しい情報を加え当所ホームページへ掲載

(ウ) 中部地区地域・職域連携推進研修会等の開催

日 時：平成 20 年 3 月 14 日 午後 2 時～ 4 時

場 所：中部福祉保健所 3 階研修室

テーマ：中部地区健康づくり支援事業「仲間 de 健康づくり」実践報告会

報告者等：宜野湾市食生活改善推進員 岸本恒子氏

恩納村婦人会 小谷久美氏

参加者数：24 名

疾病対策（健康推進班）

1 感染症対策事業

（1）感染症予防事業

ア 法的根拠

平成11年4月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、当該法に関する施行令などを含め「法令等」と略す。）が施行された。その後、SARS、鳥インフルエンザなど重篤な新興感染症の発生に伴い、これら感染症に対する新たな対策が盛り込まれ、当該法令等は平成15年11月に改正された。平成18年度には、一～三類感染症に準じた対策を必要とする指定感染症としてインフルエンザ H5N1が指定され、当該指定は平成19年度も継続された。さらに平成19年4月には、従来は二類感染症として指定されていた疾病が三類感染症指定となるなどといった類型の見直しが行われ、一～四類全数把握対象疾病が大幅に増加したり、くわえて結核予防法の感染症法への統合による結核の二類感染症としての指定がなされるなどといった大幅な法令等の改正が行われた。

当該法令等においては、感染力や症状の重篤性などの危険性が高い順に類型化された一～五類感染症について、発生時の感染拡大防止の対策を図るなど平常時より予防に関する啓発等を行うこととなっている。

県独自の取り組みとしては、麻しん発生を迅速に把握するとともに、麻しん発生時における関係各機関の具体的対応を示すことにより麻しん発生 0 を目指し、平成 15 年 10 月に「沖縄県麻しん発生時対応ガイドライン」が制定・運用されてきた。これに関連して 10 ～ 20 代を中心とした平成 19 年の全国的な麻しんの流行などにより、国による当該法令等のさらなる改正となる麻しん及び風しんの五類定点把握疾病から五類全数把握疾病への改正・施行（平成 20 年 1 月 1 日）を受け、前記ガイドラインの改定が模索されているところである。

イ 保健所における感染症対策

- （ア）発生予防・・・ 予防接種の推進 平時における感染症発生動向調査
平時からの予防対策に係る所内関係者相互の連携
- （イ）蔓延防止・・・ 健康診断・就業制限・入院 消毒及び衛生教育
積極的疫学調査
- （ウ）普及啓発と人権への配慮
- （エ）緊急時の連絡体制・・・ 市町村・県・医療機関との連絡体制

（2）感染症発生動向調査事業

ア 法的根拠

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」12 ～ 16 条により、一～五類感染症について届出・発生動向の把握、情報公表等について定められている。

イ 事業内容

一～五類感染症について、医療機関より届出を受け動向を分析し、その情報を公表している。各保健所は、感染症発生動向調査システムにより県健康増進課へ対象疾病が全数把握か定点把握かといった軽重に応じて随時又は定期的に報告している。

- （ア）全数把握：すべての医師は、全数把握対象の感染症を診断した場合、管轄保健所を經由し都道府県知事に届け出なければならない。

(イ) 定点把握：指定届出機関の医師が定点把握対象感染症を診断した場合、管轄保健所を經由し都道府県知事へ届け出なければならない。

< 中部保健所管内の定点医療機関数（県全体の定点医療機関数との対比含む） >

区分	定点種別	定点数（中部）	定点数（県）	備 考
週報	インフルエンザ	20カ所	58カ所	左記定点医療機関は感染症法令等により、主に保健所管内人口規模を指標として設定されている。
	小児科	12カ所	34カ所	
	眼科	3カ所	10カ所	
	基幹	2カ所	7カ所	
月報	基幹	2カ所	7カ所	なお、STD 定点の設定は本島内保健所のみである。
	性感染症（STD）	4カ所	12カ所	

ウ 感染症法における対象疾病

類 型	医師の届け出	疾 病 名 称
一 類	診断後直ちに	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 南米出血熱
二 類	診断後直ちに	急性灰白髄炎、ジフテリア、 結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）
三 類	診断後直ちに	腸管出血性大腸菌感染症、 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
四 類	診断後直ちに	E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症、 オムスク出血熱、キャサヌル森林病、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ、鼻疽、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、ロッキー山紅斑熱
五 類	診断後7日以内に届出	（全数把握） アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症

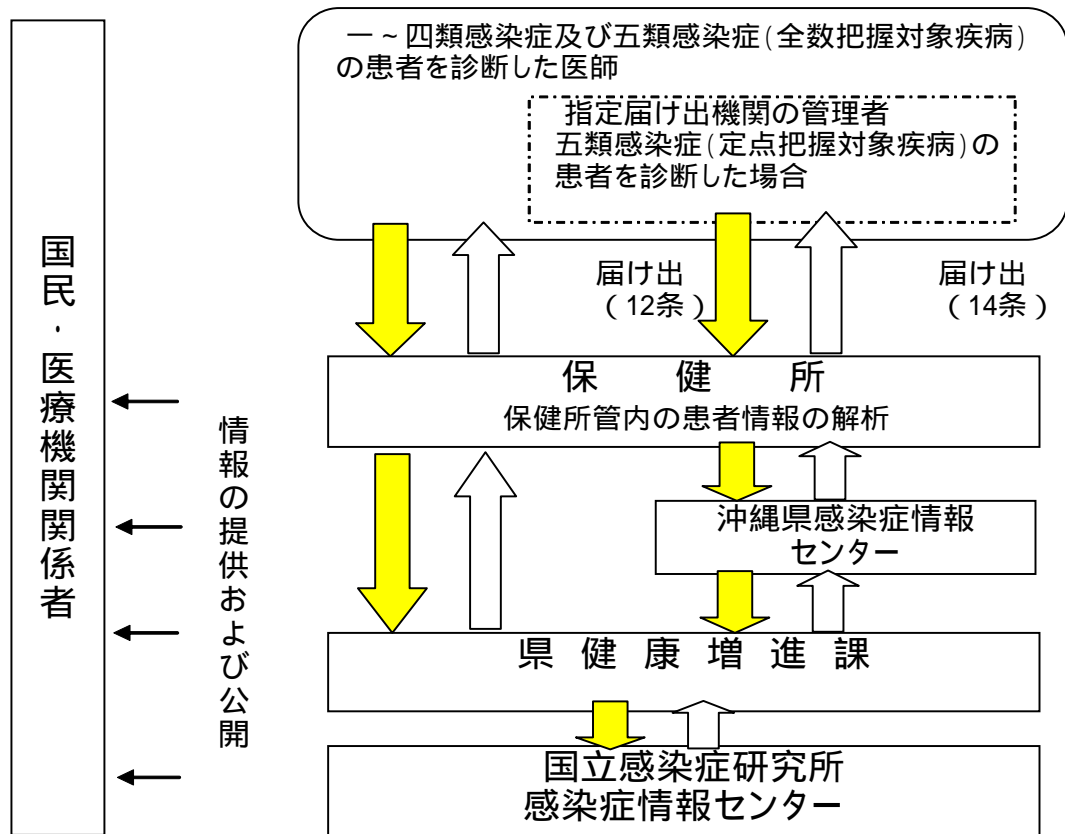
五 類	週単位 で報告	<p>(定点把握)</p> <p>インフルエンザ定点： インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)</p> <hr/> <p>小児科定点： RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、百日咳、*風しん、ヘルパンギーナ、*麻しん(成人麻しんを除く)、流行性耳下腺炎</p> <hr/> <p>眼科定点： 急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎</p> <hr/> <p>基幹定点： クラミジア肺炎(オウム病を除く)、細菌性髄膜炎、マイコプラズマ肺炎、*成人麻しん、無菌性髄膜炎</p>
	月単位 で報告	<p>性感染症(STD)定点： 性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症</p> <hr/> <p>基幹定点： ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、薬剤耐性緑膿菌感染症</p>
法第14条 第1項で 省令規定 の疑似症	診断後 直ちに	<p>摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く)若しくは発熱及び発疹又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く)</p>
指 定 感染症	診断後 直ちに	<p>インフルエンザ(H5N1)</p> <p>指定感染症：一～三類に分類されない感染症において、同各類に準じた対応の必要が生じた感染症で、政令により指定される。</p>

1 上記疾病名称の斜体太文字は法令等改正・施行の際(平成19年4月)に追加又は変更のあったものである。

2 上記*印の付された疾病のうち、風しん・麻しんについては法令等改正・施行(平成20年1月1日)に伴い、五類疾病(全数把握)に変更された。

なおこの際、上記にてこれら2疾病と同じく*印の付された成人麻しんは麻しんに統合された。

感染症法に基づく感染症発生動向調査の概要



一～三類感染症発生状況

区分	平成17年		平成18年		平成19年		
	中部	沖縄県	中部	沖縄県	中部	沖縄県	
一類感染症	エボラ出血熱						
	クリミア・コンゴ出血熱						
	痘そう						
	ペスト						
	マールブルグ病						
	ラッサ熱						
	南米出血熱						
二類感染症	急性灰白髄炎						
	ジフテリア						
	重症急性呼吸器症候群						
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	2	40(18)	5(2)	30(5)	3	44(23)
	0-157	1	24(13)	1	14(1)		5
	0-26	1	11(2)	2(1)	4(2)	2	31(23)
	0-111		4(2)		1	1	5
	0-103				6(1)		1
	0-165				2		1
	0-126			2(1)			
	0-119				1		
	0-91		1(1)				
	型不明				2(1)		1
	コレラ		1		1		
	細菌性赤痢		3		5(1)		
腸チフス							
パラチフス					1	1	

()はうち無症状病原体保有者

中部保健所管内 (年齢別)

平成19年 (単位:人)

病 疾	平成19年 (単位:人)												合計							
	~5月	~11月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10~		15~	20~	30~	40~	50~	60~	70~
1 インフルエンザ	34	112	319	398	395	427	386	446	392	337	306	1,100	539	1,007	1,114	518	357	212	283	8,682
2 RSウイルス感染症	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
3 咽頭結膜炎	0	2	4	3	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13
4 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	1	4	26	43	54	53	62	58	41	20	22	33	2	5	0	0	0	0	0	424
5 感染性胃腸炎	16	97	157	94	63	63	46	45	33	38	20	65	16	74	0	0	0	0	0	827
6 水痘	48	87	313	278	186	134	58	30	17	14	8	15	2	2	0	0	0	0	0	1,192
7 手足口病	4	36	225	121	47	20	11	6	5	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	482
8 伝染性紅斑	0	2	4	4	3	3	5	7	5	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	39
9 突発性発疹	25	133	102	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	271
10 百日咳	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
11 風疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
12 ヘルパンギーナ	1	8	15	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
13 麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 流行性耳下腺炎	0	3	6	11	5	9	9	8	4	2	5	9	1	0	0	0	0	0	0	72
15 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 流行性角結膜炎	0	1	5	1	4	3	1	2	1	3	5	8	3	23	21	7	13	5	3	109
17 細菌性髄膜炎 (真菌性含む)	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
18 無菌性髄膜炎	0	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	6	1	0	3	0	0	17
19 マイコプラズマ肺炎	0	27	322	0	0	0	81	0	0	0	0	31	6	19	22	2	6	1	2	519
20 クラミジア肺炎 (オウム病除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 成人麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	131	521	1,501	969	762	714	662	602	499	420	370	1,267	570	1,140	1,159	527	380	220	291	12,705

中部保健所管内 (市町村別)

平成19年 (単位:人)

病 疾	平成19年 (単位:人)											合計	
	宜野湾	沖繩市	うるま	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村		その他
1 インフルエンザ	734	2,094	2,426	171	363	844	920	285	393	134	73	245	8,682
2 RSウイルス感染症	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
3 咽頭結膜炎	9	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	13
4 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	23	83	99	5	2	10	97	38	56	3	1	7	424
5 感染性胃腸炎	257	98	139	10	6	8	146	27	80	17	10	29	827
6 水痘	254	216	252	6	2	10	185	82	101	32	14	37	1,191
7 手足口病	80	93	105	4	6	7	97	23	45	10	4	9	483
8 伝染性紅斑	10	15	8	0	0	0	3	2	0	1	0	0	39
9 突発性発疹	7	69	88	3	3	1	55	12	20	5	0	8	271
10 百日咳	2	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7
11 風疹	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
12 ヘルパンギーナ	0	7	4	1	0	0	18	2	1	0	0	1	34
13 麻疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 流行性耳下腺炎	17	8	19	2	0	3	13	2	2	1	1	4	72
15 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 流行性角結膜炎	42	28	18	0	0	1	0	1	4	0	5	10	109
17 細菌性髄膜炎 (真菌性含む)	1	2	3	0	1	0	1	1	0	0	0	1	10
18 無菌性髄膜炎	0	6	5	1	0	0	3	0	1	1	0	0	17
19 マイコプラズマ肺炎	8	139	174	10	4	31	63	21	30	10	1	28	519
20 クラミジア肺炎 (オウム病除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 成人麻疹	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	1,446	2,860	3,344	213	387	915	1,604	496	736	216	109	379	12,705

(3) 感染症診査協議会

ア 概要

- (ア) 設置根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」と略す。）第24条5項に基づき、沖縄県感染症診査協議会条例を制定
- (イ) 設置目的：同法20条第1項の規定による勧告及び同条第4項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議させるため、都道府県知事の諮問に応じ、各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。
- (ウ) 開催：平成15～18年度中の開催はなし

従来は結核予防法で規定されてきた結核に関する取り扱いが、平成19年4月からの同結核予防法の感染症法への統合による結核の二類感染症指定に伴い、かつての結核審査会が感染症法における感染症診査協議会へその機能が実質的に継承されることとなったことを付記する。

(4) エイズ対策事業

ア 法的根拠

かつては「エイズ予防法」に基づいて実施されていた当該事業は、平成11年4月より施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」と略す。）に継承され、同法に基づいて継続して事業実施されることとなった。

イ 事業内容

保健所においては、昭和62年よりエイズに関する相談やHIV抗体検査を実施しているが、検査希望の方が同検査をより受けやすくするために、平成5年10月よりHIV抗体検査が匿名受け付けでかつ無料で受けられるといういわゆる通常検査と呼ばれる態勢で開始された。

中部保健所においてはその後平成17年4月から、その日のうちに結果がわかるHIV抗体検査の即日検査（予約制で実施日は毎週水曜日）が新たに開始された。

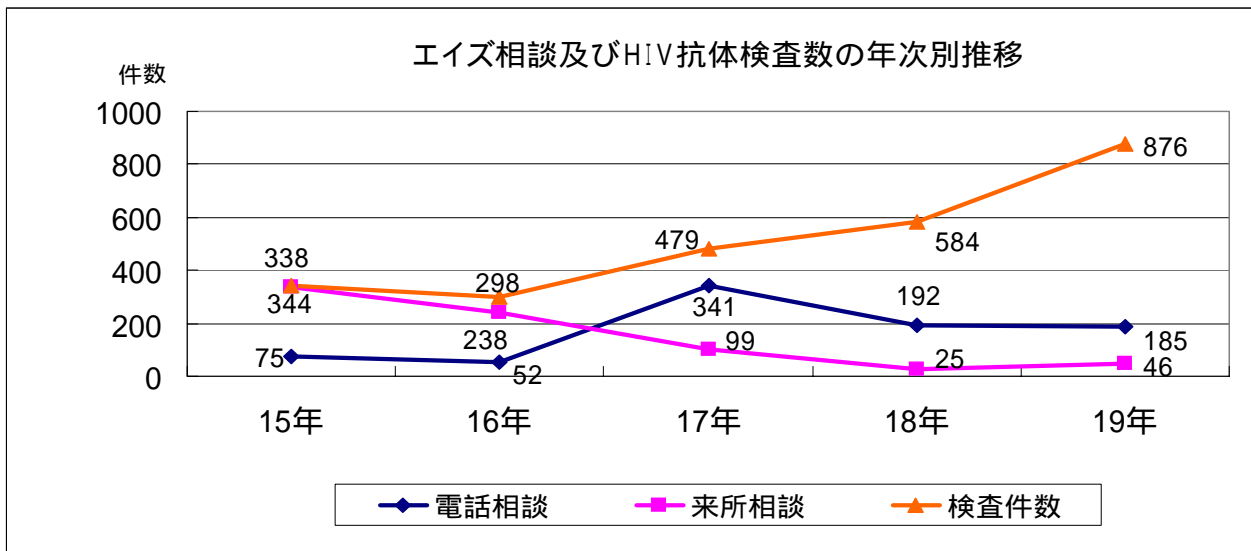
また、同検査は平成18年4月から検査実施日が拡大された（各検査日前日までの予約制で毎週火・水曜日の実施）。

さらには平成19年5月から夜間即日検査（毎月第三水曜日に実施）が導入され、いっそうの検査体制の拡充による受検者に対する利便性の向上が図られている。

その他エイズに関する啓発活動として、平成18年度からHIV検査普及週間が沖縄県を含め特にHIV感染者・エイズ患者報告の多い自治体を対象に全国一斉に開始された。平成19年度については当所の場合、前述の夜間即日検査が6月1日から7日の当該週間の期間中の水曜日も実施され、併せて県内全域で販売される月刊タウン情報誌二誌にて同夜間即日検査に関する広報が行われた。

また、12月1日の世界エイズデーに向けた機運を盛り上げかつ特に若者への意識づけを目的に、沖縄国際大学構内にて11月上旬に本島内各保健所別HIV検査体制一覧表や性感染症全般に関するウェブサイトなどを記載した小紙を添付したポケットティッシュの一斉配布が行われた。所内においても県内におけるエイズ関連統計のパネル展示、パンフレット配布が日常的に行われている。

さらには、管内市町村及び小中高等学校に対し、エイズを初め性感染症感染防止を目的とした普及啓発用のパネル・図書・ビデオ等の貸し出しなどが行われた。



エイズ相談及び HIV 抗体検査数の年次（年度）別推移 単位：人

区分	15年(15年度)	16年(16年度)	17年(17年度)	18年(18年度)	19年
電話相談	75 (77)	52 (106)	341 (318)	192 (180)	185
来所相談	338 (327)	238 (274)	99 (36)	25 (27)	46
検査数	344 (330)	298 (331)	479 (526)	584 (628)	876

感染症に関するデータは暦年ベースが主であるため、以降暦年記載をメインとする。
 なお、上記を含め感染症に係る本稿のデータ集計は平成 20 年 1 月末日時点である。

ウ 中部保健所地域エイズ対策連絡協議会

(ア) 委員名簿（任期：平成 18 年 11 月 5 日～平成 20 年 11 月 4 月）

項目	氏名	所属・職名
委員	桑江喜代子	上村病院 看護師総婦長
委員	宜保 幸恵	うるま市市民健康課
委員	大城トモ子	北谷町健康保険課
委員	久保田尚子	沖縄市立安慶田小学校 養護教諭
委員	喜舎場直美	普天間高校 養護教諭
委員	仲宗根 賢	中頭教育事務所 指導主事
委員	加賀美裕子	元 HIV 人権ネットワーク沖縄
委員	遠藤 和郎	県立中部病院 内科部長
委員	勝連 宏子	沖縄市立コザ中学校 PTA 会
委員	林 秀佳	沖縄国際大学 学生
委員	中本 岩郎	沖縄国際大学 学生
委員	松野 朝之	中部保健所 健康推進班長

(イ) 概要

- a 設置根拠：厚生省保健医療局通知（平成 14 年 3 月 27 日付健発第 327013 号）
エイズ対策促進事業実施要綱に基づき、中部保健所地域対策エイズ対策連絡協議会設置要綱を定める。
- b 設置目的：エイズ対策の円滑かつ効果的な推進について、関係団体等と協議し、地域の連携と協力体制づくりを図ることを目的とする。
- c 開催日時：平成 19 年 11 月 19 日（月）

(5) 予防接種事業

ア 法的根拠

「予防接種法」に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種に対し指導を行っている。

イ 事業内容

市町村の実施に対する助言や、住民・市町村担当からの問い合わせ対応、管内市町村の実施状況の取りまとめを行い、県健康増進課へ報告する。

< 予防接種従事者研修会・会議 >

期日：平成19年9月19日（木）午後2時00分～4時30分 県立浦添看護学校

対象：県内市町村予防接種担当課長及び担当者・保健師等 参加者約100名

内容：「麻疹及び風しんに係る定期予防接種について」

「沖縄県で検出された麻疹ウイルスの解析」

上記の県健康増進課主催の研修会に加え、管内市町村担当を集めての各保健所主催の予防接種担当者会議が開催されるのが通例だが、平成19年度は10月下旬頃から12月頃にかけて管内で麻疹の集団感染が発生したことから、急速に11月に2度にわたり、当所をはじめ管内市町村担当者・市町村教委関係者・地区医師会やはしか0707外委員会委員の医師らが一堂に会しての麻疹対策会議が開催され、保健所による麻疹の感染拡大防止策や医療機関の対応、市町村によるいっそうの予防接種の推進や学校現場などにおける麻疹対策の重要性などについての意見交換が行われた。

また、これら以外にも同時期に個々の学校関係者や医療機関関係者との情報交換なども行われた。

予防接種に関する相談件数

平成19年

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話	2	8	10	12	34	16	8	9	10	6	10	6	131
来所		1			1	3					1		6

ウ 沖縄県麻疹全数把握調査報告

保健所別麻疹発生報告者数

平成19年

区分	県内各保健所別内訳						合計
	北部	中央	南部	宮古	八重山	中部	
報告数	13	24	13	4	9	69	132
麻疹	2	4	1	1	1	13	22
否定	11	20	12	3	8	55	109
保留						1	1

上記調査報告は県独自の調査であり、いわゆる感染症法に基づく発生動向調査とは異なる。

麻疹と診断された者の内訳 平成 19 年

年齢	県	中部
1歳未満		
1歳	1	1
2～5歳		
6～9歳		
10～14歳	2(1)	2(1)
15～19歳	4(3)	2(1)
20代	11(4)	6(1)
30代	3	2
40代	1	
50代以上		
合計	22(8)	13(3)

()はうちワクチン接種歴ありの人数

< 各レベルにおける保健所の役割 >

- ・レベル1・・・麻疹検体を医療機関より回収し県衛生環境研究所へ搬送
麻疹発生情報を管内市町村予防接種担当・市町村教委・地区
医師会へ提供する。
- ・レベル2・・・レベルに加え、麻疹発生があった市町村と連携し保育所・学
校等における予防接種実施状況を取りまとめ、未接種者へ早期
接種を勧奨する。
- ・レベル3・・・県内の麻疹発生動向に注意し、市町村等関係機関と連携し、住
民への積極的な情報提供、相談など地域における感染拡大防止
を図る。

(6) その他

感染症に関する住民からの相談として、性感染症（STD）、B型肝炎・C型肝炎
に関する相談への対応や抗体検査を実施している。

平成 19 年

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
S T D	電話	3	2	2	3	6	5	8	3	5		1	38	
	来所		2	1	1	2	5	1	3	3	2	1	21	
B 型 肝 炎	電話	1	6	1	2		1	4	4	1	2	1	23	
	来所			1			2	1		1		3	8	
C 型 肝 炎	電話		4		1		2	3	3	1	3	12	35	
	来所			1			2	1		2	1	2	9	
予 防 接 種	電話	2	8	10	12	34	16	8	9	10	6	10	6	131
	来所		1			1	3					1		6
感 染 の 症 他	電話	2	3	6	5	19	3	2	6	4	5		4	59
	来所					1	5	4						10
月合計	8	26	22	24	63	44	31	29	24	21	25	52	369	

2 結核対策事業

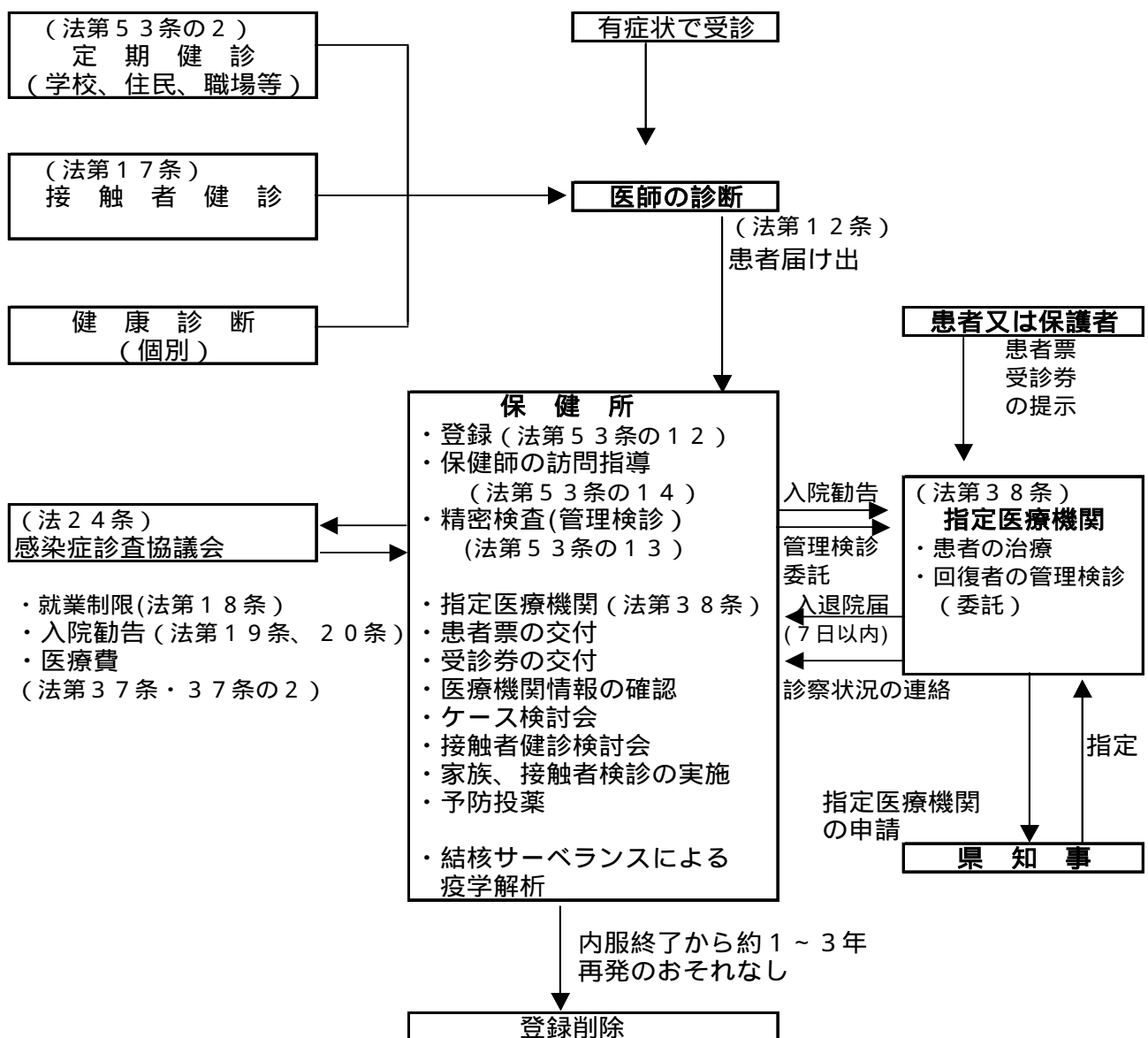
結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、公共の福祉を増進する事を目的とする。

(1) 結核対策における保健所の役割

結核対策は、感染症法に基づいて行われており、登録開始から削除に至る全期間で、患者・回復者・家族に対し保健所で把握された諸情報、訪問で把握された情報、主治医からの情報を基に医療の円滑な実施、社会復帰、周囲への感染防止のための支援を行っている。

(2) 体系図

結核患者の届出から登録削除まで



(3) 結核登録患者状況

ア 新登録患者数及び罹患率の年次推移

年	中部保健所				沖縄県		全国	
	新登録者(人)		罹患率		新登録者 (人)	罹患率	新登録者 (人)	罹患率
	石川	コザ	石川	コザ				
昭和50年	137	238	127.1	109.4	1,163	111.6	108,088	96.6
昭和60年	75	111	62.8	43.5	585	49.6	58,567	48.4
平成15年	96		20.9		329	24.4	29,717	23.3
平成16年	104		22.5		339	25.0	29,736	23.3
平成17年	114		24.4		310	22.7	28,319	22.2
平成18年	100		21.4		285	20.8	26,384	20.6
平成19年	94		20.0					

* 罹患率：人口10万対 * 平成19年については中部保健所まとめによる

平成19年の新登録患者数は94人で前年比で6名減。罹患率は20.0となっており、前年の21.4より1.4低くなっている。

イ 学会分類別新登録患者年次推移

年	区分	活動性結核								予防投薬 (別掲)
		総数	肺結核活動性						肺外結核 活動性	
			総数	喀痰塗抹陽性		その他結 核菌陽性	菌陰性・ その他			
				総数	初回治療			再治療		
平成15年	中部	96	69	36	35	1	10	23	27	12
	県	329	242	127	120	7	53	62	87	56
平成16年	中部	104	72	37	34	3	24	11	32	21
	県	339	237	119	109	10	70	48	102	67
平成17年	中部	114	76	35	33	2	28	13	38	6
	県	310	211	90	82	8	84	37	99	29
平成18年	中部	100	66	36	34	2	23	7	34	7
	県	285	192	98	90	8	63	31	93	18
平成19年	中部	94	60	32	27	5	23	5	34	4
	県									

* 資料：結核の現状(沖縄県) * 平成19年については中部保健所まとめによる

肺結核喀痰塗抹陽性(感染性あり)は、全登録の34%。肺外結核は36.2%であり、なかでも結核性胸膜炎、リンパ節結核が多い。

ウ 年齢階級別新登録患者数

年齢区分	平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		
	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内	県	管内	
	329	96	339	104	310	114	285	100		94	
年齢階級別	0～4	0	0	1	0	3	0	1	1		0
	5～9	0	0	0	0	1	0	1	0		0
	10～14	0	0	0	0	1	0	3	1		0
	15～19	1	0	2	1	2	2	3	1		0
	20～29	17	2	15	3	15	3	15	6		4
	30～39	30	11	24	7	26	8	17	5		7
	40～49	37	14	30	9	25	11	22	5		8
	50～59	47	12	54	17	39	14	32	11		10
	60～69	62	19	63	27	48	16	40	13		15
70才以上	135	38	150	40	150	1	150	57		50	

* 資料：結核の現状（沖縄県） * 平成19年については中部保健所まとめによる

平成19年は0～14才の届出は0であった。70歳以上の高齢者が全体の53.2%を占めている。

エ 市町村別新登録患者年次推移

市町村	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率	新登録数	罹患率
宜野湾市	22	24.6	22	24.4	15	16.6	15	16.5
沖縄市	32	25.5	32	26.0	22	17.2	18	14.0
うるま市	石川市	(4)	17.9	(5)	/	/	/	/
	具志川市	(14)	21.9	(12)	/	/	/	/
	与那城町	(4)	30.7	(3)	/	/	/	/
	勝連町	(5)	36.7	(4)	/	/	/	/
小計	27	23.9	24	21.7	29	25.5	28	24.6
恩納村	3	31.6	3	31.1	6	62.1	3	30.8
宜野座村	1	20.0	1	19.8	0	0	1	19.4
金武町	2	19.2	3	28.3	3	28.0	1	9.3
読谷村	6	16.0	10	26.4	6	13.4	9	24.0
嘉手納町	5	36.6	9	66.0	5	36.8	1	7.4
北谷町	2	7.5	3	11.1	7	25.9	7	25.8
北中城村	4	24.5	5	30.5	3	19.0	5	31.5
中城村	0	0	1	6.1	4	24.8	6	36.5
管内総数	104	22.5	114	24.4	100	21.4	94	20.0
沖縄県	339	25.0	310	22.6	285	20.8		

* 平成19年については中部保健所まとめによる

平成19年の市町村別罹患率をみると、中部管内罹患率20.0より高くなっている市町村はうるま市24.6、恩納村30.8、読谷村24.0、北谷町25.8、北中城村31.5、中城村36.5である。

(4) 患者管理

ア 国の結核対策

現在我が国の結核罹患状況は、かつての青少年層の結核罹患・初感染発病を中心とした罹患から一変し、基礎疾患を有する既感染の高齢者の罹患が中心となっている。また、高齢者のみならず、高発病、遅発見、治療中断、伝播高危険群等の特定地域や住民層の存在が疫学的に明らかになっている。これらへ対応するため、結核予防の適正化と治療の強化、きめ細かな個別対応、人権への配慮、地域格差への対応のため都道府県による結核予防計画の策定等、結核対策を総合的かつ計画的に推進していく。

イ 中部保健所地域DOTS事業

平成17年4月の結核予防法改正（平成18年感染症法に統合）により、結核患者の確実な服薬のための指導や指示は、保健所長や医師の責務として定められ、DOTS（注）の推進が求められている。

（注）DOTSとは支援者が服薬を見守り治療を支援するという方法です。

事業の詳細については3調査研究（1）「結核対策特別推進事業」を参照

（ア）中部保健所では平成15年度から、結核特別対策事業として地域DOTS事業を実施している。疾病予防班員で構成する地域DOTSチームにより、毎月1回所内地域DOTS検討会議を開催し、服薬中断が予測されるハイリスク者に対して、事例検討・訪問DOTSによる服薬確認・服薬支援評価を行っている。

（イ）平成16年11月から毎月1回コホート検討会を実施し、服薬患者全数の服薬状況・菌検査情報・治療状況の報告を行い、全患者の治療完遂を目指している。全患者の状況を知ること、服薬継続の問題を早期に把握し、服薬中断の予防に努めている。

ウ 訪問指導（感染症法53条の14）状況

患者の届出により、早期（1週間以内）の患者面接を、実施している。平成19年度の患者面接・訪問指導実人員は213人、延人員669人である。そのうちDOTS指導は実人員123人（57.7%）、延人員559人（83.6%）ある。

平成19年4月～平成20年3月

訪 問 指 導				来所相談	電話相談
実人員	DOTS 実人員 (再掲)	延人員	DOTS 延人員 (再掲)	DOTS 延人員	DOTS 延人員
213	(123)	669	(559)	281	524

エ 結核相談室における結核登録患者への支援状況

結核登録者の来所相談では、要医療者の公費申請時の来所が多い。

来所時に結核治療への意識づけ、DOTS（服薬確認）への協力依頼や結核の接触者健康診断を行っている。

(平成19年4月～平成20年3月)

来所数	来所内訳(延)		
	要医療者 (公費申請・相談)	管理検診	予防投薬
270	200	33	37

オ 感染症診査協議会

感染症法第24条により設置され、感染症法第18条第1項の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに第20条第4項の入院の延長、第37条の2申請に関する必要な事項を審議を行い、結核の適正医療を地域の医療機関に指導している。また、保健所が実施する結核接触者健診や結核対策に関する意見・助言を行う。

平成19年4月の感染症法改正により、人権の尊重の確保と措置の適合性を担保する観点から、委員は医師だけでなく、医療以外の法律に関し学識経験者と医療及び法律以外の学識経験者も参加し協議される。ちなみに委員は6名で委嘱されている。

(ア) 感染症診査協議会開催状況

平成19年度開設回数：26回（原則として毎月第2、第4木曜日開催）

(イ) 公費負担申請諮問件数

公費負担申請諮問件数	承認		保留		不承認	
	37条の2	37条	37条の2	37条	37条の2	37条
225	145	77	2	0	1	0

37条の2・・・外来治療患者に対する適正医療の公費負担

37条・・・就業制限・入院勧告・入院期間の延長等入院患者の医療費公費負担

(ウ) 感染症診査協議会委員

区分	氏名	所属・職名
委員長	宮城 茂	独立行政法人国立病院機構沖縄病院呼吸器内科医長
委員	玉城 和則	医療法人敬愛会中頭病院呼吸器内科部長
委員	玉城 仁	県立中部病院内科医師
委員	遠藤 和郎	県立中部病院内科副部長
委員	比屋根キヨ子	なし
委員	池間 透	なし

(5) ハイリスク者対策

ア 接触者健康診断の実施(法第17条)

結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源調査を目的に患者家族や接触者に対して実施する喀痰塗抹陽性患者との接触者に対して、定期的な健診と発病予防・有症状時の早期受診等の健康教育を実施し、2年間の経過視察を行っている。

(ア) 接触者健康診断検討会の実施状況

平成19年 検討状況			検討結果				
回数	検討 実件数	検討 延件数	接触者検診対象(件数)			対象外	
			同居家族	その他の接触者		定期検診 指導	不要
				個別検診	集団検診 (職場等)		
21	41	62	28	14	27	3	19

検討会結果は41件のうち同居家族は28件(68.3%)で、職場・学校・医療機関等集団検診が必要となったのは27件(65.8%)であった。

(イ) 管内の接触者健康診断受診状況

平成19年						
接触関係	対象者	受診者	受診率	患者発見	予防投薬	
患者家族(同居)	213	202	94.8%	1	1	
別居家族等	174	135	77.6%	1	2	
他	一般病院	443	416	93.9%	0	0
	老人・福祉施設等	79	77	97.5%	0	0
	職場・学校等	209	204	97.6%	0	0
計	1,118	1,034	92.5%	2	3	

平成19年接触者健診対象者は1,118名で1,034名(92.5%)受診している。患者家族、別居家族から2名の結核患者が発見された。

(ウ) 所内の接触者健康診断の実施状況

平成19年														
来所者数	来所者内訳						健診内容				結果			
	接 触 者 数	同 居 家 族 の 数	接 触 者 以 外 の 数	ハ イ リ ス ク 児 数	の ハ イ リ ス ク 児 数	希 望 来 所 数	か ら の 健 康 診 断 数	結 核 健 診 数	検 痰 数	ツ 反 検 査 数	B C G 接 種 数	他 機 関 紹 介 数	経 過 観 察 数	経 観 終 了 数
847	267	559	9	9	5	0	847	20	33	0	7	485	352	3

平成19年所内での来所受診者は延べ847名で、接触者は826名である。他医療機関に紹介後、結核患者と診断されたのは2名。予防投薬は接触者3名であった。

イ 接触者健康診断に関する健康教育の実施状況

健康教育実施状況		
施設数	回数	人数
2	2	25

ウ ハイリスク児対策

平成17年4月結核予防法改正により6ヶ月未満児にBCG直接接種の方法が導入されたことに伴い、コッホ現象疑いとして紹介された児に対し経過観察を行っている。またそれらの児に対して周囲の感染源調査も併せて実施している。

平成18年度コッホ現象疑い児の紹介は5名で、4名はBCGの通常の経過と確認された。1名は予防投与を開始した。平成19年度は2名紹介され、1名は経過観察終了、1名は経過観察中になっている。

(6) 生化学検査・結核菌検査(塗抹検査、培養検査)(平成19年4月～平成20年3月)

血液検査			喀痰検査			
QFTB	血球計算	生化学	塗抹	培養	同定	薬剤感受性
13	11	30	46	46	5	0

(7) レントゲン種別直接・間接撮影の状況(平成19年4月～平成20年3月)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
要医療								1				1	2	
管理検診	3		2	2	3			2	2	1	1	7	23	
定期外	(直接)	70	52	77	42	93	50	60	83	92	57	75	151	905
	(間接)	67					37	17	65			26	48	260
合計	140	52	79	44	96	87	77	151	94	58	102	207	1190	

(8) 啓発活動(結核予防に関する知識の普及啓発)

ア 結核予防週間(9月24日～30日)

結核予防週間を契機として、結核に関する正しい知識を国民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを趣旨とする。

(ア) 結核研修会等の開催

地域、医療機関、一般住民に結核に対する予防活動を推進するために研修会を開催した。

a 結核指定医療機関事務担当者研修会

日時：平成19年9月19日(水)午後3時半～5時

場所：中部福祉保健所

講師：結核事務担当 比嘉真弓

参加者：34名(23施設)

対象：管内結核指定医療機関事務担当

b 結核予防婦人会研修会(地域DOTS協力者育成研修会)

日時：平成19年10月29日(月)午前10時～12時

場所：中部福祉保健所

講師：保健師 金城恵子

参加者：23名

対象：結核予防婦人会

(イ) 広報資料等の配布

結核予防週間において、ポスターやリーフレットを活用して、管内医療機関へ68部、中部地区薬剤師会薬局へ130部配布し、結核予防の周知を図った。

また、中部地区結核予防婦人会の協力のもと、管内の大型店舗店4カ所においてチラシ配布を実施し、街頭啓発活動を行った。

(エ) パネル展示

ちばなクリニック、保健所において、結核に関する基礎知識、管内市町村別結核罹患率等のパネル展示を実施。

(9) その他

ア 結核サーベイランス事業

(昭和61年健医発第704号厚生省保健医療局通知による)

結核に関する情報を全国規模で迅速に収集、解析、還元するコンピューター・オンラインシステムを樹立し、有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的とする。

イ 結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法による公費負担患者の医療を担当させるため、感染症法38条に基づき厚生大臣又は都道府県知事が、開設者の指定申請を得て指定するものであり、所在地を管轄する保健所が申請窓口となっている。

結核指定医療機関数

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
68(1)	146(1)	1

()は平成19年度新規指定数

ウ 管理検診委託状況

管理検診は、保健所のほか、委託を受けた指定医療機関においても実施される。

委託は受診者の便宜を図り、検診の効率的な実施を目的に行われ、平成19年度は19医療機関と契約締結している。

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況報告(法第53条の2、53条の7)

市町村長、事業所、学校長及び施設の長が行った定期健康診断及び予防接種の実績は、「結核健康診断予防接種月報」により保健所長を経由して知事に報告される。

3 その他の疾病対策

(1) 熱中症発生報告

ア 実施根拠

「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、県民並びに旅行者の健康管理に資することを目的に行っている。

イ 業務内容

6月から9月にかけて情報を公開し注意を呼びかけている。管内では県立中部病院、中部徳州会病院、中頭病院、ハートライフ病院、宜野湾記念病院を定点医療機関とし、週報として発生報告の情報を得ている。

県民・旅行者別 中部管内・県内発生状況

平成19年度

区分	居住地	期間外	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週	第9週	第10週	第11週	第12週	第13週	第14週	第15週	第16週	第17週	合計
		4/1-6/2	6/3-6/9	6/10-6/16	6/17-6/23	6/24-6/30	7/1-7/7	7/8-7/14	7/15-7/21	7/22-7/28	7/29-8/4	8/5-8/11	8/12-8/18	8/19-8/25	8/26-9/1	9/2-9/8	9/9-9/15	9/16-9/22	9/23-9/29	
中部	県民	7	0	13	10	9	18	22	34	21	21	6	43	5	14	8	11	4	8	254
	旅行者	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	計	7	0	15	10	9	18	23	35	21	21	6	43	5	14	8	11	4	8	258
県内	県民	8	1	22	16	19	35	38	91	61	45	20	85	20	32	19	24	8	22	566
	旅行者	0	0	2	0	0	2	3	1	3	3	0	1	0	2	1	0	0	0	18
	計	8	1	24	16	19	37	41	92	64	48	20	86	20	34	20	24	8	22	584

今年度の県内熱中症発生件数は584件。中部管内は258件。

管内では梅雨明けの第2週(6/10～6/16)に発生が増え、第11週(8/12～8/18)が多く発生しており、第12週(8/19～8/25)から収束傾向にあるが第13週(8/26～9/1)に再び増えている。今年度は第1週(6/3～6/9)以前の4月1日～6月2日までに県全体で8件で、内7件が中部管内での発生であるため、早い時期から熱中症予防啓発の周知が必要と思われる。

男女別・県民旅行者別 中部管内発生状況

平成19年度

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計	
患者数	7	59	100	8	0	5	25	5	8	4	6	31	258	
内訳 (再掲)	男	(5)	(53)	(90)	(7)	(0)	(5)	(21)	(5)	(8)	(3)	(5)	(28)	(230)
	女	(2)	(6)	(10)	(1)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)	(1)	(1)	(3)	(28)
	県民	(7)	(59)	(100)	(5)	(0)	(5)	(25)	(5)	(8)	(4)	(6)	(30)	(254)
	旅行者	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(4)

男女比では、男性が258件中230件と、ほとんどを占める。

昨年度4件だった旅行者の熱中症が今年度も4件発生と同件数であるため、旅行者に対して更なる注意喚起が必要である。

市町村別に見ると、うるま市が100件と最も多く、沖縄市59件となっている。

管内定点医療機関からの報告の中には中部保健所管轄外の市町村で発生した患者数が31件含まれている。

市町村別・年齢階級別 熱中症発生状況

平成19年度

患者数	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
		7	59	100	8	0	5	25	5	8	4	6	31
年齢内訳	0～9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	10～19	2	7	7	2	0	0	2	0	1	0	1	24
	20～29	1	14	17	1	0	0	4	1	1	0	1	49
	30～39	0	9	24	3	0	2	4	2	2	0	1	54
	40～49	2	11	13	0	0	1	3	1	2	1	1	38
	50～59	1	9	9	1	0	0	7	0	0	2	2	40
	60～69	0	4	11	0	0	0	1	1	1	1	0	20
	70～	1	5	18	1	0	2	4	0	1	0	0	32

年齢別に見てみると、30～39歳が54件と最も多く、20～29歳が49件、50～59歳が40件となっている。

市町村・発症要因別 熱中症発生状況

平成19年度

患者数	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城	中城村	管轄外	合計
		7	59	100	8	0	5	25	5	8	4	6	31
発症要因	農作業	1	3	14	1	0	1	2	0	1	0	0	23
	漁業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	水泳・甲羅干し	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5
	運動	3	8	24	1	0	1	2	1	1	1	2	47
	屋外作業	2	40	39	2	0	1	14	4	4	3	4	136
	屋内作業	1	6	11	0	0	0	5	0	0	0	0	24
	ゴルフ	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	その他	0	2	10	1	0	2	1	0	2	0	0	19

発症要因を見ると、屋外作業が136件と最も多く、次いで運動中の47件となっている。各現場管理者に注意を呼びかける必要がある。

平成19年度

	疾患名称	基礎疾患有(件数)
	中 部 保 健 所 管 内	アルコール依存症
アルコール性肝障害		1件
うつ病・喘息		1件
てんかん		2件
糖尿病		5件
右被殻出血		1件
肝機能障害		2件
気管支喘息		1件
高血圧・狭心症・不整脈		1件
高血圧・高コレステロール		1件
高血圧・高尿酸血症		1件
高血圧・糖尿病		1件
高血圧・糖尿病・肝臓病		1件
高血圧症		17件
高血圧症・尿路結石		1件
高脂血症		5件
高脂血症・痛風		1件
高脂血症・糖尿病		1件
高尿酸血症		1件
小脳障害		1件
心筋梗塞	1件	
心疾患	2件	
心不全	1件	
精神疾患	2件	
前立腺肥大症・高血圧症	1件	
統合失調症	2件	
脳梗塞	1件	
脳出血	1件	
肺癌術後	1件	
慢性腎不全	1件	
不明	1件	
	合計	60件

第1週から第17週までの全発生数258件中基礎疾患有りの患者60件(23.3%)

(2) 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンクドナー登録受付）

ア 根拠法令及び目的

(ア) 平成6年9月29日付厚生省発健医第1096号厚生省保健医療局長通知
「骨髄提供希望者登録推進事業実施要綱」

(イ) 「沖縄県骨髄提供希望者登録推進事業取扱要領」

沖縄県福祉保健部健康増進課 平成7年7月1日施行

(ウ) 目的：骨髄提供希望者が少しでも登録しやすい環境を整備するため、県の保健所で受け付け業務を実施し、骨髄提供者の確保を図ることを目的とする。

イ 骨髄バンク登録事業状況

骨髄提供希望者に対し骨髄移植及び骨髄バンク事業について説明し、本人の了解を得て一次用の採血を行い、検体を沖縄県赤十字血液センターに搬送している。

登録受付窓口：毎月第1・3水曜日の午前中（予約制）

登録受付件数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
8	11	14	17	17

ウ 骨髄提供希望者登録推進事業（骨髄バンク）における採血

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
0	0	6	1	1	2	1	1	2	0	2	1	17

(3) 石綿による健康被害に関する救済給付業務

ア 根拠法令及び目的

(ア) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」平成18年3月27日施行

申請は施行期日の一週間前（平成18年3月20日）より行うことができる

(イ) 「石綿健康被害救済給付業務委託契約」：沖縄県（文化環境部環境政策課）、
独立行政法人環境再生保全機構 平成18年4月10日締結

平成18年4月24日より保健所にて受付業務開始

(ウ) 目的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

イ 保健所で行う業務

(ア) 認定申請書、医療費請求書等の受付

(イ) 石綿健康被害救済制度及申請等の手続きの説明・相談

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6
認定申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別遺族弔慰金等請求件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

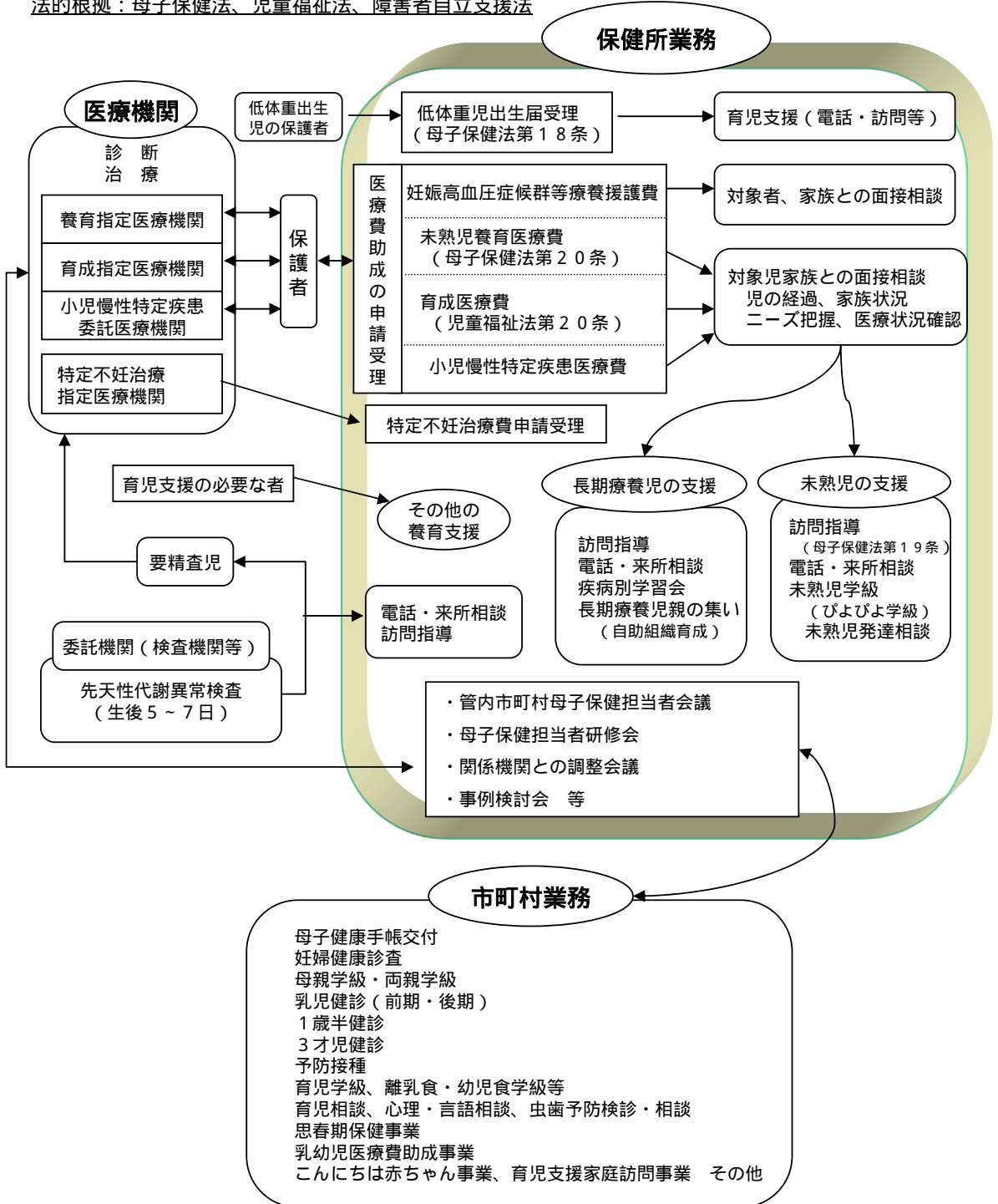
生活支援者施策

1 母子支援

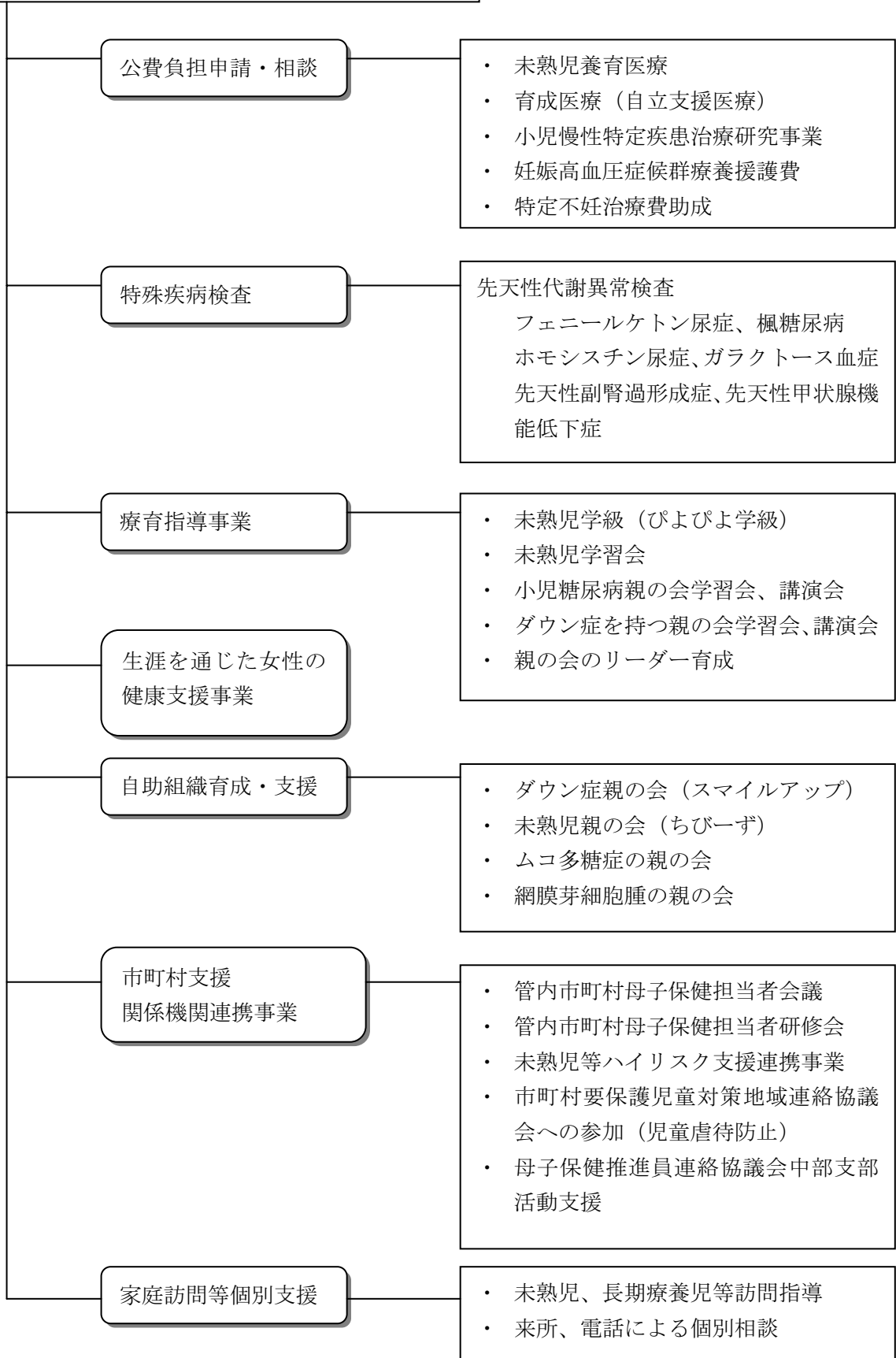
(1) 母子保健(地域保健班)

中部福祉保健所における母子保健業務体系 (図1)

法的根拠：母子保健法、児童福祉法、障害者自立支援法



中部福祉保健所における母子保健事業 (図2)



ア 医療費助成及び相談

(ア) 養育医療給付事業

根拠：母子保健法第20条

目的：養育のため病院又は診療所に入院の必要な未熟児に対しその養育に必要な医療を行う。

対象：出生体重が2000g以下の者。生活力が特に弱く、一般状態・体温・呼吸器・循環器・消化器系統のいずれかの症状を示す者。但し、先天性異常の疾患の症状は対象外である。

平成19年度市町村別養育医療交付状況

市町村	給付数	再掲			
		1000g以下	1001～1500g	1501～2000g	2001g以上
宜野湾市	34	4	7	19	4
沖縄市	57	8	16	21	12
うるま市	57	7	12	25	13
恩納村	6	1	2	3	0
宜野座村	2	1	0	1	0
金武町	7	1	3	2	1
読谷村	19	0	5	7	7
嘉手納町	7	1	0	3	3
北谷町	10	0	3	6	1
北中城村	6	0	1	5	0
中城村	7	1	2	3	1
合計	212	24	51	95	42

平成19年度医療機関別交付状況

管内医療機関						管外医療機関						合計
県立	その他					県立	公立			その他		
中部病院	やびく産婦人科	宮城産科婦人科	中頭病院	上村病院	名城病院	南部医療センター	那覇市立病院	琉大附属病院	赤十字病院	アトベンチセンター	系数病院	
140	8	1	1	1	1	18	5	23	6	3	2	3
140	12					52			8		212	

* 医療機関別状況をみると、県立中部病院から140人（66%）、管内その他の医療機関から12人（6%）、管外県立・公立医療機関から52人（25%）、管外その他の医療機関から8人の養育医療申請となっている。

(イ) 妊娠高血圧症候群療養援護費

根拠：母子保健施行通知

目的：早期に適正な療養を受けることにより妊産婦死亡、後障害を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生防止をする。

対象：対象疾患は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、産科出血及び心疾患である。ただし、所得課税額が年間30,000円以下の世帯の妊産婦が対象である。

内容：妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために7日以上入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。

平成19年度の受給者は3件であった。

(ウ) 育成医療

根拠：障害者自立支援法

目的：身体に障害のある児に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う

対象：身体障害者福祉法第4条の規定等に掲げる障害を有する児童又は現存する疾患が将来障害を残すと認められる児童であって確実な治療効果が期待できる者。

対象疾患は肢体不自由、視覚障害、聴覚平衡障害、音声言語・咀嚼機能障害、内臓障害。

表1 育成医療障害別給付数の推移（平成19年度）

肢体不自由	視覚機能障害	聴覚機能障害	音声言語機能障害	内臓障害			小腸機能障害	合計
				心臓	腎臓	その他		
138	15	27	78	73	6	151	4	492

表2 育成医療市町村別障害別（平成19年度）

障害別	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
肢体不自由	23	45	37	4	1	4	10	3	6	1	4	138
視覚機能障害	2	5	7	0	0	0	0	0	0	1	0	15
聴覚機能障害	7	4	5	1	0	4	4	1	0	0	1	27
音声言語機能障害	11	27	22	0	0	4	5	0	4	2	3	78
内臓障害	心臓障害	23	20	16	1	1	2	5	1	1	3	73
	腎臓障害	0	1	2	2	0	0	0	1	0	0	6
	その他	31	51	33	5	1	2	8	3	4	6	151
小腸機能障害	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	100	153	123	13	3	16	32	9	15	13	15	492

表3 指定医療機関別育成医療給付件数（平成19年度）

障害別	県立中部病院	県立南部医療センター	県立北部病院	琉球大学附属病院	那覇市立病院	中頭病院	中部徳州会病院	小児発達センター	浦添総合病院	ハートライフ病院	山内矯正歯科クリニック	その他県内医療機関	県外医療機関	合計
肢体不自由	20	45		52	1			15	1			2	2	138
視覚機能障害	6			3					2			3	1	15
聴覚機能障害	9			13					3	2				27
音声言語機能障害	4	17		35							16		6	78
内臓障害	心臓障害	8	62		1							1	1	73
	腎臓障害	5											1	6
	その他	59	18		37	8	17	10		1			1	151
小腸機能障害	4													4
合計	115	142	0	141	9	17	10	15	7	2	16	6	12	492

(工) 小児慢性特定疾患治療研究事業

a 小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠：児童福祉法第21条の9の2

目的：小児特定疾患として指定された疾患について医療費の助成を行い、患児家族の負担の軽減を図り適切な医療を受けることができるようにする。

悪性新生物		慢性腎疾患		慢性呼吸器疾患		慢性心疾患		内分泌疾患		膠原病		糖尿病		先天性代謝異常		血友病等血液疾患		神経・筋疾患		慢性消化器疾患		合計	
新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長	新規	延長
12	62	19	45	19	52	26	71	67	223	23	19	7	32	4	25	8	16	2	18	2	7	189	570

延長は、一斉更新した数である。

疾患別では、内分泌疾患が新規、延長併せて290人と最も多く、次いで慢性心疾患、悪性新生物となっている。

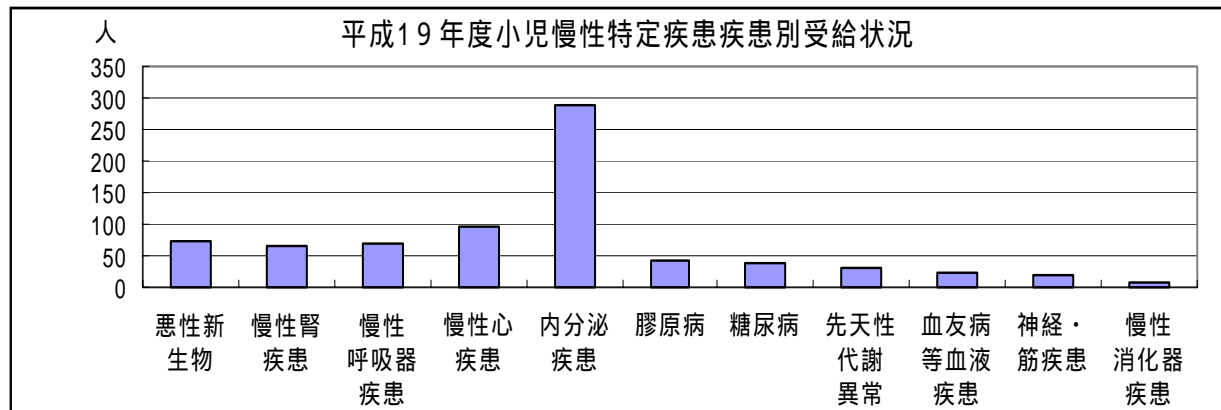


表2 市町村別・疾患別給付状況

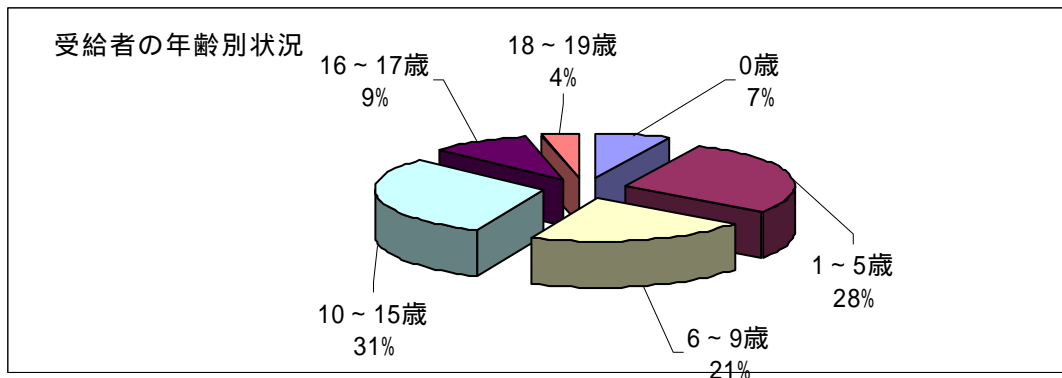
平成19年度

市町村	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
宜野湾市	12	14	8	18	80	5	7	6	2	6	3	161
沖縄市	28	14	19	31	68	14	6	9	8	5	3	205
うるま市	14	17	30	29	60	5	10	6	6	4	1	182
恩納村	1	2	0	1	2	2	0	1	1	2	0	12
宜野座村	1	0	0	0	5	2	0	1	0	0	0	9
金武町	1	0	2	3	8	0	1	0	0	0	1	16
読谷村	5	2	5	9	27	3	7	1	1	1	0	61
嘉手納町	1	1	1	1	6	2	1	0	2	0	0	15
北谷町	2	8	2	2	12	4	2	1	2	1	1	37
北中城村	3	5	2	3	8	3	3	2	2	1	0	32
中城村	6	1	2	0	14	2	2	2	0	0	0	29
合計	74	64	71	97	290	42	39	29	24	20	9	759

表3 受給者の年齢別・疾患別状況

平成19年度

年齢	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血友病等血液疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	合計
0歳	1	0	12	19	8	7	0	2	4	2	0	55
1～5歳	13	13	36	50	47	21	2	6	8	11	3	210
6～9歳	18	12	13	10	90	4	3	5	4	0	3	162
10～15歳	24	25	9	14	113	8	15	12	7	4	2	233
16～17歳	11	12	2	2	18	3	16	2	3	2	0	71
18～19歳	9	1	1	1	9	1	3	2	1	0	0	28
合計	76	63	73	96	285	44	39	29	27	19	8	759



b 小児慢性特定疾患児手帳交付事業

根拠：児童家庭局長通知

児発第1033号小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要領

目的：小児慢性特定疾患治療事業の対象疾患に罹患している児童に対して一貫した治療を行い、本人の健康状態やかかりつけ医療機関の連絡等を記入するための手帳を交付する。

実績：平成19年度の交付数は、17件である。

(オ) 特定不妊治療費助成事業

根拠：沖縄県特定不妊治療費助成事業実施要綱

目的：不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付する。

表1 特定不妊治療費助成申請状況

平成19年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5	5	4	9	14	14	23	28	33	27	18	71	251

表2 申請者の年齢内訳

平成19年度

20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
8	156	86	1	251

表3 市町村別申請状況

平成19年度

宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
62	67	44	3	2	8	17	12	30	5	1	251

イ 特殊疾病検査

(ア) 先天性代謝異常検査

目的：先天性代謝異常の早期発見、早期治療により、精神運動発達遅滞等の心身障害の発生を防止する

表1 先天性代謝異常検査における要精査者状況 平成19年度

市町村	要精査数	検査結果			市町村	要精査数	検査結果		
		異常なし	精査中 経過観察中	要治療			異常なし	精査中 経過観察中	要治療
宜野湾市	3	1		2	北谷町				
沖縄市	2	1		1	読谷村				
うるま市	3			3	嘉手納町				
恩納村					北中城村	1	1		
金武町					中城村				
読谷村					合計	9	3	0	
								6	

要治療はクレチン症6例である

ウ 健康教育

(ア) 未熟児（ぴよぴよ）学級

根拠：母子保健法第9条

目的：未熟児を持つ親同士が共通の問題や悩みを話し合うことにより、未熟児を生んだという自責の思いを軽減させ、また、仲間とふれあうことにより育児ストレスの軽減を図る。

乳児の心身の発育・発達等について知識を得ることで育児への自信をつける。

乳児のかかりやすい病気や対応の仕方、また、病院受診の仕方を学ぶことにより、スムーズな受療行動がとれるようにする。

対象：未熟児で出生した3～9ヶ月児をもつ母親。

実施状況：1クール4回の教室を年2回実施。

未熟児（ぴよぴよ）学級実施状況

区分	プログラム	担当者
1回目	・絵本のお話 ・交流会	講師：みみずく文庫主宰 保健師
2回目	・発育、発達について ・個別相談	講師：中部病院周産期母子 医療センター小児科医師
3回目	・私の育児体験 ・交流会	育児体験者 保健師
4回目	・離乳食について ・交流会	栄養士 保健師

未熟児（びよびよ）学級参加状況

クール	母		父		児		兄弟		祖父母等		保育 ボランティア	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
1クール	6	23	1	3	7	26	0	0	1	2	5	15
2クール	6	21	1	4	6	23	0	0	0	0	5	11
合計	12	44	2	7	13	49	0	0	1	2	10	26

* 他に、交流会の2回に先輩ママとして、ちびーずメンバーの母8人、児4人が参加した。

* 保育ボランティアは沖縄市母子保健推進員の協力を得た。

未熟児（びよびよ）学級市町村別参加状況

市町村	対象数	参加数	参加率	市町村	対象数	参加数	参加率
宜野湾市	36	3	8%	読谷村	16	0	0%
沖縄市	41	0	0%	嘉手納町	2	0	0%
うるま市	45	4	9%	北谷町	10	2	20%
恩納村	3	1	33%	北中城村	6	1	17%
宜野座村	4	0	0%	中城村	2	1	50%
金武町	5	1	20%	合計	170	13	8%

* 対象者170人に対して、受講者13人（8%）の受講である。

（イ）未熟児をもつ親の学習会

根拠：母子保健法第9条

目的：未熟児をもつ保護者が未熟児の育児について学び、自信をもって楽しく育児ができる。また、児の健やかな成長発達を促す。

対象：6ヶ月～1才6ヶ月の未熟児をもつ親

平成18年度びよびよ学級受講者

未熟児サークル「ちびーず」メンバー等

場所：中部福祉保健所3階研修室

内容：絵本づくり

テーマ「子供へのメッセージ」

講師 みみずく文庫代表 久場節子先生

交流会（情報交換会）

未熟児をもつ親の学習会参加状況

母	児	保育ボランティア
10	11	5

* 保育ボランティアは沖縄市社会福祉協議会ボランティアの協力を得た。

(ウ) 未熟児サークル「ちびーず」支援事業

根拠：母子保健法第9条

目的：同じ悩みをもつ親同士が仲間とふれあうことで、育児ストレスを軽減し、楽しく育児ができる。

対象：未熟児をもつ親 定例日：毎月第3水曜日午後1時から

場所：中部福祉保健所3階プレイルームにて実施

保健所の役割：場所の提供、活動内容の相談助言、講師紹介、新対象者への紹介、ぴよぴよ学級参加者との交流会

実施状況：平成16年10月よりスタート 平成19年度は9回

エ 未熟児等ハイリスク児支援連携事業

目的：支援を必要とする母子が地域で安心して生活できるよう未熟児支援の充実のため周産期母子医療センターと保健所が課題を共有、役割を明確化し入院から一貫した支援ができるようにする。

対象：養育医療申請で把握した未熟児及び関係機関から紹介のハイリスク児等

場所：県立中部病院NICU病棟

事業内容：

(ア) 事例検討及び未熟児等連絡会（訪問結果報告等も実施）

毎月第4月曜日午後2:00～3:00 12回

参加者：周産期母子医療センター医師、師長、認定看護師、保健所保健師

養育医療新規申請児138人、その他ハイリスク児163人の実施であった。

(イ) 保健師による病院訪問

(ウ) 病院から保健所へ未熟児出生連絡票の送付

オ 長期療養児療育指導事業

(ア) 事業の概要

根拠：児童福祉法19条2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知平17.8.23 雇児発第0823001号
沖縄県長期療養児療育事業実施要領

目的：疾病により長期にわたり療育を必要とする児童（以下「長期療養児」という。）について、適切な療育を確保するために、その疾病の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。

(イ) 事業内容及び実績

a 疾病別長期療養児保護者学習及び交流会

対 象	小児糖尿病の児を持つ保護者	ダウン症の児を持つ保護者
日 時	平成19年11月13日	平成20年2月14日
内 容	講演：「成長の中でみる小児糖尿病」 講師：ちばなクリニック小児科医師	講演：「ダウン症児の療育について ～生きる力を育むために～」 講師：名護療育園
参加人数	保護者 12人	保護者及び関係者 42人 患 児 11人

b 疾病別親の会育成支援

* 中部福祉保健所において開催されている各疾患毎の親のつどいの保護者が疾患や障害を越えて交流と学習会を開催することで、お互いの活動から学び合いピアサポートのためのスキルアップを図る。

名 称	親の会コミュニケーション学習会	親の会コミュニケーション学習会
日 時	平成19年12月11日	平成19年12月17日
内 容	講演及びロールプレイ 「ピア・サポートのためのコミュニケーション」 講師：きらめきコミュニケーション ひろばスーパーバイザー	講演及びロールプレイ 「ピア・サポートのためのコミュニケーション」 講師：きらめきコミュニケーション ひろばスーパーバイザー
参加者	保護者12人	保護者10人

名 称	中部地区ダウン症親の会 ”スマイルアップ”
開催状況	定例会 毎月1回(第2木曜日)
場 所	福祉保健所3階 プレイルーム
参加人数	268人(延べ人数)
内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数31人(平成19年4月1日現在) ・年4回会報誌を発行 ・事前に役員で調整会議をもち、内容の検討や役割分担を行い、当日の会の運営、進行もメンバーが自主的に行っている。 ・親同士の精神的支援の場、学習や情報交換の場になっている。

カ 個別支援状況

根拠：母子保健法第19条

目的：養育上、必要がある未熟児に対し保護者を訪問し必要な保健指導を行い、療育支援を行う。保健所における母子の訪問指導は、未熟児、ハイリスク妊産婦、長期療養児等となっており、表1は保健所が実施した妊産婦及び乳幼児等の母子訪問指導状況である。

表1

年度		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	総数
平成17年度	実人員	1	123	6	126	7	8	10	281
	延人員	1	144	8	160	8	11	22	354
平成18年度	実人員	3	153	4	158	12	6	37	373
	延人員	5	174	4	197	13	18	63	474
平成19年度	実人員	2	146	8	153	11	13	14	347
	延人員	2	162	8	188	15	28	33	436

キ 生涯を通じた女性の健康支援事業

根拠：雇児発第0823001号 厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知

目的：障害を有する児や発達に支援を要する児を養育する母親は、児の健康管理に気を配るなど、心身の健康において負担が大きいと考えられる。今回親子間や家族等におけるコミュニケーションについて学習し、母親同士の情報交換等を行うことにより親子関係、人間関係について学び生活に役立てることを目的とする。また児童デイサービス親子通園施設職員や関係者へも親と子のコミュニケーションに関する学習会を実施し、障害を有する児や保護者の理解と支援を考える機会とする。

実施月日	平成20年2月28日（木）午前9:00～12:00 平成20年3月15日（土）午後2:00～5:00
場 所	児童デイサービス愛育園（宜野湾市）
対 象	・愛育園に通園する障害を有する児を養育している保護者 ・児童デイサービス親子通園施設職員及び関係者
内 容	講演会 テーマ『親子のコミュニケーションを豊かにするために』講話及びグループワークを行った。 障害を持つ子の親となること、子育ての現実、ストレスの四つの要因や子どもとのコミュニケーションの取り方等具体的な意見交換やスキルが紹介された。
参加人数	57人 保護者（17人）関係者（40人）
状 況	児童デイサービス愛育園に通園する児を持つ保護者、児童デイサービス親子通園施設職員及び関係者とで2回に分けて実施した。 障害を有する児や発達に支援を要する児を養育する母親は児の健康管理に気を配るなど心身の健康において負担が大きいと考えられる。 アンケートからは情報交換ができたことや具体的なスキルを学べたとの意見が寄せられた。また保護者を対象時には宜野湾市社会福祉協議会愛育園職員とボランティアによる保育が行われた。

ク 管内市町村母子保健担当者研修会

根拠：母子保健法第8条

地域保健法第6条第1号

目的：市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び技術的援助を行い、市町村における母子保健事業の円滑な実施を図る。

また、母子保健に関する研修等を実施することによって、母子保健担当職員の資質の向上と地域の母子保健の向上を図ることを目的とする。

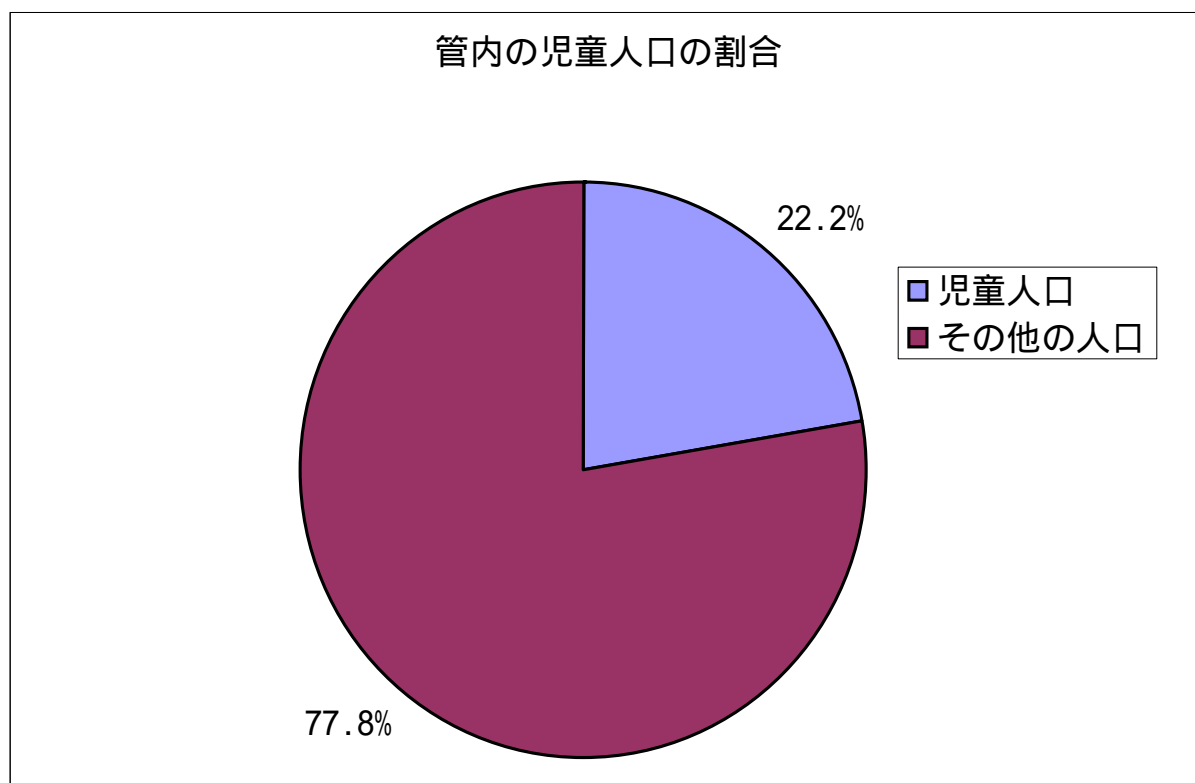
回数	日時	講師及び内容	参加者
第1回	H19年 9月25日	講師：土岐篤史 南部医療センター・子ども医療センター小児精神科部長 内容：「発達障害をもつ子どもとの早期出会いと支援」 ～児童精神科臨床からのフィードバック～	市町村37名 保健所12名
第2回	H20年 2月5日	講師：土岐篤史 南部医療センター・子ども医療センター小児精神科部長 内容：「発達障害をもつ子どもとの早期出会いと支援」 ～1歳半健診や3歳児健診での具体的な気づき（早期発見）のポイント～	市町村58名 保健所9名

(2) 児童福祉(総務福祉班)

ア 管内の状況

平成20年3月末現在の管内の18歳未満の人口は30,960人である。管内総人口139,170人の22.2%が、児童人口である。

町村別の総人口に占める児童人口の割合は、下表のとおりとなっており、北谷町が最も高く、次に読谷村、その次に宜野座村となっている。



町村別児童人口

平成20年3月末現在

町村名	総人口	児童人口	比率
恩納村	10,332	1,936	18.7%
宜野座村	5,433	1,242	22.9%
金武町	11,110	2,220	20.0%
読谷村	38,679	9,019	23.3%
嘉手納町	13,757	3,076	22.4%
北谷町	27,101	6,410	23.7%
北中城村	16,188	3,674	22.7%
中城村	16,570	3,383	20.4%
計	139,170	30,960	22.2%

イ 家庭児童相談室

家庭は、児童育成の基盤であり児童の人格形成にとってきわめて大きな影響を及ぼすものである。

家庭における人間関係の健全化、児童養育の適正化等、家庭児童福祉の向上を図るための相談援助を充実強化する目的で、昭和 47 年 5 月 15 日家庭児童相談室が福祉事務所に設置された。

当相談室における児童及び妊産婦の福祉に関する処理は、表 1 及び表 2 のとおりである。

平成 19 年度における処理として、受付経路別にみて妊産婦の福祉に関する本人及び町村からの相談が多く、次いで児童の福祉に関する学校、家族・親戚からの相談となっている。

処理種別としては、相談・助言が多く、次いで助産施設への措置となっている。

家庭児童相談室における処理（児童福祉法）

表 1 受付経路別処理件数 平成19年度

発見	児童委員からの通告	児童相談所から送致	児童相談所から委嘱	保健所から通知	警察関係から通知	その他県関係から通知	町村から相談	学校から相談	家族・親戚から相談	本人から相談	その他から通告	合計
0	0	0	0	0	0	0	15	4	3	16	1	39

表 2 処理件数 平成19年度

福祉主事の指導	助産施設	母子寮	保育所	条法第22・23の報告	送致児童相談所等への通知	調査の完了	児童委嘱による	他機関に紹介	相談・助言	合計
5	12	0	0	0	0	0	0	5	17	39

ウ 児童福祉行政（保育所）指導監査

指導監査は、知事が保育行政の実施機関における保育所の保育所運営費負担金等についての事務処理状況及び保育所の運営について、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的につまびらかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

平成 19 年度の児童福祉行政指導監査実施状況及び指摘事項は次のとおりである。

監査実施町村	宜野座村・読谷村・北中城村・嘉手納町
監査対象保育所	うるま市（きむたか保育所、安慶名保育所、石川保育所） 沖縄市（胡屋あけぼの保育所、山内保育所、諸見里保育所、美里保育所、知花保育所） 宜野湾市（うなばら保育所） 恩納村（恩納保育所） 宜野座村（宜野座村立保育所） 金武町（並里保育所、嘉芸保育所） 読谷村（南保育所、北保育所） 嘉手納町（嘉手納町立第 3 保育所） 北谷町（上勢保育所、美浜保育所） 北中城村（屋宜原保育所） 中城村（中城村第 2 保育所、第 3 保育所）

指導監査実施町村	4 町村中	文書指摘	4 町村	口頭指導	2 町村
指導監査実施施設	21 施設中	文書指摘	20 施設	口頭指導	20 施設

工 助産施設（児童福祉法第 7 条規定による児童福祉施設）

児童福祉法第 22 条により、妊産婦が、保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあったときは、その妊産婦に対し助産を行う。

助産の実施に要する費用を支弁し、本人から負担能力に応じた負担金を徴収。

（ア）助産の実施の範囲＞

- a 保健上入院助産が必要
- b 妊産婦の属する世帯の階層区分が原則として C 階層以下にある者。
- c 妊産婦の属する世帯の階層区分が A 及び B 階層である場合を除いて、出産育児一時金の給付額が 350,000 円未満である者。

（イ）負担金徴収金基準額

階 層 区 分		基 準 額 (月 額)	出 産 一 時 金 に 係 る 率
A	生活保護法による被保護世帯	0 円	
B	A 階層を除く市町村民税非課税世帯	2,200 円	20 %
C1	A 及び D 階層を除き	均等割の額のみ	30 %
C2	市町村民税の課税世帯	所得割の額がある場合	

例：市町村非課税世帯（＝ B 階層）で出産育児一時金が 350,000 円の場合
 $2,200 + (350,000 \times 20\%) = 72,200$ 円

(ウ)平成19年度における入所者数：24

(県立中部病院 21、南部医療センター・子どもセンター 3)

(エ)年度別階層別助産施設入所状況

市・町村名	平成17年度				平成18年度				平成19年度				備 考
	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	A	B	C1	C2	
恩納村	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	県立助産施設で助産を実施した場合、助産の実施に要する費用は、県(福祉保健所)が支弁し、自己負担金の徴収も県が行う。 (H16.4.1) 名護市については、平成18年度より北部福祉保健所が行うこととなった。
宜野座村	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
金武町	1	1	-	-	1	1	-	-	2	-	-	-	
読谷村	-	1	-	-	1	3	-	-	-	4	-	-	
嘉手納町	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
北谷町	1	1	-	-	-	3	-	-	-	1	-	-	
北中城村	-	-	-	-	-	2	-	-	1	3	-	-	
中城村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 計	8				13				12				
うるま市	-	7	-	-	2	14	-	-	1	6	-	-	
沖縄市	-	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	
宜野湾市	-	2	-	-	-	3	-	-	-	4	-	-	
名護市	-	8	-	-									
小 計	19				20				12				
計	27				33				24				

(3) 母子及び寡婦福祉(総務福祉班)

母子及び寡婦福祉に関して福祉保健所の主な業務は、母子及び寡婦福祉資金の貸付と償還、母子相談業務等である。

ア 母子及び寡婦福祉資金の貸付

目的：配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進すること。

根拠：母子及び寡婦福祉法第13条第1項、第2項、第3項、第14条、第16条
母子及び寡婦福祉法施行令
母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要綱

平成19年度母子及び寡婦福祉資金の貸付状況

No	資金の種類	区分	件数	金額(円)
1	事業開始資金	母子		
		寡婦		
2	事業継続資金	母子		
		寡婦		
3	修学資金	母子	70	41,284,500
		寡婦	1	708,000
4	技能習得資金	母子	2	881,000
		寡婦		
5	修業資金	母子	3	1,480,000
		寡婦		
6	就職支度資金	母子		
		寡婦		
7	医療介護資金	母子		
		寡婦		
8	生活資金	母子		
		寡婦	1	225,000
9	住宅資金	母子		
		寡婦		
10	転宅資金	母子	1	220,000
		寡婦		
11	就学支度資金	母子	9	4,260,000
		寡婦		
合計		母子	85	48,125,500
		寡婦	2	933,000

イ 母子相談業務(母子自立支援員)

目的：母子及び寡婦家庭の相談機関として母子自立支援員が配置され、母子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談、指導・助言を行っている。

根拠：母子及び寡婦福祉法(第8条)

当所には、3名の母子自立支援員が配置されている。

(平成15年度より母子相談員から母子自立支援員へ名称変更)

平成19年度 相談内容、指導受付状況

相談内容	相談回数
生活一般	72
児童	31
経済的支援等	1,394
その他	1
合計	1,498

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚、借金
 児童・・・養育、教育、非行、就職
 経済的支援等・・・母子福祉資金（貸付、償還）、寡婦福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、生活保護
 その他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子福祉協力員

目的：母子及び寡婦福祉法の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

根拠：沖縄県母子福祉協力員規程

No	市町村名	担当地区	母子福祉協力員
1	宜野湾市	普天間・野嵩・新城・上原・喜友名・大山・伊佐	當山 菊枝
2		愛知・赤道・宜野湾・我如古・長田・神山・志真志	具志堅 キヨ
3		大謝名・真志喜・嘉数・真栄原・宇地泊・佐真下	川満 トキ子
4	沖縄市	池原・登川・知花・城前町・松本・美里・八重島・越来・東	仲松 千代子
5		南桃原・山里・久保田・山内・諸見里・園田・上地・胡屋・仲宗根町・中央	直井 静江
6		宮里・安慶田・古謝・室川・住吉・照屋	平敷 なお子
7		与儀・比屋根・高原・大里・泡瀬・桃原・海邦町	仲松 安子
8	うるま市	赤道・兼箇段・みどり町・安慶名・田場・喜屋武・高江洲・宮里	大石 悦子
9		川崎・西原・宇堅・赤野・仲嶺・平良川・上江洲・江洲・大田・具志川・豊原・塩屋・川田・前原・勝連・与那城	藏當 厚子
10	うるま市石川 金武町 宜野座村	うるま市石川 金武町 宜野座村	山城 千賀子
11	読谷村 恩納村	読谷村 恩納村	新垣 京子
12	北谷町 嘉手納町	北谷町 嘉手納町	屋比久 悦子
13	北中城村 中城村 管外	北中城村 中城村 その他	なし

エ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第23条

児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設

施設名	認可世帯数	所在地	設置(経営)主体	施設長名	認可(設置)年月日	電話番号	入寮人員
レインボー ハイツ	12	沖縄市字嘉間良 1-4-21	沖縄市	沖縄市長	S49.6.1	(098) 937-3298	8世帯 (22人)

オ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会は、管内の全市町村で結成されている。

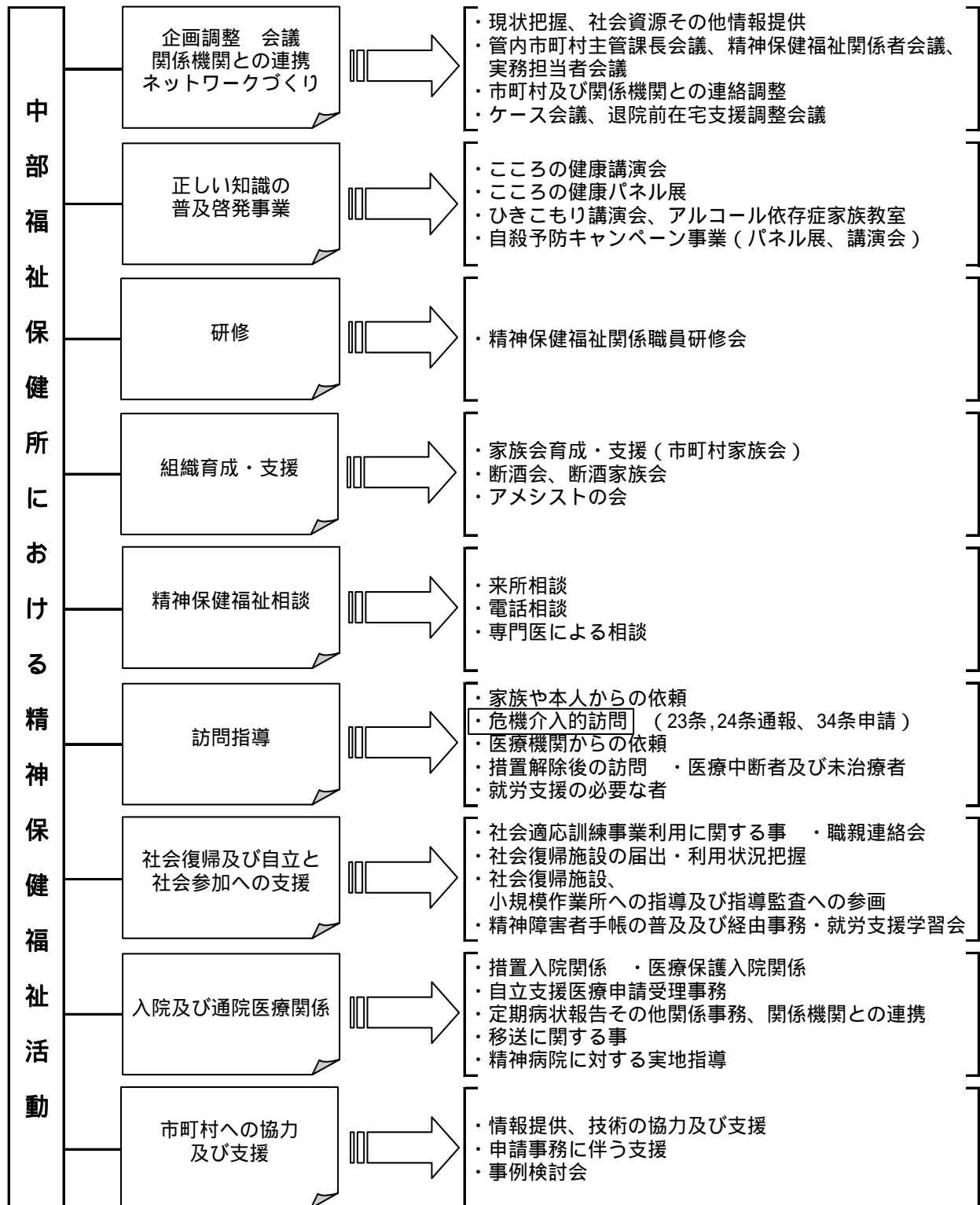
(平成20年3月現在)

市町村名	会長名	会員(人)	創立期	事業内容
うるま市	伊波 美智枝	860	S53.2	総会 ピクニック 新入学児童激励会 講習会
宜野湾市	久留 蓉子	480	S53.3	新入学児童激励会及び総会 ピクニック 講習会 研修会派遣
沖縄市	長浜 光枝	742	S52.4	総会 ビ-チパ-ティ みかん狩り クリスマス会 新入学児童激励会
恩納村	松田 静子	50	S52	総会 カ-ネ-ション頒布 親子ふれあ い視察研修 うんなまつり母子会出店
宜野座村	大城 夏江	40	S43.12	総会
金武町	仲間 澄子	87	S58	総会 新入学児童激励会 クリスマス会 講習会
読谷村	仲村 律子	245	S50.4	新入学児童激励会 総会 勉強会 運動会 子ども祭り もちつき大会
嘉手納町	宮城 明美	160	S53.8	総会 役員研修 親子サマ-キャンプ クリスマス会 生け花講習
北谷町	真栄城 文子	100	S47	総会 ピクニック 新入学児童激励会 講習会
北中城村	安里 キヨ	197	S56	総会 社会見学 講演会 新入学児童激励会
中城村	永山 勝子	97	S58.5	総会 母子ピクニック

2 障害者支援

(1) 精神保健福祉(地域保健班)

- ・昭和40年「精神衛生法」の一部改正により、保健所は地域精神保健活動の第一線機関として位置づけられる。
- ・昭和62年 精神障害者の人権擁護及び適正な医療の確保を推進するとして「精神保健法」制定。
- ・平成 5年「障害者基本法」の成立により、精神障害者も障害者として福祉施策の対象となる。
- ・平成 7年「精神保健福祉法」の制定。従来の保健医療対策に加え、精神障害者手帳の創設や施設の充実等自立と社会参加の促進のための援助という福祉の充実が求められ、福祉施策の位置づけが強化。
- ・平成14年 市町村への一部事務委譲。市町村での居宅生活支援事業(ヘルパーなど)開始
- ・平成18年 障害者自立支援法施行、自殺対策基本法施行



ア 相談指導等

根拠：精神保健福祉法第47条・48条

(ア) 精神保健福祉相談及び訪問指導

精神保健福祉相談員や保健師が、患者や家族等の相談（来所・電話）を随時行っている。相談の内容は心の健康相談から、診察を受けるに当たっての相談、社会復帰相談、アルコール、ひきこもり、認知症等であり、必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として訪問指導は、本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。又、複雑困難なケースについては精神科専門医による相談につなげたり事例検討をし支援内容の検討を行っている。

平成19年度相談状況

来所相談		訪問指導		電話相談
実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
198	307	102	260	981

(イ) 精神科専門医による精神保健相談

根拠：精神保健福祉法第47条

保健所及び市町村における精神保健福祉業務について

(平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

目的：精神科専門医による相談を行うことで、本人・家族に対する適正医療を促し、治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援する。

(日時) 第1火曜日(偶数月) 第2水曜日(奇数月)
第3水曜日(毎月) 第4金曜日(毎月)
午後2時～4時

(場所) 中部福祉保健所 第8相談室

相談件数

沖縄市	北中城村	北谷町	合計
3	1	1	5

相談の紹介経路は市町村から3件、保健所来所相談から2件で、本人を含めた相談が3件、関係者のみの相談が2件だった。

相談内容は、対応について4件、病気かどうか1件であった。相談実施後は病気の診断や、主治医に意見書による情報提供、対応についてのアドバイスを行い、2件のケースが新たに治療に繋がった。

イ 届け出に関すること

(ア) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定状況

根拠：障害者自立支援法第58条

目的：精神障害者がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。

精神疾患のため通院治療を受ける場合、継続的な医療費が大きな負担となるため、そのような方々の通院医療費の負担を軽減する制度で、これまでの精神保健福祉法第32条に基づく通院医療費公費負担制度に代わり、平成18年4月1日から始まった。通院医療費の10%が原則自己負担となり、所得・疾患等に応じて月額自己負担上限額が設定されている。

沖縄県では、10%の自己負担又は所得・疾患等に応じて設定されている月額自己負担上限額は、復帰特別措置法により支払われるため窓口での自己負担はない。

市町村別・疾病別自立支援医療費(精神通院医療)支給認定状況(平成19年度)

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

市町村	統合失調症	気分(感情)障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	(脳器質性精神障害を除く) 認知症	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	593	535	185	53	15	13	23	21	0	27	39	59	3	22	6	1,594
沖縄市	1287	1051	382	118	22	20	57	27	1	60	137	87	3	78	6	3,336
うるま市	1319	738	414	129	8	48	68	26	3	54	129	102	5	46	9	3,098
恩納村	118	45	29	9	1	7	2	1	0	4	6	7	1	5	0	235
宜野座村	37	20	11	2	1	0	2	1	0	1	8	2	0	1	0	86
金武町	134	43	18	18	1	0	1	4	0	7	5	9	1	5	2	248
読谷村	314	232	96	37	1	31	9	6	1	18	27	22	2	17	3	816
嘉手納町	130	62	44	16	0	1	5	2	0	5	12	8	0	5	1	291
北谷町	210	176	50	16	0	3	6	2	0	10	18	13	0	11	1	516
北中城村	135	87	59	7	1	3	3	4	0	4	21	3	0	6	3	336
中城村	169	100	55	9	0	3	2	4	0	3	14	8	1	12	5	385
合計	4,446	3,089	1,343	414	50	129	178	98	5	193	416	320	16	208	36	10,941

*平成19年4月1日～平成20年3月31日の間に有効期間のあった方の数である。

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るために、平成7年10月に創設された。精神障害のため長年にわたり日常生活または社会生活に制約がある場合、申請により手帳が交付されている。

平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況（平成19年度）

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	86	277	213	20	10	35	86	18	39	18	32	834
2級	399	798	673	51	18	62	193	65	114	66	86	2,525
3級	91	177	150	13	5	21	34	17	37	12	18	575
合計	576	1,252	1,036	84	33	118	313	100	190	96	136	3,934

* 平成19年4月1日～平成20年3月31日の間に有効期間があった方の数である。

(ウ) 医療保護入院者数(法第33条1項2項入院)

医療保護入院とは、自傷他害の恐れはないが精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められた患者で、本人の同意が得られず保護者の同意により行われる入院である。この場合には、入院した日から10日以内に最寄りの保健所長を經由して県知事に届けなければならない。

医療保護入院者数（平成19年度）

市町村	統合失調症	気分（感情）障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	脳器質性精神障害	認知症	人格障害	その他	合計
				アルコール	その他									
宜野湾市	69	7	2	4	0	2	0	0	0	0	66	0	7	157
沖縄市	153	24	1	20	2	4	0	3	0	7	128	1	18	361
うるま市	113	19	3	15	1	2	1	1	0	9	92	4	5	265
恩納村	11	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
宜野座村	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	6
金武町	19	2	0	3	0	2	0	0	0	1	14	0	1	42
読谷村	41	12	4	5	0	1	0	3	0	1	15	2	0	84
嘉手納町	6	5	0	1	0	0	0	0	0	0	16	0	1	29
北谷町	29	7	3	2	0	0	0	0	0	0	30	1	6	78
北中城村	15	7	0	0	2	0	0	0	0	1	51	0	2	78
中城村	21	1	3	0	0	0	0	2	0	0	19	6	1	53
合計	480	86	16	51	5	11	1	9	0	19	432	14	44	1,168

(エ) 社会復帰施設利用状況

根拠：精神保健福祉法第50条2の3

「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の施行について」
（平成12年3月31日障第247号 厚生省大臣官房障保健福祉部長通知）

目的：精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図る

内容：都道府県、市町村、その他の者（医療法人、社会福祉法人）が主体となり、精神障害者社会復帰施設を設置することが出来る（法第50条）。

社会復帰施設利用の開始及び終了に際し、速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に報告し、必要に応じ助言を行い情報を適切に管理し利用者の状況把握に役立てることとしている。

又、その他に、精神障害者地域生活支援センター・指定相談事業所があり、管内では、「地域生活支援センターおきなわ」と「うるま市地域生活支援センターあいあい」がある。

区分	概要	名称	定員	運営主体
生活訓練施設	回復途上にある精神障害者に、居室その他の設備を利用させることにより、生活の場を与えるとともに、生活の指導等を行い、社会復帰の促進を図る。入所施設だが、福祉ホームよりも訓練・指導に重きを置いた施設。利用期間は原則2年、延長可。	桜邸	20	平和病院
		南灯荘	20	沖縄中央病院
授産施設	相当程度の作業能力を有し、将来就労を希望する者を利用させ、必要な訓練・指導を行う。作業収入は、事業所が必要経費を控除した工賃を支払う。	キャンプグリーンヒル（入所型）	30	平和病院
		琉球薬草苑（入所型）	30	いずみ病院
		あらた舎（通所型）	25	新垣病院
福祉ホームB	長期在院患者の療養体制整備事業	瑞穂邸	20	平和病院

平成19年度 社会復帰施設退所後の状況

区分	自宅退所等	グループホーム入所	福祉ホーム入所	授産施設	生活訓練施設入所	病状悪化入院	他科病院入院	障害者雇用等	その他の施設	合計
生活訓練施設	3	3	3	1	0	13	5	0	0	18
授産施設	3	1	0	1	0	7	1	0	0	13
福祉ホームB	2	0	0	0	0	1	6	0	1	4

ウ 研修

（ア）精神保健福祉関係職員研修会

目的：精神障害者の地域生活や活動の支援を円滑に行うための専門知識・技術を、精神保健福祉活動に従事する職員が習得することを目的とする。

対象：市町村・福祉事務所・社会復帰施設・小規模作業所・社会福祉協議会等に於いて、精神保健福祉関係業務に従事している者

日時：平成19年6月22日（金）午後2時～4時

内容：講演会「高次脳機能障害の理解」

講師：医療法人へいあん 平安病院 心理士 赤嶺洋司氏

参加者：51人

(イ) 高齢者支援における自殺予防研修会

目的：地域で高齢者支援に関わる介護支援専門員等が、自殺の現状や予防対策、うつ病の正しい知識や対処方法等について学び、早期に相談、受診に導くことができることを目的とする。

対象：包括支援センター・居宅介護支援事業所のケアマネージャー、保健師等

日時：平成19年12月8日(土) 午後3時～5時

内容：講演「高齢者のうつ病と自殺予防」

講師：長田クリニック 院長 長田清先生

参加者：98人

(ウ) 相談業務従事者等の自殺予防研修会

目的：地域で相談業務を担う保健師や精神保健福祉士等が、自殺の現状、うつ状態・うつ病について理解し、自殺のサインにいち早く気づき、早期に相談、受診に導く等適切な対応ができることを目的とする。

対象：管内市町村保健師、精神保健福祉士、産業保健関係保健師、地域活動支援センター等

日時：平成20年2月6日(水) 午前10時～12時

内容：講演「自殺予防のための相談体制について」

講師：NPO法人MDA(うつ・気分障害協会) 代表 山口律子先生

参加者：60人

エ 普及啓発事業

* 根拠：精神保健福祉法第2条・第46条

(ア) こころの健康講演会

目的：うつ病の本人に寄り添い生活していく家族や周囲の人々に、うつ病の正しい知識と適切な対応方法を理解してもらうことと、自殺の危険サインやそれに気づいた時の対応方法などについて理解の促進を図ることを目的とする。

実施：沖縄市と共催

対象：沖縄市在住の市民及び関係者

日時	開催場所	内容	講師	参加者
平成20年 2月5日(火) 18:30～20:30	沖縄市民小劇場 あいびなー	「うつからの社会復帰」	NPO法人MDA (うつ・気分障害) 代表 山口律子	160人

(イ) こころの健康パネル展

日時	開催場所	内容	参加者
平成19年 9月10日(月)～ 9月17日(日)	中部福祉保健所 1階ロビー	うつ・ストレス・自殺防止に関するパネル 展示、チラシ等配布	多数
平成19年 11月2日(金)～ 11月4日(日)	サンエー具志川 メインシティー店	うつ・ストレス・自殺防止に関するパネル 展示、「命どう宝」をテーマにした保育園 児による絵画展示、チラシ等配布	多数

(ウ) 食品衛生責任者講習会でチラシ等配布

日時	内容	参加者
平成19年9月20日(木) " 11月16日(金) 平成20年2月4日(月)	・自殺予防リーフレット・チラシ等配布	296人

(エ) 自殺予防キャンペーン事業

* 根拠：自殺対策基本法 第4条 12条

目的：自殺の背景にあるうつ状態を予防し、早期に相談、受診することで
「自殺は予防できる」ことを周知する。

実施内容

日時	内容	参加者
平成20年1月17日(木)	・自殺予防キャンペーン事業の案内 ・自殺予防リーフレット・チラシ等配布	112人

(オ) ひきこもり講演会

目的：ひきこもりの正しい知識と現状を理解し、対処法を学ぶ。

対象：管内に居住する一般住民、ひきこもり問題で悩んでいる本人及び家族。

内容及び参加状況

開催日	内 容	参加数
平成19年 7月24日(水) 午後2時～4時	・精神科医師による講話 ・家族による体験談 「ひきこもりへの理解と対応」について	89人

(カ) アルコール依存症の家族教室

目的：家族がアルコール依存症についての正しい知識及び本人への対応を学び
家族同志の情報交換・交流を通して援助者としての家族の力をつける

対象：管内に居住する一般住民

アルコール依存症者の家族会

酒害で悩んでいる家族

教室内容及び参加状況

開催日	教室内容	家族・ 一般	関係者	合計
平成19年 9月 7日	講話 「アルコール依存症とはどんな病気」 講師 琉球病院医師 大鶴 卓	46	16	62
14日	当事者・家族の体験談 グループワーク 「悩んでいること、困っていること」	24	7	31
21日	講話 「家族の対応の仕方について」 講師 琉球病院看護師長 古川 房予	31	5	36
28日	相談の場や医療機関について 家族のための自助グループ紹介 講師 相談員、保健師	9	6	15

オ 社会復帰事業

(ア) 社会適応訓練事業

根拠：精神保健福祉法 第50条の4

目的：精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図る。
 沖縄県でも国の事業開始とともに昭和57年から「通院患者リハビリテーション事業」として開始し、平成7年の法改正により法定化され「社会適応訓練事業」と改称された。

平成19年度申込者数及び訓練決定者状況

訓練時	訓練期	申込者	決定者 (人)	協力 事業所 (件)	協力事業所の業種
前期	H19.4. ～ H19.9.	39	39	17	・クリーニング業 ・花卉園芸 ・飲食業・食品製造 ・額縁製造 ・木工芸 ・鮮魚加工 ・身体障害者療護施設 ・介護サービス ・美容室 ・古紙回収
後期	H19.10 ～ H20.3.	39	39	17	
合計 (実人数)		78 (55)	78 (55)	34 (22)	

前期、後期ともに39人の申請があり、全員が決定し訓練を開始した。

訓練結果

平成19年度の訓練者実数は55人、延数は78人、訓練結果内訳は下表のとおりである。

訓練終了者(訓練中止者も含む)(人)												合計 A+B=C	訓練 継続者 D	訓練者 実数 C+D=E
就労			就労以外											
契 約 練 習 所 と 雇 用 (パ ー ト 含)	契 約 の 事 業 所 と 雇 用 (パ ー ト 含)	小計 A	訓 練 を 利 用 の 他 の 就 労	職 適 等 の 施 設 へ 入 所 ・ 通 所 授 産	施 生 活 訓 練 施 設 ・ 設 所 授 産	訓 練 中 止 し 在 宅	訓 練 中 止 し 在 宅	入 院	死 亡	そ の 他	小計 B			
2	0	2	1	1	0	18	3	0	8	31	33	22	55	

(イ) 社会適応訓練事業関係者連絡会議(1回)

目的：社会適応訓練事業における関係者の交流を図ることにより、本事業を推進し、精神障害者の社会復帰を促す。

対象：協力事業所、医療機関、市町村、社会復帰、作業所、地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等

開催年月日	参加数	内容
平成19年 10月25日(金) 午後	19人	実績報告 講話 「精神障害者の雇用につなぐ障害者自立支援法と職親制度」 ～職親制度の質的发展を目指して～ 講師 ふれあいセンター 相談員 永山盛秀 意見交換

(ウ) 精神障害者就労支援学習会

目的：社会適応訓練を有効に活用し、訓練生が自分にあった働き方を学ぶことで就労意欲を高めることと、より充実した生活をめざすことをもくてきとする。

対象：管内の社会適応訓練事業の訓練生

日時：平成19年 12月4日(木) 午後2時～4時

内容：意見交換方式

話題提供 納得にいく社会参加をめざして・・・
～自分にあった働き方で充実しています～

提供者 ふれあいセンター利用者

進行 ふれあいセンター指導員(永山盛秀氏)

参加者：34人

カ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉課長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に対して、必要な助言、援助を行い育成、支援している。

家族会活動状況

名称	定例会	実施場所	活動内容	発足年月
野菊の会	毎月 第4金	中部福祉保健所	定例会	H2.2月
NPOうるま市心の 健康を守る結いの会	毎月 第2・4木	ゆい作業所 与那城地区公民館	定例会 作業所運営	H18.4月
読谷村 精神療養者家族会	毎月 第2木	SFDなごみの会作業所	定例会 作業所運営	H6.4月
嘉手納町 精神療養者家族会	毎月 第2木	あじさいの会作業所	定例会 作業所運営	H9.11月
ひるぎの会 (宜野座村)	毎月 1回	宜野座村 社会福祉協議会	定例会 作業所運営	H13.12月
みんなの仲間 (恩納村)	毎月 1回	総合保健福祉センター	定例会 作業所運営	H14
むるぶし会 (宜野湾市)		宜野湾市あかとうんち		H15.12月
おあしすコール (沖縄市)	毎月 第2木	沖縄市 福祉文化プラザ	定例会	H16.4月

(ウ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、H13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。平成18年度には、北谷断酒会5周年記念式典が開催された。

管内断酒会開催状況

断酒会名	定例日	時間	場所	備考
読谷断酒会	毎週(月)	19:00 ~ 21:00	読谷村総合福祉センター	H9年3月発足
うるま断酒会	毎週(火)		石川保健相談センター	S62年9月発足
宜野湾断酒会	毎週(火)		宜野湾市保健相談センター	H6年10月発足
沖縄断酒友の会 (県断酒協議会)	毎週(木)		中部福祉保健所	S50年11月発足
沖縄断酒殿の会 (県断酒連合会)	毎週(金)		中部福祉保健所	S50年11月発足
虹の会 (身障者断酒会)	毎月第2(土)		中部福祉保健所	
北谷断酒会	毎週(木)		北谷町保健相談センター	H13年発足
具志川断酒会	毎週(金)		うるま市保健相談センター	H7年9月発足会
中部アメシストの会 (女性の会)	毎週(火)		中部福祉保健所	H13年11月発足
沖縄断酒家族会 (たけのこ)	毎月第3(火)		中部福祉保健所	S62年7月発足
沖縄断酒協議会家族会 (ひまわり)	毎月第1(月)		中部福祉保健所	H18年9月発足

キ 病院実地指導

根拠：精神保健福祉法第38条の6

目的：人権に配慮した適正な精神医療の確保、入院制度等の適正な運用、精神科病院の適正な管理運営の確保を図り、精神保健福祉施策の推進を図るため、年1回以上精神科病院の実地指導（実地審査を含む）を行う。

結果：保健所管内8精神科病院について、平成18年11月～平成19年2月にかけて、人権に配慮した適正な精神医療の確保、入院制度等の適正な運用がなされているかを重点とする以下の指導項目で実施した。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| * 過去の実地指導に対する改善状況について | * 精神科病院内の設備等について |
| * 医療環境について | * 精神保健指定医について |
| * 指定病院について | * 措置入院について |
| * 医療保護入院について | * 応急入院について |
| * 任意入院について | * 入院患者の通信面会について |
| * 入院患者の隔離について | * 入院患者の身体拘束について |
| * 入院患者等のその他の処遇について | * 自立支援医療費（精神通院）について |
| * その他 | |

ク 精神障害者にかかる申請・通報状況

根拠：精神保健福祉法第23条（一般人の申請）、24条（警察官通報）、25条（検察官通報）、26条（刑務所長通報）

目的：県知事は、入院させなければ「その精神障害のため自傷他害のおそれのある者」に対して、2人以上の精神保健指定医による診察により法29条に基づく措置入院をさせることができる。

結果：平成19年度は、次表のとおり「申請・通報等」があり、措置入院になった。

市町村	性別	一般人の申請		警察官通報		検察官通報		精神科病院長の届出	
		措置入院になった者	措置入院にならなかった者	措置入院になった者	措置入院にならなかった者	措置入院になった者	措置入院にならなかった者	措置入院になった者	措置入院にならなかった者
沖縄市	男	2	2	9	11	6	1		1
	女			1	3				
うるま市	男	1		5	5	1			
	女			2	5	1			
宜野湾市	男	2		2	1	1			
	女			1	2				
北中城村	男				1	1			
	女								
嘉手納町	男								
	女								
金武町	男		1	1	1				
	女				1				
中城村	男			2	2				
	女								
読谷村	男					1			
	女			2		1			
北谷町	男	1		1					
	女								
恩納村	男			1					
	女								
宜野座村	男								
	女								
その他	男			1	4	4			
	女			1					
合計	男	6	3	22	25	14	1	0	1
	女	0	0	7	11	2	0	0	0

ケ 退院前在宅支援調整会議

根拠：精神病院に対する指導監督等の徹底について

（平成10年3月3日障第113号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

平成19年度会議開催状況

病院名	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
琉球病院	0	1	0	1
新垣病院	9	1	0	10
沖縄中央病院	2	1	0	3
いずみ病院	0	0	3	3
平和病院	10	0	0	10
平安病院	0	1	0	1
精和病院	1	0	0	1
計	22	4	3	29

(2) 身体障害者福祉・知的障害者福祉（総務福祉班）

ア 身体障害者手帳

身体障害者福祉法では、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」と定義している。

身障手帳は、申請に基づき交付され、これにより各種の身障福祉制度等の利用がしやすくなる

区分	障害種別		等級	備考	
対象者	視覚障害		1級～6級	7級の障害のみでは、手帳交付の対象にはならない。	
	聴覚・平衡 聴覚		2級～4級、6級		
	機能障害 平衡機能		3級、5級		
	音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級		
	肢 体 不 自 由	上肢障害			1級～7級
		下肢障害			1級～7級
		体幹障害			1級～3級、5級
		乳幼児期以前の脳病変 による運動機能障害	上肢機能		1級～7級
	移動機能		1級～7級		
	内 臓	心臓機能障害			1級、3級、4級
		じん臓機能障害			1級、3級、4級
		呼吸器機能障害			1級、3級、4級
		ぼうこう又は直腸機能障害			1級、3級、4級
小腸機能障害		1級、3級、4級			
免疫機能不全		1級～4級			
手続等	申請窓口：居住地の市町村 必要書類：身体障害者交付申請書、県指定の医師の診断書・意見書、顔写真、印鑑等 県の担当：沖縄県身体障害者更生相談所				

イ 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

ウ 療育手帳制度

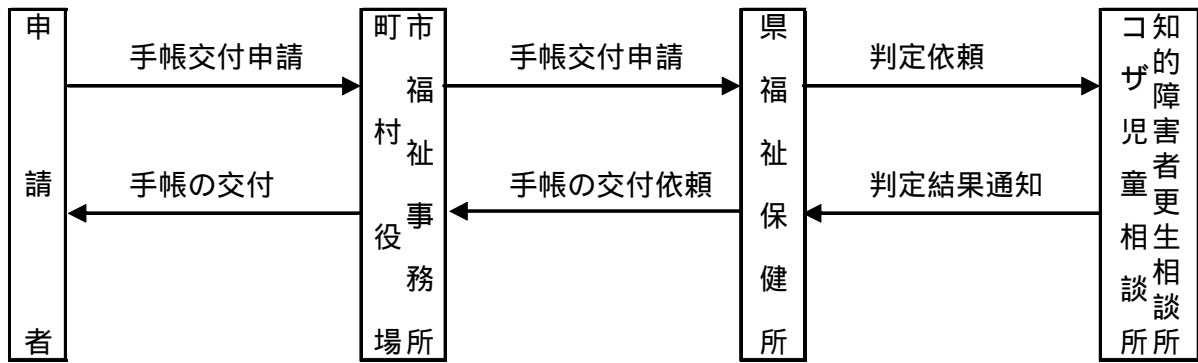
療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

(ア) 交付手続き

申請書（写真（タテ：4cm、ヨコ：3cm）を添付）を、居住地の市町村へ提出。



(イ) 平成19年度の市町村別・障害程度別の療育手帳交付状況

障害程度	宜野湾市	沖縄市	うるま市	市部計	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	郡部計	合計
A1	52	72	74	198	5	5	8	12	8	7	11	13	69	267
A2	120	214	255	589	18	5	19	76	26	40	21	35	240	829
B1	179	313	294	786	34	11	18	82	39	66	26	22	298	1,084
B2	213	423	327	963	16	12	30	89	39	59	17	41	303	1,266
計	564	1,022	950	2,536	73	33	75	259	112	172	75	111	910	3,446

工 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	26,440円	受給者本人及び扶養義務者等について、所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	14,380円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	14,380円	

オ 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または廃疾後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

心身障害者扶養共済加入状況 平成20年3月末現在

区分	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
加入者	4	1	0	7	0	4	3	0	19
掛金免除者(再掲)	4	1	0	6	0	2	0	0	13

心身障害者扶養共済年金受給状況 平成20年3月末現在

恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
0	1	0	0	1	1	1	1	5

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

(単位：人、円)

町村	15年度	16年度	17年度	18年度	平成19年度			
					福祉手当(経過措置)	特別障害者手当	障害児福祉手当	計
恩納村	17	16	16	14	0	7	6	13
					0	2,062,320	891,560	2,953,880
宜野座村	4	2	2	2	1	1	0	2
					172,560	317,280	0	489,840
金武町	20	21	21	19	2	9	9	20
					345,120	2,855,520	1,553,040	4,753,680
与那城町	26	28	28	0	0	0	0	0
					0	0	0	0
勝連町	46	45	45	0	0	0	0	0
					0	0	0	0
読谷村	101	91	89	85	3	57	36	96
					517,680	17,794,120	5,881,420	24,193,220
嘉手納町	38	36	33	27	2	18	11	31
					258,840	5,314,440	1,826,260	7,399,540
北谷町	43	44	45	45	0	24	25	49
					0	7,403,200	4,012,020	11,415,220
北中城村	40	38	38	34	0	23	11	34
					0	6,953,720	1,754,360	8,708,080
中城村	22	22	24	23	1	20	7	28
					172,560	6,028,320	1,020,980	7,221,860
合計	357	343	341	249	9	159	105	273
					1,466,760	48,728,920	16,939,640	67,135,320

注：平成17年度に与那城町と勝連町が合併によりうるま市となったことから、平成17年度の与那城町と勝連町は、2月、3月分の二月分のみの支払いとなる。

カ 身体障害者相談員の活動

身体障害者相談員は、身体障害者福祉法第13条の3の規定に基づき、県知事から身体障害者の更生援護の相談業務等を委託されている身体障害者等で、社会的信望があり、身体障害者の更生援護に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、身体に障害のある者の更生援護に関する相談及び必要な指導、関係団体等の業務への協力、援護思想の普及等で、県全体で79人（定数105人）、中部福祉保健所管内の11市町村で23人（定数28人）が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

（ア）身体障害者相談員の過去5カ年間の活動状況

年度	相談内容									計
	手帳申請	更生医療	補装具	施設入所	職業	生活	会議行事	調整関係機関	その他	
平成15年度	8	6	14	4	86	209	244	148	442	1,161
平成16年度	15	6	9	21	32	205	693	272	378	1,631
平成17年度	102	30	192	33	105	367	446	210	269	1,754
平成18年度	25	3	21	2	66	198	394	269	441	1,419
平成19年度	28	19	28	13	89	229	373	198	472	1,449

（イ）身体障害者相談員名簿（平成20年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	金城 澄男	うるま市	15	普久原 朝正	沖縄市
2	福原 武男		16	田場 上	宜野湾市
3	宮城 義房		17	宮城 美和子	
4	楚南 康範		18	玉寄 長勇	
5	木村 文子		19	神田 朋子	
6	玉元 武一		20	欠	恩納村
7	欠		21	欠	宜野座村
8	仲村 定枝		22	高江洲 末子	金武町
9	兼久 隆夫		23	佐和田 由紀子	読谷村
10	金城 睦雄		24	知花 光治	
11	島袋 林晴	沖縄市	25	比嘉 甚夫	嘉手納町
12	湧川 和夫		26	欠	北谷町
13	前泊 恵子		27	欠	北中城村
14	稲嶺 梅子		28	与那覇 晴枝	中城村

キ 知的障害者相談員の活動

知的障害者相談員は、知的障害者福祉法第15条の2の規定に基づき、県知事から知的障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ必要な指導助言等を委託されている知的障害者の保護者で、社会的信望があり、知的障害者の福祉の増進に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、知的障害者の養育、生活等に関する相談助言、施設入所、就学・就職等に関する連絡調整、知的障害者に対する援護思想の普及等で、県全体で25人（定数37人）、中部福祉保健所管内の11市町村6人（定数10人）が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

（ア）知的障害者相談員の過去5カ年の活動状況

年度	活動日数	相談内容等										計
		養育	生活	施設利用	就学	就職	家族関係	年金・保険・手当	諸行 会事 参加	地域 活動	その他	
平成15年度	136	0	7	0	1	0	3	0	85	49	2	147
平成16年度	531	2	9	0	0	13	8	3	285	127	166	613
平成17年度	433	3	54	7	2	16	2	9	224	33	160	510
平成18年度	265	1	58	5	5	31	8	25	209	91	173	606
平成19年度	343	1	52	3	3	15	7	9	151	27	166	434

（イ）知的障害者相談員名簿（平成20年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	比嘉 恵利子	うるま市	6	欠	宜野湾市
2	安村 昭洋		7	欠	恩納村 読谷村
3	野原 マリ子	沖縄市	8	元山 満壽美	宜野座村 金武町
4	比嘉 ひとみ		9	欠	嘉手納町 北谷町
5	照屋 ヨシ子		10	欠	北中城村 中城村

ク 障害者自立支援法に基づく実地指導

平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、自立支援給付支給事務等に関する市町村に対する指導は、「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき、

- (1) 自立支援給付制度の内容の周知徹底を図る。
- (2) 支給事務の適正化を図る。

ことを指導方針として、平成19年度より実地指導を実施している。(実地・初年度)

また、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は、「障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」及び「障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱」に基づき、

- (1) 指定基準の遵守及び自立支援給付制度の内容の周知徹底を図る。
- (2) サービスの適正化及び質の確保を図る。

ことを指導方針として、平成19年度より実地指導を実施している。(実地・初年度)

なお、平成15年4月から施行されていた支援費制度に伴う平成17年度までの市町村指導及び事業者指導に係る結果等については、省略する。

(ア) 市町村指導

市町村名	平成19年度	
	指導箇所	指導結果
宜野湾市	11箇所	文書指摘： なし 指導助言： なし
沖縄市		
うるま市		
恩納村		
宜野座村		
金武町		
読谷村		
嘉手納町		
北谷町		
北中城村		
中城村		
計		

印は、実施箇所

(イ) 障害福祉サービス事業者等指導

事業種別	平成19年度	
	指導箇所	指導結果
居宅介護	3	文書指摘： 7件 指導助言： 23件
重度訪問介護		
行動援護	2	
重度障害者等包括支援		
短期入所	1	
児童デイサービス	1	
療養介護		
生活介護		
自立訓練（機能訓練）		
自立訓練（生活訓練）		
就労移行支援		
就労継続支援A型	1	
就労継続支援B型		
GH	1	
CH		
相談支援		
多機能型	3	
計	12	

ケ 障害者自立支援法に基づく相談支援事業等について

障害者自立支援法の施行により身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一元化され、一体的にサービスが提供されるようになったことから、圏域の相談支援体制の構築について福祉と保健が連携して取り組む必要があるとして、平成19年度の福祉保健部の重点連携事業として設定されている。

平成19年度は、圏域アドバイザーと連携し、管内市町村における地域自立支援協議会の設置に向け取り組み、8市町村の地域自立支援協議会が設置された。

また、中部圏域連絡会議も立ち上げた。

(3) 難病対策事業(地域保健班)

事業根拠：難病対策要綱(昭和47年厚生省)

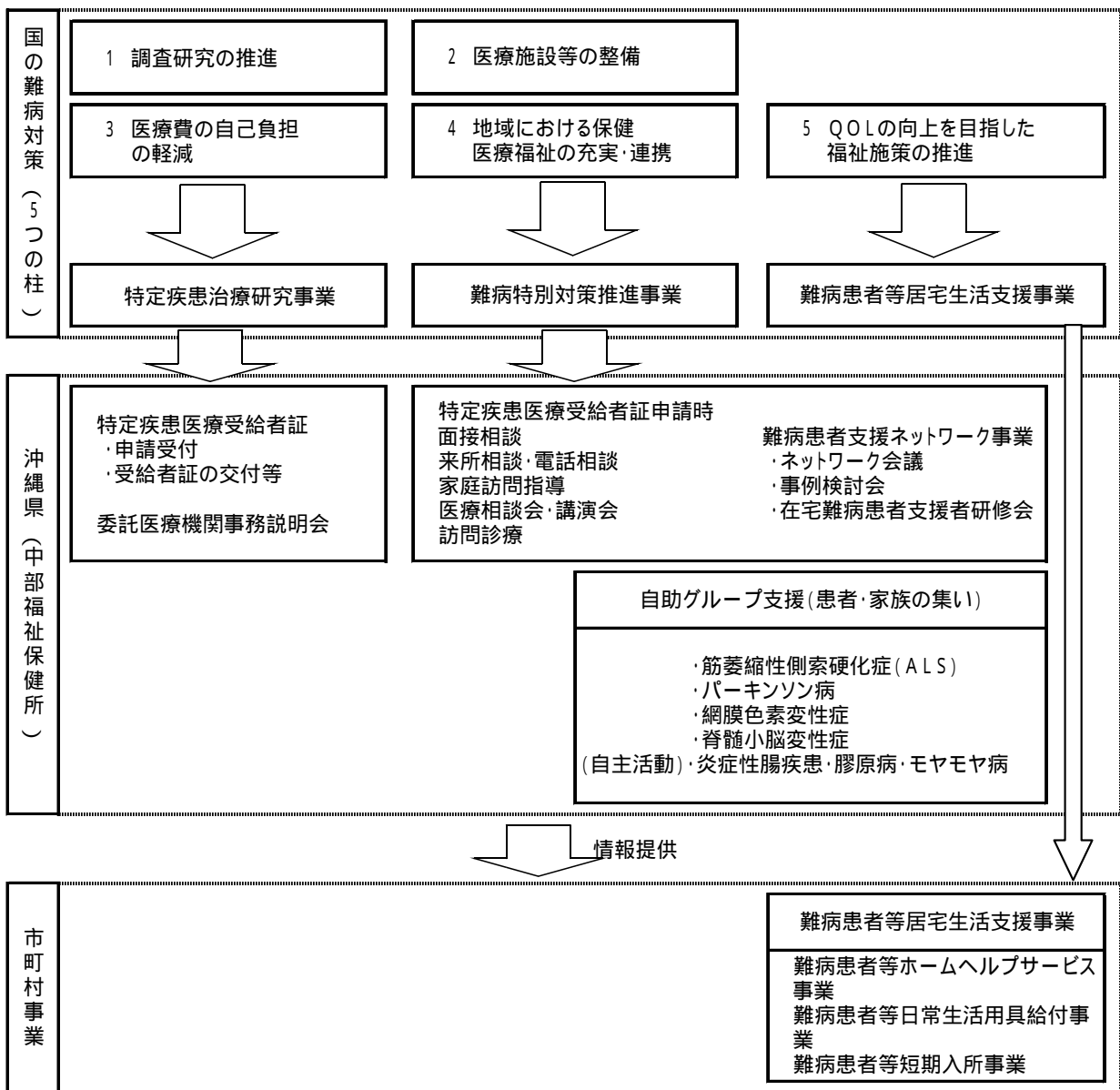
難病(特定疾患)の概念：

原因不明、治療方法が未確立であり、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病である。

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。

事業体系



ア 特定疾患治療研究事業（中部福祉保健所管内の状況）

（ア） 特定疾患医療受給者証交付状況

（平成19年度）

疾病No.	疾患名	管内						沖縄県	
		H19				H18	H17	H18	H17
		新規	継続	合計	重症	合計	合計	合計	合計
神経系疾患群	2 多発性硬化症	1	19	20	5	20	20	51	51
	3 重症筋無力症	4	45	49	2	46	44	147	140
	5 スモン	0	0	0	0	0	0	2	2
	8 筋萎縮性側索硬化症	10	28	38	23	31	32	84	81
	16 脊髄小脳変性症	4	35	39	19	36	32	103	99
	20 パーキンソン病関連疾患	68	253	321	124	282	252	815	753
	21 アミロイドーシス	0	2	2	0	3	2	11	7
	22 後縦靭帯骨化症	19	33	52	7	49	44	230	205
	23 ハンチントン病	0	5	5	4	5	5	10	11
	24 モヤモヤ病	4	28	32	2	34	35	78	79
	27 多系統萎縮症	3	31	34	20	36	31	65	59
	30 広範脊柱管狭窄症	4	8	12	1	8	7	24	23
	38 プリオン病（ヤコブ病、GSS、FFIを含む）	1	0	1	1	0	0	5	3
	40 神経線維腫症	1	4	5	0	4	3	18	15
	41 亜急性硬化性全脳炎	0	4	4	4	4	4	14	14
	44 ライソゾーム病	1	2	3	2	2	2	12	12
	622 45 副腎白質ジストロフィー	0	5	5	1	5	5	9	8
膠原系疾患群	1 ベーチェット病	2	25	27	1	25	23	72	65
	4 全身性エリテマトーデス	30	299	329	33	318	320	867	841
	7 サルコイドーシス	14	27	41	1	37	29	82	73
	9 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	12	74	86	5	83	68	245	219
	11 結節性動脈周囲炎	2	10	12	1	13	11	41	32
	13 大動脈炎症候群	4	19	23	2	19	16	64	63
	19 悪性関節リウマチ	2	7	9	2	9	11	41	43
	25 ウェゲナー肉芽腫症	1	3	4	1	3	2	10	5
	33 特発性大腿骨頭壊死症	13	38	51	5	48	46	120	127
	623 34 混合性結合組織病	3	38	41	0	40	39	107	103
特定臓器疾患群	6 再生不良性貧血	5	17	22	2	18	18	55	60
	10 特発性血小板減少性紫斑病	19	32	51	1	44	48	131	130
	12 潰瘍性大腸炎	49	202	251	0	221	222	639	614
	14 ビュルガー病	5	15	20	0	15	17	61	60
	15 天疱瘡	0	17	17	0	19	18	52	50
	17 クロウン病	13	90	103	1	106	106	275	269
	18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	0	1	1	7	6	12	15
	26 特発性拡張型（うっ血型）心筋症	15	63	78	9	73	65	298	274
	28 表皮水疱症	0	3	3	1	3	3	5	4
	29 膿疱性乾癬	0	3	3	0	4	4	18	15
	31 原発性胆汁性肝硬変	7	51	58	0	57	52	194	179
	32 重症急性膵炎	20	0	20	20	23	12	69	42
	35 原発性免疫不全症候群	0	2	2	0	2	1	13	12
	36 特発性間質性肺炎	11	11	22	5	15	16	51	39
37 網膜色素変性症	8	71	79	11	76	65	351	326	
39 原発性肺高血圧症	2	2	4	0	2	2	15	13	
42 パッド・キアリ症候群	1	2	3	0	3	3	15	17	
737 43 特発性慢性肺血栓塞栓症	0	0	0	0	0	0	3	4	
	合計	359	1,623	1,982	317	1,848	1,741	5,584	5,256

「重症」は再掲

平成19年4月より123疾患が特定疾患調査研究対象。うち45疾患が医療費公費負担の対象

平成14年6月より特定疾患数を見直し46 45疾患に再編

平成15年10月より(16)脊髄小脳変性症の一部 (27)多系統萎縮症に編入

(イ) 特定疾患委託医療機関事務説明会

目的：平成 15 年 10 月の制度改正に伴い申請書類の複雑化、特定疾患医療受給者証の有効期間も 1 年となり毎年の更新が義務化された。さらに、特定疾患医療受給者証交付件数も増加し、毎年 7 月から 9 月の更新期間における事務処理も煩雑を極める。加えて、管内の委託医療機関が 100 余となるため、申請事務の詳細について周知を図り、事務処理の円滑化を促す。

対象：管内委託医療機関

内容：特定疾患治療研究事業の申請事務の取扱いについて

実績：平成 19 年 5 月 24 日開催

参加医療機関数：42 (人数：80人)

イ 難病特別対策推進事業

(ア) 医療相談事業及び講演会

目的：難病患者及びその家族に対し医療及び日常生活にかかる相談・助言等を行い、疾病に対する不安や療養生活上の悩みを軽減するとともに、地域の関係諸機関との連携により、患者に総合的なサービスを提供し、地域における患者の生活の質 (QOL) の向上と在宅療養の促進を図る。

(平成19年度)

対象者疾患名	講演内容 (講師)	参加者数	個別相談	
			相談数	内容
強皮症について	疾患について (皮膚科医師)	17名	4名	皮膚潰瘍について 指の関節が曲がってきた病気のせいかな？ 健康食品について
特発性大腿骨頭壊死症	疾患について (整形外科医師)	22名	3名	手術の時期について サプリメントの効用について

(イ) 訪問診療事業

目的：在宅難病患者に対して、専門医、歯科医、歯科衛生士、保健師、理学療法士等による診療チームで、在宅療養患者を訪問し診療、療養指導を行う。患者に総合的サービスを提供し、患者のQOL向上及び在宅難病患者が地域で身近に相談できる医療機関の拡大を図る。

(平成19年度)

対象者疾患名	相談内容	指導内容	スタッフ
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	開口が困難なため口腔ケアをしてないがケアの方法	ブラシのあて方・うがい ができないときの方法について	歯科医師 歯科衛生士 保健師

(ウ) 訪問相談事業

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

疾患別訪問状況 (平成19年度)

疾患名	実数	延数
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	24	67
多系統萎縮症	2	3
パーキンソン病関連疾患	1	3
特発性間質性肺炎	1	2
強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	1	1
網膜色素変性症	1	1
もやもや病	1	1
全身性エリテマトーデス	1	6
脊髄小脳変性症	1	1
広汎性脊柱管狭窄症	1	1
計	34	86

～在宅難病患者の特性～

「難病」は、原因も治療方法も確立されていないことから多くの患者が、長期に渡り進行性の経過をたどるため、患者・家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい。
特に神経系の難病は人工呼吸器装着等「医療依存度」が高い
多くの介護力を必要とし多職種が関わっている。チーム支援が重要。
包括的、継続的なケアシステムが必要である。

個別支援に関する会議

退院前調整会議	ケア会議	開催回数	参加延人数	疾患名
13	15	28	279	筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 神経原性筋萎縮症・多系統萎縮症 特発性間質性肺炎 広汎性脊柱管狭窄症

重症神経難病患者・家族については、発症当初から重点的に支援している。

病状の進行に伴い難病患者は病を抱えながら自分の生き方をコントロールする必要がある。そのため、メンタルサポートは重要で同疾患、患者・家族同士の個々を繋げ、支え合うための支援をしている。

(エ) 来所、電話相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

(平成19年度)

区分	相談内容(延人数)								実人数
	申請手続きなど相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	食事栄養	その他	計	
来所相談	2,973	20	15	23	4	3	1	3,039	2,016
電話相談	781	27	2	21	0	2	8	841	

(オ) 難病患者支援ネットワーク事業

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病対策要綱（昭和 47 年厚生省）における難病対策事業の柱の 2 項目

- a 地域における保健医療福祉の充実・連携
重症難病患者のための入院施設確保及び保健所を核とした難病患者の在宅療養生活の支援
- b QOL 向上を目指した福祉施策の推進
難病患者の居宅における療養生活の支援

内容：

- a 事例検討会
- b 難病患者支援ネットワーク会議
- c 在宅難病患者支援者研修会

参加機関：

- a 事例支援に関係している者
訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、ケアマネージャー
介護者(家族等)、医療機関(病院スタッフ等)、難病相談・支援センター
市町村・社会福祉協議会、保健所(難病担当) 他
- b 支援ネットワークに関わる関係者
医療機関(医師、病院スタッフ等)、訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所、ケアマネージャー、医療機器取扱業者
消防署、難病相談・支援センター、市町村・社会福祉協議会、保健所 他
- c テーマにそった対象者

実績：

a 事例検討会（1回） (平成19年度)

開催日	内 容	参加 機関数	参加 人数
H19.11.7	神経原筋萎縮症患者・家族の支援について 神経内科医師による講和「神経原筋萎縮症について」	13	30

b 難病患者支援ネットワーク会議（1回） (平成19年度)

開催日	内 容	参加 機関数	参加 人数
H20.2.22	・事業報告「ALSの病気があっても地域で生き 生き暮らしたい」 ・重症難病患者アンケート結果報告 ・ALS沖縄県支部立ち上げ準備会について ・その他	21	35

c 在宅難病患者支援者研修会（1回） (平成19年度)

開催日	内 容	参加 機関数	参加 人数
H19.12.18	コミュニケーション意志伝達装置について	18	33

(カ) 自助グループ育成

目的：患者や家族の悩みや不安を解消し、疾病についての理解を深め療養意欲を高めると共に相互の交流を通して情報を交換し、適切な療養生活が送れるようにする。

(平成19年度)

名称	回数	参加者数	内容
あだんの会 (パーキンソン病)	4	患者・家族 関係者 22名 10名	情報交換・交流会 カラオケ、クリスマス会
でいごの会 (網膜色素変性症)	4	患者・家族 関係者 36名 10名	情報交換・交流会、クリスマス会 講演会「見えないから見えるもの」 他保健所との交流
筋萎縮性側索硬化症(ALS) 患者・家族の集い	3	患者・家族 関係者 31名 18名	情報交換・交流会、介護者体験談 学習会「コミュニケーションツール を使って会話をスムーズにしよう」
ALS沖縄県支部立ち上げ準備会	5	患者・家族 関係者 73名	支部立ち上げの動き方 広報誌作成・規約作成・顧問依頼等
脊髄小脳変性症 患者・家族の集い	3	患者・家族 関係者 7名 3名	情報交換・交流会 クリスマス会(他患者・家族との交流会)
モヤモヤ病 患者・家族の集い	6	患者・家族 関係者 48名 16名	情報交換・交流会 講演会、自主活動に向けての支援
炎症性腸疾患 患者・家族の集い	12	自主活動	情報交換・交流会
膠原病友の会	3	自主活動	情報交換・交流会・講演会

平成18年6月17日、もやの会沖縄県支部結成となる。

脊髄小脳変性症患者・家族の集いは、平成17年度から開始している。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図り、精神的・身体的負担を解消する事を目的とする。

(平成19年度)

疾患名	男	女	合計
第 因子欠乏症(血友病A)	11	1	12
第 因子(フィブリン安定化因子)欠乏症	0	2	2
合計	11	3	14

3 成人・高齢者支援

(1) 老人保健事業(健康推進班)

ア 根拠法令及び目的

昭和 57 年 8 月に施行された老人保健法を根拠とし、国民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする。また、具体的な事業実施は、保健事業実施要領に基づき実施し、がん対策については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」により実施。

イ 老人保健事業の経過

昭和 57 年 8 月に施行された老人保健法に基づく老人保健事業は、平成 16 年度までは、5 年ごとに保健事業計画として 4 次にわたる計画として実施し、平成 17 年度からは、単年計画として国の計画に基づき事業実施。これまでの経過は、下記の表のとおりである。

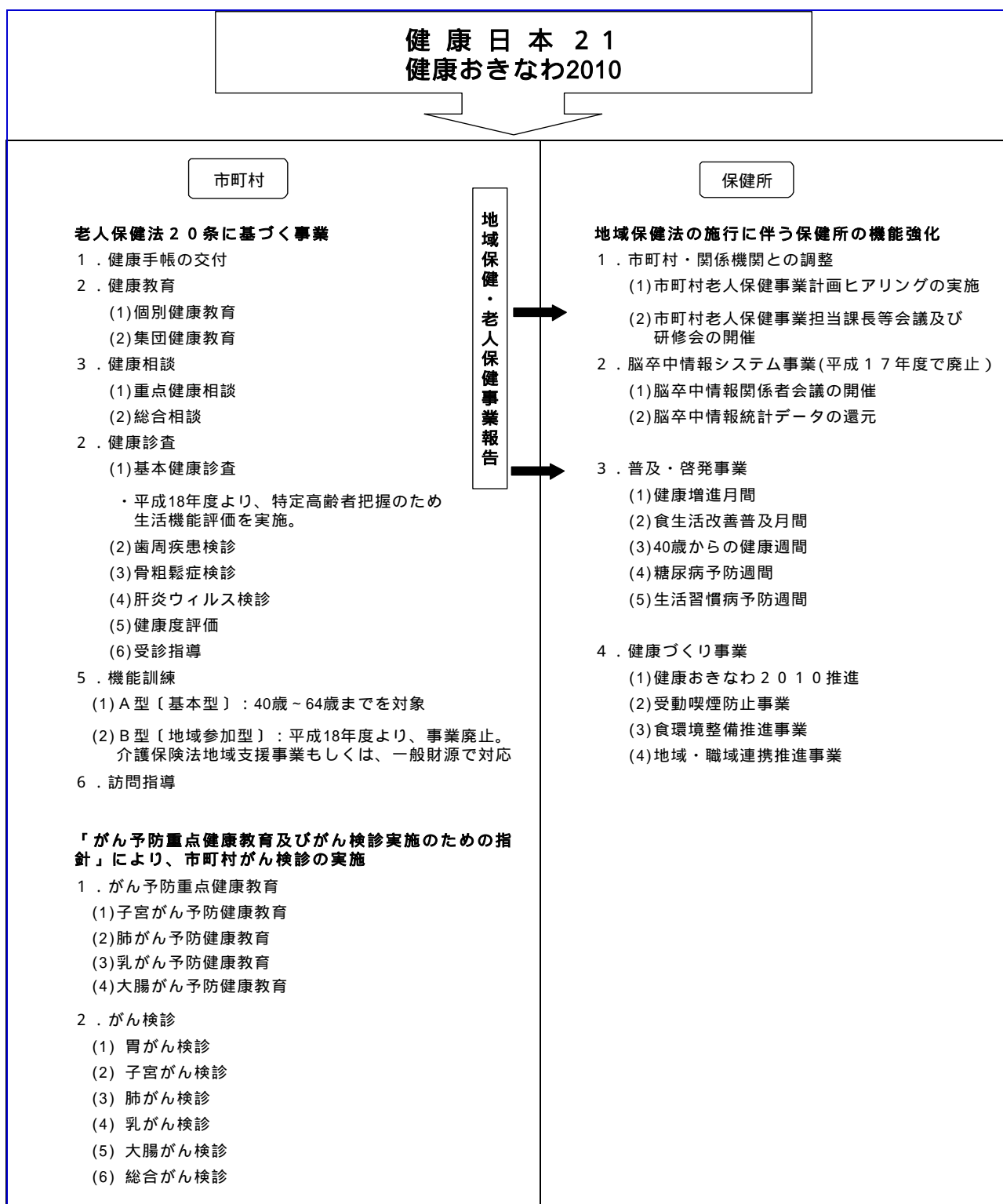
老人保健事業の経過				
	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
期間	昭和57年度～昭和61年度	昭和62年度～平成3年度	平成4年度～平成11年度	平成12年度～平成16年度
特徴	老人保健事業のスタートにあたり、基盤整備や事業の拡大を図ることを目的とした。	3大成人病(がん、心疾患、脳卒中)の死亡率の低減、検診受診率の向上など、保健事業の目標を具体的に設定した。また、基本健康診査の導入、がん検診の項目の追加等、事業を質的に充実させることに力をいれた。	総合健康診査を導入するなど、一次予防を充実させると共に、集団から個人へ重点を置くようになった。科学的評価に基づいた目標を明示したのも特徴である。	「ゴールドプラン21」による「ヤング・オールド(若々しい高齢者)作戦」を推進の柱とし、保健事業の一層の充実が図られている。ここでは、生活習慣病の予防及び寝たきり状態になることの予防を通じ、「健康日本21」の目標でもある健康寿命の延伸を図ることを重点的な目標としている。
内容等	<ul style="list-style-type: none"> 健康手帳の交付 健康教育 健康相談 健康診査 一般診査 精密検査(心電図・眼底検査・貧血検査・血糖検査) がん検診(胃・子宮) 機能訓練 訪問指導(寝たきり者・要注意者) 	<ul style="list-style-type: none"> 重点健康教育の導入(肺がん予防・乳がん予防・寝たきり予防・歯) 平成2年度より骨粗鬆症予防・病態別を追加 重点健康相談の導入(病態別・歯・老人) 基本健康診査の導入(一般診査(必須)と精密検査(選別)を同時に実施。平成2年度より生活習慣改善指導事業を追加) がん検診の項目追加(子宮体部・肺・乳) 	<ul style="list-style-type: none"> 総合健康教育の導入 重点健康相談の項目追加(糖尿病) 基本健診の項目追加(HDLコレステロール・中性脂肪・GTP・クレアチン) がん検診の項目追加(大腸がん)平成7年度中間見直し後、追加 基本健診の項目追加(血糖検査・ヘモグロビンA1C) 総合健康診査の項目追加(骨粗鬆症・歯周疾患) 機能訓練B型(地域参加型)の創設 平成10年度 がん検診の一般財源化 	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 介護家族健康教育・介護家族健康相談・機能訓練B型については、費用負担を「介護予防・地域支援合い事業」で対応 平成14年度 「C型肝炎ウイルス検査 HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査、HBs抗原検査) 平成15年度追加 HCV抗原検査(HCV抗体検査において中力価及び低力価とされた人が対象) 平成16年度 歯周疾患検診の対象年齢拡大(40歳、50歳、60歳、70歳)
単年計画	平成17年度計画	骨粗鬆症検診の対象年齢拡大(40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳)		
	平成18年度計画	介護保険法の改正に伴い健康教育・健康相談・機能訓練事業・訪問指導の対象が40歳から64歳と変更になった。また、基本健康診査に特定高齢者把握のための生活機能評価が65歳以上に実施することになった。		
	平成19年度計画	肝炎ウイルス検診について当初は平成14年度から18年度の5ヵ年計画の実施であったが未受診者が相当するいると思われるので、平成19年度も引き続き実施。		

ウ 事業内容

老人保健法における保健事業は、市町村を実施主体とし、保健所は、地域保健法及び老人保健法に基づき、保健事業が円滑に実施できるよう、市町村・関係機関との連携調整及び広域的・専門的・技術支援を行う。主な内容は、下記の表のとおりである。

エ 事業の実施体系

事業実施体系は、下記の表のとおりである。



(2) 老人福祉(総務福祉班)

ア 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

イ 高齢者人口の推移

わが国の高齢化の特徴は、欧米諸国に比べると、その進み具合がきわめて早いことにある。65歳以上の高齢者人口が7%から14%に到達した年数を見ると、イギリスでは46年、スウェーデンでは82年、フランスにいたっては114年を要している。わが国では24年という短い期間で高齢社会を迎えている。

この理由として、一女性が産む子供の平均出産率が1.5人を割る状態であること、世界最高を誇る平均寿命の伸長が挙げられる(表-1参照)。

表-1 高齢者人口の推移

年度	全国			沖縄県		
	総人口 (A)千人	65歳以上 (B)千人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%
昭和30年	90,077	4,786	5.3	801,065	38,908	4.9
昭和35年	94,302	5,398	5.7	883,122	48,171	5.5
昭和40年	99,209	6,236	6.3	934,176	54,739	5.9
昭和45年	104,665	7,393	7.1	945,111	62,303	6.6
昭和50年	111,940	8,865	7.9	1,042,572	72,539	7.0
昭和55年	117,060	10,647	9.1	1,106,559	85,819	7.8
昭和60年	121,049	12,468	10.3	1,179,097	101,947	8.6
平成2年	123,611	14,895	12.0	1,222,398	121,082	9.9
平成7年	125,570	18,277	14.6	1,273,440	148,567	11.7
平成12年	126,926	22,005	17.3	1,318,220	182,557	13.8
平成17年	127,768	25,672	20.1	1,361,594	218,897	16.1

資料 総務庁統計局「国勢調査」

ウ 沖縄県の高齢化率の状況

本県では、平成 19 年 10 月現在の推計総人口 1,401,182 人中、65 歳以上が 228,894 人で、高齢化率が 16.3 %となっている。

管内町村においては、人口 482,240 人中、65 歳以上が 75,155 人で高齢化率が 15.6 %となっており、前年度に比べ 0.4 %の増であり、増加傾向が続いている。(表-2 参照)。また、沖縄県及び管内町村別の一人暮らし老人数も増加傾向にある(表-3 参照)。

表 - 2 沖縄県の高齢化率の状況

市町村名	人口19年10月1日現在			人口18年10月1日現在			人口17年10月1日現在		
	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	人口比率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	人口比率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	人口比率 (B/A)%
沖縄市	133,945	19,597	14.6	133,169	19,051	14.3	132,234	18,344	13.9
宜野湾市	91,504	12,554	13.7	90,775	12,072	13.3	90,173	11,531	12.8
うるま市	116,737	19,316	16.5	117,018	18,847	16.1	116,689	18,302	15.7
恩納村	10,439	2,038	19.5	10,303	1,985	19.3	10,270	1,959	19.1
宜野座村	5,459	1,018	18.6	5,398	1,010	18.7	5,316	985	18.5
金武町	11,011	2,396	21.8	10,953	2,341	21.4	11,003	2,285	20.8
読谷村	39,124	6,170	15.8	38,909	6,004	15.4	38,857	5,790	14.9
嘉手納町	13,832	2,719	19.7	13,737	2,677	19.5	13,886	2,624	18.9
北谷町	27,123	3,874	14.3	27,025	3,718	13.8	26,855	3,553	13.2
北中城村	16,470	2,782	16.9	16,384	2,697	16.5	16,395	2,618	16.0
中城村	16,596	2,691	16.2	16,297	2,600	16.0	15,914	2,548	16.0
管内計	482,240	75,155	15.6	479,968	73,002	15.2	477,592	70,539	14.8
沖縄県	1,401,182	228,894	16.3	1,395,569	223,000	16.0	1,389,421	216,434	15.6

表 - 3 沖縄県の一人暮らし老人の状況

市町村名	人口19年10月1日現在			人口18年10月1日現在			人口17年10月1日現在		
	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%
沖縄市	19,597	4,386	22.4	19,051	4,116	21.6	18,344	3,817	20.8
宜野湾市	12,554	2,907	23.2	12,072	2,754	22.8	11,531	2,591	22.5
うるま市	19,316	3,858	20.0	18,847	3,675	19.5	18,302	3,265	17.8
恩納村	2,038	341	16.7	1,985	417	21.0	1,959	399	20.4
宜野座村	1,018	170	16.7	1,010	172	17.0	985	258	26.2
金武町	2,396	614	25.6	2,341	662	28.3	2,285	527	23.1
読谷村	6,170	831	13.5	6,004	769	12.8	5,790	702	12.1
嘉手納町	2,719	535	19.7	2,677	570	21.3	2,624	491	18.7
北谷町	3,874	634	16.4	3,718	602	16.2	3,553	506	14.2
北中城村	2,782	483	17.4	2,697	541	20.1	2,618	509	19.4
中城村	2,691	336	12.5	2,600	334	12.8	2,548	316	12.4
管内計	75,155	15,095	20.1	73,002	14,612	20.0	70,539	13,381	19.0
沖縄県	228,894	47,140	20.6	223,000	42,764	19.2	216,434	40,242	18.6

エ 老人福祉対策

高齢者の多くは、身体が不自由になっても住み慣れた住宅及び地域社会で住み続けることを希望しており、今後の老人福祉行政はこのような老人の在宅生活の維持向上を支援するという観点から進めていくことが必要になっている。市町村においては、老人保健事業、介護予防・生活支援事業等、要介護老人に対する介護保険給付以外の事業が実施されている。当所においては、高齢者の生きがいの高揚促進、在宅福祉サービスの充実を図る施策として、高齢者祝い金等支給事業を実施している。

(ア) 高齢者祝い金等支給事業

カジマヤー祝いの高齢者に対し、その長寿を祝し、敬老思想の高揚を図るとともにその功績に感謝と敬意を表すため敬老見舞金を支給している。

受 給 資 格：沖縄県に住居を有し、市町村に住民登録がなされている者

カジマヤー祝い：一人あたり 10,000 円

表 - 4 高齢者祝金受給者年度別状況表

市町村名	カジマヤー祝金					
	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	
宜野座村	5	8	11	8	3	
恩納村	8	20	8	7	8	
金武町	13	8	14	11	14	
読谷村	21	26	28	12	23	
嘉手納町	9	10	10	11	9	
北谷町	5	9	14	13	13	
北中城村	9	15	13	13	14	
中城村	5	8	8	8	14	
郡部計	75	104	106	83	98	
うるま市	石川市	14	10	76	67	66
	具志川市	47	41			
	勝連町	12	6			
	与那城町	12	16			
沖縄市	55	54	55	52	54	
宜野湾市	32	33	24	29	28	
市部計	172	160	155	148	148	
管内計	247	264	261	231	246	

(3) 介護保険制度に係る諸事業の推進（総務福祉班）

ア 法的根拠及び目的

福祉保健所は地域保健法、介護保険法に基づき、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保健福祉計画策定及び運営管理、認定調査員研修の実施、認定審査会等の事業に係る市町村支援及び介護保険事業者の指定等の業務を行っている。

イ 平成 19 年度市町村支援事業の実績

事業名	実績
高齢者保健福祉計画策定支援	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、 宜野座村、北谷町、中城村、
認定調査員研修	管内市町村の現任教育（1回）53名の認定調査員が参加
介護認定審査会委員	宜野湾市、沖縄市、うるま市 沖縄県介護保険広域連合

ウ 介護保険事業者の指定等について

(ア) 介護保険事業者は介護サービスを提供するため、沖縄県知事の指定を受ける必要がある。指定は事業所単位でサービスの種類ごとに行っている。

介護保険事業者の提供するサービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（各事業の介護予防サービスも含む）及び居宅介護支援事業所の指定手続きは福祉保健所で行っている。

指定要件は申請者が法人であること。従業員の知識、技能、人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていること。厚生労働省令に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えることである。この3要件が満たされれば介護保険事業の指定を受けることができる。

指定手続きは以下のとおりである。

事前協議 施設の建設・改修 指定申請（指定日（事業開始日）の前々月までに行う） 現地確認（指定日（事業開始日）の前月の10日前までに実施） 指定（事業開始）事業開始は各月の1日とし、指定月日はそれ以前とする。

サービスの質を確保するため指定有効期限は6年間となっており、平成19年度から有効期限満了になる事業所の指定更新手続きを開始し、平成20年度から指定更新を行う。なお、指定要件に合致しない場合は指定の更新が認められない場合もある。

(イ) 介護保険事業者は事業所の名称、所在地、定款、サービス責任者、運営規程等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から10日以内に変更届を提出する必要がある。

エ 介護保険事業所に対する実地指導等について

「沖縄県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。実地指導に当たっては、厚生労働省が示す「介護給付適正化の推進」及び「技術的助言」を踏まえ、実地指導の重点事項（人員に関する基準及び勤務態勢の確保、サービス内容及び手続きの説明と同意、サービス計画の作成など）に留意し、介護保険事業所の適正な運営の確保を図ることを目的にしている。

平成 17 年度は 19 法人（30 事業所）、平成 18 年度は 22 法人（40 事業所）、平成 19 年度は 27 法人（43 事業所）に対して実地指導を行った。また、平成 19 年度には 1 法人（1 事業所）の監査を行った。

また、毎年、介護保険事業者を招集して、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例、実地指導の重点事項などを講習形式で説明する集団指導を行うことになっている（平成 19 年度は実施していない。）。

4 生活保護(生活保護班)

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

生活保護には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

根拠法：生活保護法(昭和25年5月制定)
生存権保障を実現するための制度として制定、生活保護を国民の権利として認めている。

中部福祉保健所は管内8町村の生活保護業務を行っている。

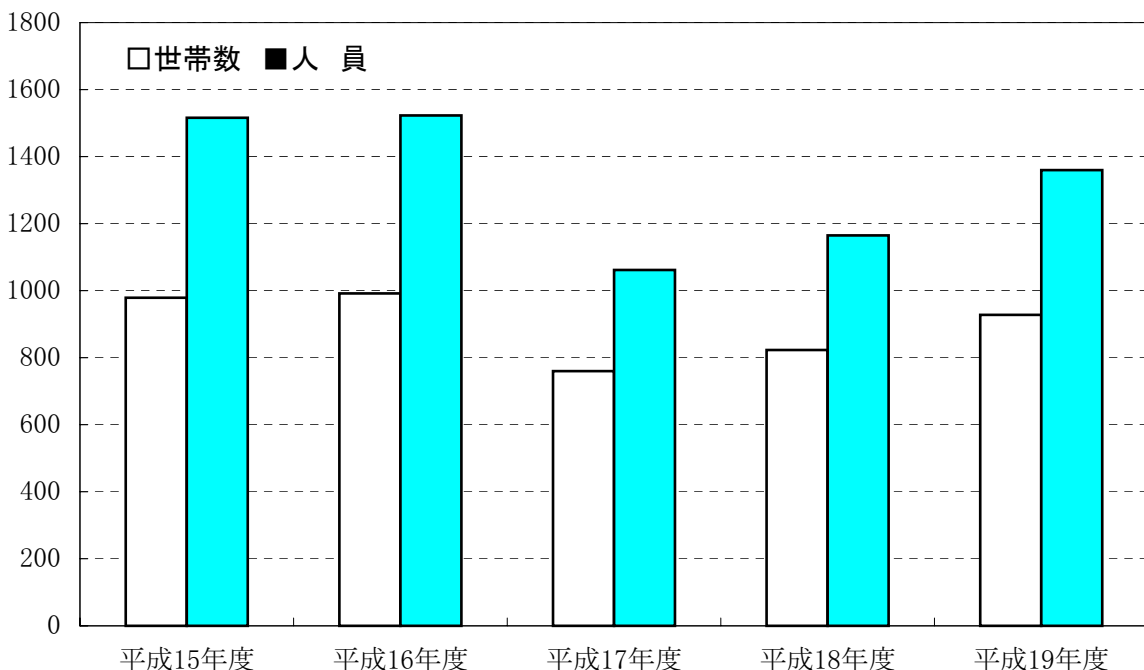
管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少傾向、平成6年度から平成8年度までは、増加傾向、平成9年度から平成10年度までは減少傾向、平成11年度から増加傾向を示している。又、平成18年度以降も増加傾向にある。

(1) 年度別保護の状況

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率 %	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生活		住宅		教育		医療		その他		介護	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成15年度	162,535	979	1,516	9.35	812	1,319	514	838	93	157	891	1,308	0	0	158	164
平成16年度	163,655	992	1,523	9.30	814	1,290	530	853	86	164	917	1,299	2	2	163	170
平成17年度	137,384	760	1,062	7.73	639	922	450	653	58	97	737	955	20	22	126	134
平成18年度	138,316	823	1,165	8.42	694	1,013	500	738	67	117	775	1,022	26	29	146	131
平成19年度	139,415	928	1,360	9.76	797	1,206	570	877	83	139	866	1,197	43	48	188	195

(※平成17年度は勝連町、与那城町がうるま市に合併している。)

(2) 年度別保護実施状況



(3) 労働力類型別世帯の推移

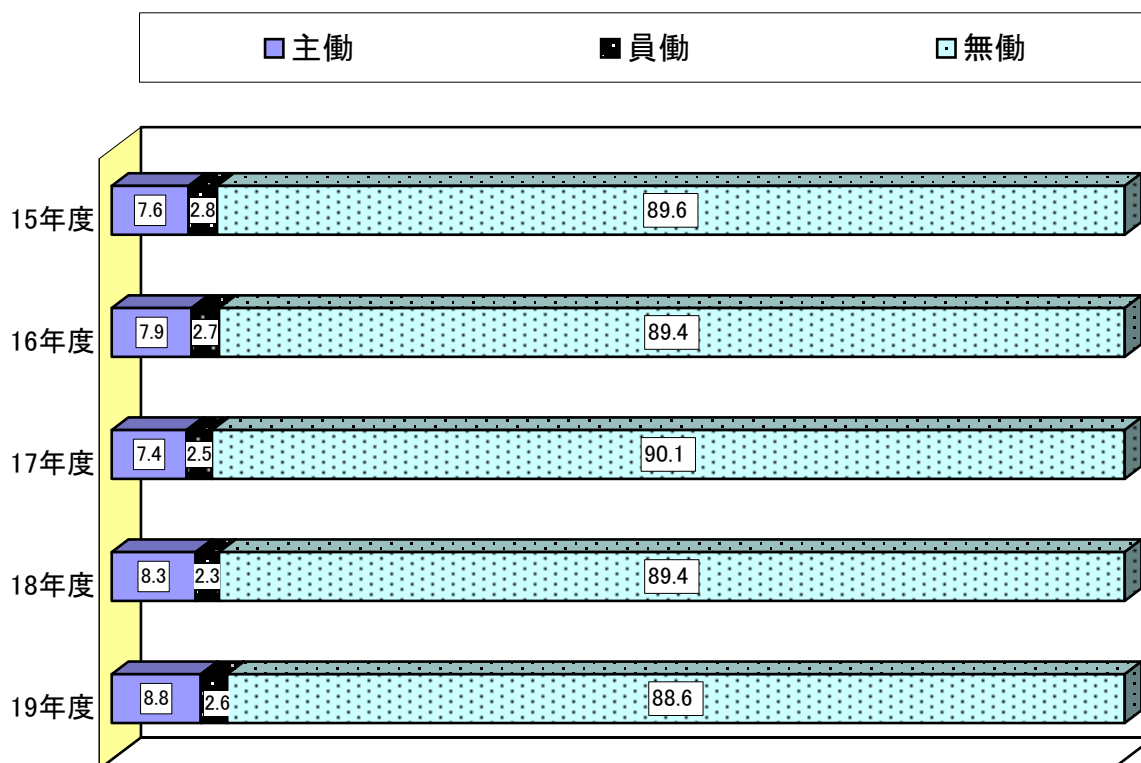
労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比が平成19年度は8.8%と前年度より増加している。世帯員の働いている世帯(員働)も2.6%と増加している。無働世帯は88.6%と減少している。

ア 労働力類型別世帯

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
15	979	74	35	9	2	28	27	878	7.6	2.8	89.6
16	992	78	39	12	1	26	27	887	7.9	2.7	89.4
17	760	56	24	14	1	17	19	685	7.4	2.5	90.1
18	823	68	29	20	1	18	19	736	8.3	2.3	89.4
19	928	82	32	23	1	26	24	822	8.8	2.6	88.6

(※停止世帯は除く)

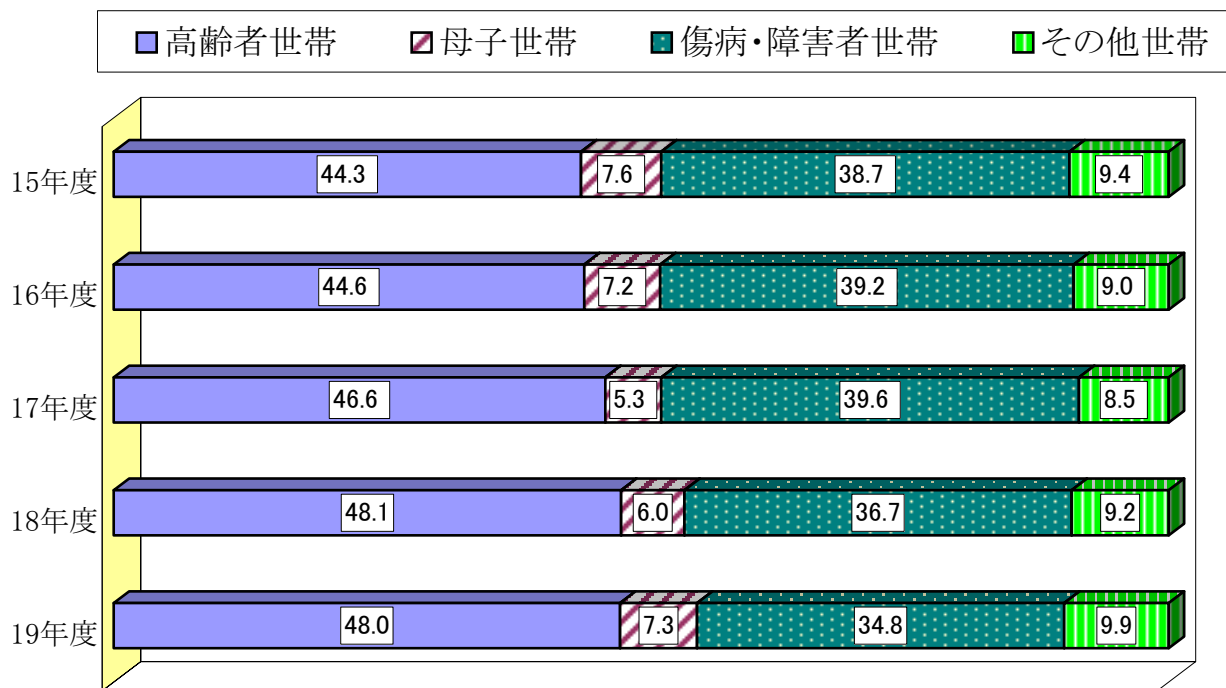
イ 労働力類型別世帯数の構成比



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成19年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べて傷病・障害者世帯は1.9ポイント減少、高齢者世帯は0.1ポイント減少しているが、母子世帯で0.7ポイント及びその他世帯で0.7ポイントの増となっている。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移(構成比)



イ 世帯類型別世帯の年次推移

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
15	434	75	378	92	979
16	442	72	388	90	992
17	354	40	301	65	760
18	396	49	302	76	823
19	445	68	323	92	928

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成19年度における保護開始を原因別でみると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く53.7%を占めている。廃止原因については「その他」が51.0%、「死亡・失踪」が36.2%、「働きによる収入増」が4.3%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が5.3%、「疾病の治癒」が3.2%の順となっている。

ア 原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件)

年度		開 始 原 因						廃 止 原 因					
		総 数	働 き に よ る 収 入 の 減 少 ・ 支 出 の 増	疾 病 に よ る 収 入 の 減 少 ・ 支 出 の 増	死 亡 ・ 別 離 ・ 行 方 不 明	仕 送 り ・ 年 金 等 の 喪 失	そ の 他	総 数	疾 病 の 治 癒	働 き に よ る 収 入 の 増	死 亡 ・ 失 踪	年 金 ・ 仕 送 り 等	働 き に よ ら な い 収 入 の 増
15	実数	133	22	74	6	4	27	106	7	14	28	13	44
	構成比	100	16.6	55.6	4.5	3.0	20.3	100	6.6	13.2	26.4	12.3	41.5
16	実数	142	24	91	10	10	7	145	8	33	36	18	50
	構成比	100	16.9	64.0	7.0	7.0	4.9	100	5.5	22.8	24.8	12.4	34.5
17	実数	144	42	79	3	3	17	85	7	8	32	8	30
	構成比	100	29.2	54.8	2.1	2.1	11.8	100	8.2	9.4	37.7	9.4	35.3
18	実数	162	26	105	7	1	23	96	3	10	36	4	43
	構成比	100	16.1	64.8	4.3	0.6	14.2	100	3.1	10.4	37.5	4.2	44.8
19	実数	216	53	116	9	20	18	94	3	4	34	5	48
	構成比	100	24.5	53.7	4.2	9.3	8.3	100	3.2	4.3	36.2	5.3	51.0

(6)保護開始・廃止の状況

平成19年度の保護の新規申請件数は331件で、前年度より86件増加している。そのうち、保護開始決定したのは216件で対前年度48世帯増となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
15	226	25	73	133	204	106	156	58.8
16	262	15	105	142	222	145	179	54.2
17	228	8	78	144	214	85	115	63.2
18	245	26	51	168	263	96	133	68.6
19	331	33	79	216	356	94	109	65.2

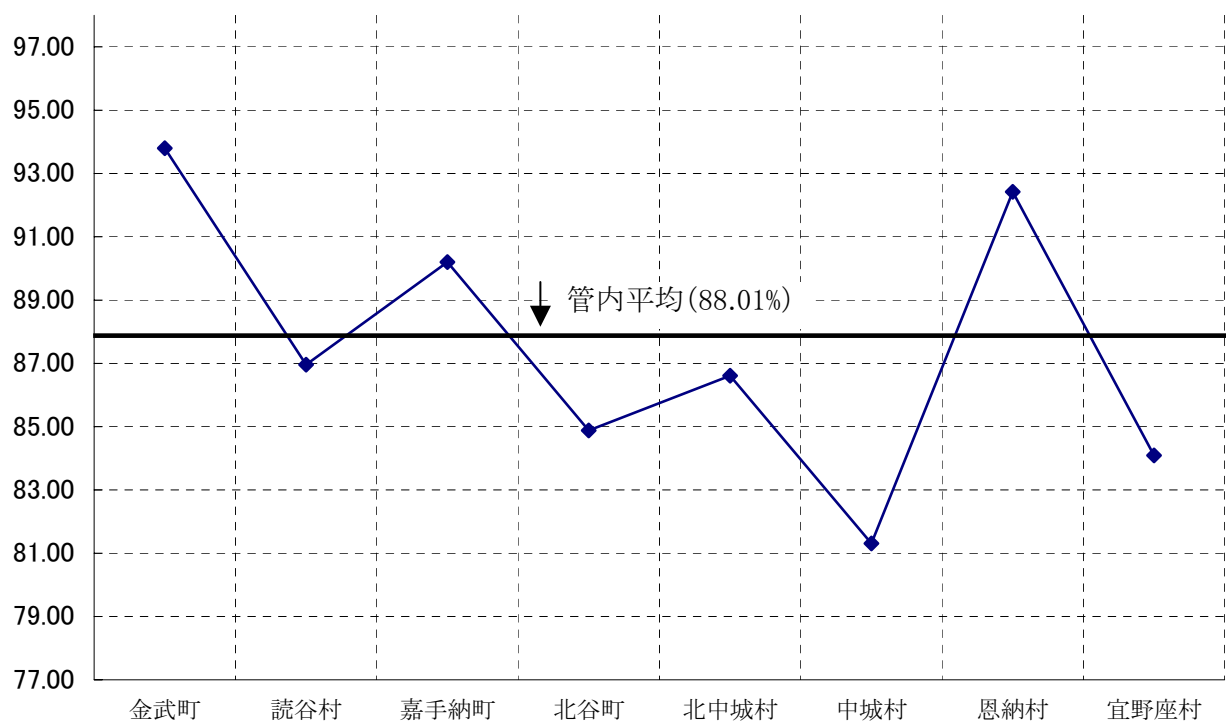
(7) 医療扶助の状況

平成17年度の医療扶助人員は、与那城町、勝連町がうるま市への移管に伴い前年度より364人減少している。平成19年度は平成18年度に比べ175人増加している。

ア 医療扶助の推移(月平均)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
15	1,516	1,308	86.39	186	0	107	79	1,122	0	54	1,068
16	1,523	1,319	86.6	229	0	92	137	1,090	0	31	1,059
17	1,062	955	89.9	200	0	74	126	755	0	19	736
18	1,165	1,022	87.73	161	0	57	104	861	0	22	839
19	1,360	1,197	88.01	164	0	73	91	1,033	0	56	977

イ 町村別医療扶助の状況(平成19年度)



ウ 町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成19年度)

町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金 武 町	242	227	93.80
読 谷 村	253	220	86.96
嘉 手 納 町	245	221	90.20
北 谷 町	291	247	84.88
北 中 城 村	112	97	86.61
中 城 村	107	87	81.31
恩 納 村	66	61	92.42
宜 野 座 村	44	37	84.09
計	1,360	1,197	88.01

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成20年3月31日現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
収容者数		10	10	20	0	4	4	
障害者	身体障害	0	0	0	0	1	1	
	精神障害	6	10	16	0	3	3	
	心身の重複障害	3	0	3	0	0	0	
出身地別	恩納村	1	0	1	0	0	0	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	0	3	3	0	1	1	
	読谷村	4	2	6	0	2	2	
	嘉手納町	4	1	5	0	0	0	
	北谷町	0	3	3	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	0	1	1	
	中城村	0	1	1	0	0	0	
在園期間別	1年未満	0	1	1	0	0	0	
	1年以上～3年未満	0	1	1	0	0	0	
	3年以上～5年未満	1	0	1	0	0	0	
	5年以上～10年未満	1	0	1	0	1	1	
	10年以上	8	8	16	0	3	3	
疾病	精神科	9	10	19	0	2	2	
	一般	1	0	1	0	0	0	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成19年度 単位 円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	2,687,842	1,572,763	12,826,199	10,734,394	10,712,596	10,989,658	4,732,672	3,908,485	58,164,609
5月	2,599,476	1,634,866	12,725,573	10,753,295	11,233,219	11,806,383	5,002,433	4,743,927	60,499,172
6月	2,492,866	1,621,028	13,933,074	11,518,960	11,826,443	12,726,126	4,902,686	5,036,164	64,057,347
7月	2,809,077	1,655,335	13,781,680	11,801,859	11,446,802	13,001,634	5,659,953	4,681,017	64,837,357
8月	3,039,746	1,671,798	13,171,616	12,085,504	11,858,636	14,011,863	6,685,604	4,618,118	67,142,885
9月	3,316,738	1,476,011	13,748,796	11,764,892	12,018,851	13,072,602	6,374,670	4,183,302	65,955,862
10月	2,935,918	1,573,832	13,646,508	11,980,788	11,557,282	13,171,754	6,029,492	4,285,602	65,181,176
11月	3,926,537	1,593,999	14,180,097	12,831,705	12,920,424	14,180,561	6,014,029	5,010,846	70,658,198
12月	4,389,232	2,089,594	16,509,046	15,751,568	15,670,174	17,443,377	7,872,470	6,138,804	85,864,265
1月	3,716,814	1,552,700	14,663,071	12,834,669	12,861,610	14,475,999	6,124,022	5,474,744	71,703,629
2月	3,708,806	1,735,554	14,152,718	13,102,280	12,655,513	14,297,159	6,255,650	5,128,681	71,036,361
3月	3,638,915	1,960,572	14,204,005	13,107,925	13,498,870	15,674,975	6,248,666	5,299,845	73,633,773
計	39,261,967	20,138,052	167,542,383	148,267,839	148,260,420	164,852,091	71,902,347	58,509,535	818,734,634

5 その他生活支援（地域保健班）

（１）原爆被爆者対策事業

ア 目的（原爆被爆者援護法）

被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

イ 事業内容及び法的根拠：原爆被爆者援護法

2条（ア）手帳交付 （イ）居住地及び手帳の記載事項変更申請
（ウ）健康相談業務

7条（エ）健康診断 前期・後期：委託医療機関での健康診断

19条（オ）指定医療機関申請進達事務

37条（カ）家庭訪問

ウ 中部保健所管内における事業実績（延べ件数）

事業内容	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
健康診断	92	91	79	85	90
住所変更	2	1	1		
指定医療機関申請					
健康相談及び訪問	8	23	48	37	38

被爆者健康診断受診状況（平成 19 年度）

被爆者健診対象者数	死亡	転出 / 転入	実 質 対象者数	受診者数	未受診者数	受診率 (%)
68	0	0 / 1	68	45	23	66.2

* 被爆者健康診断対象者：第二種健康診断受診者（1名）を含む

健 診 名	前期健診	後期健診	希望健診	計 (延べ人数)	二世健診 (人数)
受診者数	37	35	18	90	3

健 診 受診回数	1 回	2 回	3 回	計 (人数)
受診者数	13	19	13	45

企画・情報等

1 協議会の開催状況

(1) 中部保健所運営協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健所運営協議会条例

(イ) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

イ 委員名簿（定数10名以内、現員10名）

H20.2.29～H22.2.28

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
知念 恒男	中部市町村会 会長	村上 優	国立病院機構琉球病院 院長
中田 安彦	中部地区医師会 副会長	赤地 一史	中部地区歯科医師会 医業経営理事
桑江 喜代子	沖縄県看護協会 副会長	中村 光幸	北谷町社会福祉協議会 会長
金城 俊美	中頭養護教諭会 会長	西平 朝吉	読谷村社会福祉協議会 事務局長
寄川 順美	中部地区婦人連合会 会長	平良 一彦	国立大学法人琉球大学 教育学部 教授

ウ 審議事項（H20.2.29開催）

(ア) 議事

a 協議事項

- ・米軍の飲食物による食中毒の発生について
- ・ノロウイルス感染症の届出について

b 報告事項

- ・沖縄県中部地域における麻疹流行について
- ・中国産冷凍餃子が原因と疑われる健康被害事例の発生について
- ・中部管内の障害者相談支援体制について

c 各種協議会からの報告

- ・保健医療協議会からの報告
- ・救急医療協議会からの報告
- ・エイズ対策連絡会議からの報告

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

米軍基地内からの飲食物による食中毒発生時の対応について、地域住民のために関係機関と連携して対応して頂きたい。

麻疹について、予防接種を受けても発症したり、安全性を考えると、学校での予防接種の勧奨については抵抗を感じる。

学校で感染症を流行させるという事が起こってくると、学校の責任は重大なので、学校に在籍している児童の予防接種の状況をしっかり把握して、予防接種を受けていない児童がいれば予防接種を勧奨するという事は、学校の責

きな役割だと思う。

麻疹の予防接種について、今は安全性が非常に高くなっている。MR2期については、小学校と幼稚園が対象であるが、小学校の先生の協力がないと上げられない。入学時健診、あるいは小学校に入ってからからの健診の時に接種したかどうかの確認をして欲しい。学校の先生方の力は非常に強い。

スナック関係施設を車で回ってつまみを売っている業者がいるが、製造者等のラベル表示もなく、刺身類までも売っている。保健所の許可を得ているかどうか疑問。

(2) 中部地区保健医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会等運営要綱

(イ) 趣 旨 保健医療需要等の地域特性に対応した保健医療体制の確立とその充実を図ることにより、中部保健医療圏の県民の健康を保持増進することを目的として、これらの施策及び事務事業に必要となる事項について保健医療関係者等の意見聴取を行う。

イ 構成員名簿（定数15名以内、現員14名）

H19.1.30～H21.1.29

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
金城 進	中部地区医師会 会長	知念 恒男	中部市町村会 会長
宮城 良充	県立中部病院 副院長	伊佐 真栄	沖縄市社会福祉協議会 事務局長
比嘉 正則	中部地区歯科医師会 会長	具志堅 健秀	沖縄県食品衛生協会 中部支部長
村上 優	国立療養所琉球病院 院長	寄川 順美	中部地区婦人連合会 会長
石川 清司	国立療養所沖縄病院 院長	積 静江	沖縄県母子保健推進員連絡 協議会 会長
新城 光枝	中部地区薬剤師会 会長	石垣 博道	沖縄警察署 署長
桑江 喜代子	沖縄県看護協会 副会長	安里 長栄	中部消防長会

ウ 議事内容

(ア) 第1回開催（平成19年7月27日）

- a 沖縄県保健医療計画の見直しについて
- b 沖縄県保健医療協議会の報告について
- c 中部地区保健医療計画について
- d 中部地区保健医療計画策定スケジュールについて

(イ) 第2回開催（平成19年11月6日）

- a 中部地区保健医療計画素案作成経過報告
- b 中部地区保健医療計画素案について

(ウ) 会議結果

平成18年6月の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」により、地域の体系定な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用や、医療施設相互の機能連携の確保及び必要な医療機能の体系的整備等について、医療計画へ記載することとなった。

その事により、平成20年4月公示に向けた、沖縄県保健医療計画が見直されることに伴い、中部地区保健医療計画も見直しを実施した。

(3) 中部地区救急医療協議会(平成15年度 設置)

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県救急医療協議会・地区救急医療協議会運営要綱

(イ) 趣 旨 沖縄県における救急医療対策の推進と救急医療体制の整備促進を目的とし、県全域及び地区の救急医療関係者等の意見を把握する。

イ 構成員名簿(定数10名以内、現員7名)

H20.3.7~H21.3.6

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
川平 稔	中部地区医師会 副会長 コザクリニック 院長	宮城 良充	中部地区M C協議会 会長 県立中部病院 副院長
金城 俊昭	中部地区M C協議会 事務局 ニライ消防本部 警防係長	伊波 潔	中部徳洲会病院 院長
久場 良也	ハートライフ病院 副院長	川妻 由和	中頭病院 救急診療部長
石川 清司	国立病院機構沖縄病院 院長		

イ 議事内容(H20.3.6開催)

(ア) 議事

a 中部管内における医療機関からの要請による転院搬送の状況について

b 中部地区メディカルコントロール協議会から報告

(メディカルコントロールとは、医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保証すること)

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

転院搬送について、何かよい重症度判定があれば、これは医師が同乗すべきではとか、そういう基準ができるのではないかと思う。

転院搬送について、救急隊がトリアージをして搬送するかどうか決めるというのは、適切ではないと思う。医者が緊急性がある、重症だと言えれば運ぶべきだと思う。あとは医療側のモラルの問題だと思う。

転院搬送について、中部地区医師会辺りが救急車両を1台持って、医療機関からの要請に応じて搬送するという事も検討してもらいたい。

転院搬送について、色々な機器を付けている患者の機械がもし途中で何かを起こした場合、医療行為になってしまうので、救急隊では機械の操作ができない。その場合に病院側に責任ないですかという事になってくると思う。

転院搬送の問題については、中部地区医師会でも継続して取り組んでいきたい。

2 町村社会福祉協議会指導監査

(1) 社会福祉協議会指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

監査の実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省）、「社会福祉法人等指導監査要綱」（県）、「県・市町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領」（県）に基づき、「指導監査実施計画」を毎年度策定し、適切かつ効果的な実施に努めている。

平成19年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況（中部福祉保健所）

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
平成19年 6月26日	中城村社会福祉協議会	総務福祉班 地域福祉グループ 主幹・主査
平成19年 6月29日	嘉手納町社会福祉協議会	
平成19年 7月24日	恩納村社会福祉協議会	
平成19年 7月31日	金武町社会福祉協議会	
平成19年 8月29日	読谷村社会福祉協議会	
平成19年 8月31日	北中城村社会福祉協議会	
平成19年 9月20日	宜野座村社会福祉協議会	
平成19年11月12日	〃	
平成19年 9月27日	北谷町社会福祉協議会	
平成19年12月21日	〃	

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。（関係法令：社会福祉法第22条、第107条）

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・居宅介護等事業
- ・老人デイサービス事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

「管内社会福祉協議会の事業実施状況」は、第5資料3を参照。

3 健康危機管理対策

(1) 目的 健康危機の発生を未然に防止するため、また健康被害の発生に際し、中部福祉保健所における、迅速、かつ、適切な体制を確保するとともに、関係機関と連携し、被害の拡大防止を図る。

(2) 根拠 沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領、中部福祉保健所健康危機管理対策要綱

(3) 事業内容（平成 19 年度実施回数）

ア 所内健康危機管理対策委員会（12 回 毎月第 4 水曜日開催）

イ 管内健康危機管理連絡会議（1 回 H20.3.28 実施）

(ア) 目的

健康被害の発生に備え、平時から管内の管内関係機関と情報交換を行い、迅速、かつ適切な即応体制を確保する。

(イ) 議題

- ・医療従事者へのワクチン接種について
- ・高病原性鳥インフルエンザに関する取り組みについて
- ・各施設からの健康危機管理対策に関する取り組みなど
- ・新型インフルエンザ（H5N1）対策ガイドライン（概要）について
- ・改正「沖縄県新型インフルエンザ行動計画」（概要）について

(ウ) 参加団体数 15

内訳：医療機関 2、消防機関 5、市町村 4、警察 1、教育機関 1、社会福祉協議会 1、その他関係機関 1

ウ 老人福祉・保健施設長等研修（1 回 H19.10.15 実施）

(ア) 内容

- ・施設における効果的な感染症予防対策
- ・施設における食中毒対策
- ・施設のリスクマネジメントとしての感染症対策
- ・手洗い・吐物処理のデモンストレーション

(イ) 対象 管内老人福祉・保健施設

(ウ) 参加者 71 名（39 施設）

内訳：施設長等 12 名、事務長等 4 名、看護職等 21 名、介護職等 8 名
管理栄養士等 23 名、その他 3 名

エ ノロウイルス感染症対策に係る講習会（1 回 H19.12.11 実施）

(ア) 内容

- ・ノロウイルスの流行について
- ・施設における感染症予防対策～ノロウイルス対策を中心に～
- ・宿泊施設における感染症対策
- ・手洗い・吐物処理のデモンストレーション

(イ) 対象 管内宿泊施設

(ウ) 参加者 54 名（24 施設）

オ 中部管内における麻疹患者発生に伴う緊急対策会議(2回)

第1回(H19.11.5実施)

(ア)内容

- ・中部福祉保健所管内における麻疹患者の発生について
- ・予防接種の実施状況について
- ・関係機関の役割と協力について

(イ)参加機関

沖縄市市民健康課・教育委員会、うるま市市民健康課・教育委員会
管内救急医療機関、はしか0プロジェクト委員会、沖縄県健康増進課

第2回(H19.11.15実施)

(ア)内容

- ・中部福祉保健所管内における麻疹発生状況(報告事項)
- ・沖縄県麻疹発生対応ガイドラインについて(確認事項)
- ・市町村における麻疹予防接種勧奨について
- ・学校等における麻疹予防接種勧奨及び麻疹患者発生時の対応について

(イ)参加機関 管内市町村予防接種担当課及び教育委員会

カ 新潟県中越沖地震の発生に伴う保健活動報告会(1回 H19.10.26)

(ア)内容 現地保健活動参加報告

(医務・国保課看護専門監・中部福祉保健所職員報告)

(イ)参加機関 管内市町村保健衛生担当課・防災担当課、中部福祉保健所職員

4 関係機関・団体との連絡調整等の状況

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを生ま育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

市町村別委嘱状況

平成20年4月1日現在

市町村	定数	主任児童委員数 (再掲)	委嘱数	主任児童委員数 (再掲)	充足率	主任児童委員 充足率	委嘱内訳				新任 (再掲) 民生委員
							男性		女性		
							人数	%	人数	%	
うるま市	171	10	168	9	98%	90%	37	22%	131	78%	41
沖縄市	153	10	140	10	92%	100%	45	32%	95	68%	29
宜野湾市	139	10	139	9	100%	90%	41	29%	98	71%	36
市部計	463	30	447	28	97%	93%	123	28%	324	72%	106
恩納村	20	2	19	2	95%	100%	3	16%	16	84%	6
宜野座村	12	2	12	2	100%	100%	3	25%	9	75%	6
金武町	24	2	23	2	96%	100%	7	30%	16	70%	8
読谷村	62	3	61	3	98%	100%	18	30%	43	70%	12
嘉手納町	26	2	23	2	88%	100%	8	35%	15	65%	5
北谷町	48	3	42	3	88%	100%	7	17%	35	83%	15
北中城村	29	2	24	2	83%	100%	1	4%	23	96%	10
中城村	28	2	27	2	96%	100%	9	33%	18	67%	17
郡部計	249	18	231	18	93%	100%	56	24%	175	76%	79
計	712	48	678	46	95%	96%	179	26%	499	74%	185

H19.12.1 民生委員・児童委員の一斉改選に伴う新任民生委員・児童委員数の増

イ 民生委員・児童委員活動状況(郡部)

平成19年度

項 目		恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	142	2	100	243	51	287	219	27
	介 護 保 険	50	5	7	38	9	7	21	12
	健 康 ・ 保 健 医 療	31	11	33	299	28	210	52	19
	子 育 て ・ 母 子 保 健	52	0	59	176	59	41	39	18
	子 ど も の 地 域 生 活	44	201	38	464	213	193	49	84
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	16	3	286	346	84	193	100	223
	生 活 費	28	9	25	47	29	21	6	10
	年 金 ・ 保 険	13	0	14	46	3	4	16	1
	仕 事	6	0	29	53	3	2	5	3
	家 族 関 係	18	2	27	71	11	18	15	5
	住 居	1	8	7	25	27	1	3	9
	生 活 環 境	5	1	21	54	15	32	20	8
	日 常 的 な 支 援	213	7	214	1,336	25	111	201	132
	そ の 他	56	8	129	429	103	87	182	166
	計	675	257	989	3,627	660	1,207	928	717
分野別相談・支援件数	高 齢 者 に 関 す る こ と	290	28	337	732	167	528	501	245
	障 害 者 に 関 す る こ と	216	16	140	794	40	85	90	54
	子 ど も に 関 す る こ と	111	202	383	1,610	371	473	209	340
	そ の 他	58	11	129	491	82	121	128	78
	計	675	257	989	3,627	660	1,207	928	717
その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	116	99	140	225	104	240	120	129
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力	532	453	431	1,706	925	1,851	996	817
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	586	701	546	3,399	1,156	2,236	694	2,387
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	162	245	311	859	881	874	804	422
	証 明 事 務	51	110	82	83	39	122	39	23
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	0	0	44	12	1	6	14	14
訪問回数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	668	487	1,462	1,785	2,210	2,882	1,833	2,914
	そ の 他	273	284	715	1,271	1,911	1,343	817	1,419
連絡回数調整	委 員 相 互	211	109	433	2,233	526	1,989	745	627
	そ の 他 の 関 係 機 関	283	47	391	614	522	1,232	490	549
活 動 日 数		1,292	1,633	1,836	5,079	3,475	5,520	3,282	3,318

ウ 地域福祉関係機関・団体との連絡調整等の状況

管内市町村の福祉活動を側面より支援する立場から、関係機関・団体等との連絡調整に努めた。

平成19年度

事 項		事 業 の 実 施 状 況													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ア	管内民生・児童委員との連絡会の開催 計(13回)			4	3	3						1	2		
	内	民生委員・児童委員活動について (3回)			1	1							1		
		母子及び寡婦福祉について (1回)												1	
		児童福祉について (1回)												1	
		生活保護について (1回)					1								
	容	知的障害者福祉について (1回)				1									
		精神保健福祉について (3回)					3								
		DV法について (3回)			3										
イ	研 新任民生・児童委員研修会														
	修 主任児童委員の研修会 会 中部・北部地区民生委員・ 児童委員研修会(3期)														
		民生・児童委員会長研修													
ウ	中部地区民児協との連携及び協力	←												→	
エ	管内社会福祉協議会の運営指導	←												→	
オ	管内社会福祉協議会の指導監査(10回)			2	2	2	2	1	1						
カ	管内町村社会福祉協議会事務局長等会議の開催														
キ	その他・地域福祉推進のための企画	←												→	

「イ 新任民生委員・児童委員研修会」は、一斉改選に伴う交付式終了後、同日に行った。

5 所内実習生受け入れ状況

平成19年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容	
医学	国立琉球大学 医学部 医学科	①6/7 ②7/30 ～8/3 ③8/20 ～8/24	①半日 ②5日 ③5日	①33人 ②6人 ③6人	衛生・環境行政の現場さらに高齢者福祉、医療の現場を実際に目にするによって、保健・医療・福祉の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。	・保健所の業務 ・ケーススタディ (グループ演習) ・家庭訪問見学 ・生活環境課施設見学 ・生活保護について等	
		保健学科	9/4～20	12日	2人	地域看護学で学んだ理論や方法を、地域住民の生活場面において体験し、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得する。	・地域看護実習Ⅱ ・公衆衛生看護全般に関する学習
保健	県立看護大学		①7/17 ～20 ②7/23 ～26	①4日 ②4日	①10人 ②9人	地域における多様なニーズを持つ個人・家族及び地域集団の健康問題のとらえ方及び解決方法、QOLの向上・健康増進に向けた福祉保健所における地域保健看護活動の基本的な知識及び方法・技術について学ぶ。	・オリエンテーション ・個別支援・集団支援 ・地域ケア支援体制
		栄養	佐賀県 西九州大学	8/13 ～8/17	5日	2人	①栄養指導業務の企画について学ぶ。 ②事業実施のための方法や事業評価について学ぶ。 ③特定給食施設における給食管理 栄養改善上必要な指導について学ぶ。 ④地域住民への公衆栄養活動が行える。
九州女子大学	2人					保健所の性格を知り、その活動と実際、特に栄養士の活動内容及び栄養行政の概要を把握することを目的とする。	
福岡県 九州栄養福祉大学	1人					保健所の活動と実際、特に栄養士の活動内容及び栄養行政の概要を把握することを目的とする。	
中村学園大学	1人					保健所の性格を理解し、その活動の実際、特に管理栄養士の活動内容及び行政の概要を把握することを目的とする。	
福祉	沖縄国際大学 人間福祉学科	8/8 ～8/23	12日	3人	社会福祉援助技術現場実習を目的とする。	社会福祉援助技術現場実習	
				沖縄大学 福祉文化学科	2人		社会福祉援助技術現場実習を目的とする。
				大庭学園 ソーシャルワーク 専門学校	6人		社会福祉現場での実習を通して社会福祉従事者に必要な「専門知識」「専門援助技術」及び関連知識について理解を深める。
ヘルパー研修	沖縄中央学園	10/11	1日	6人	・公的機関の見学を通して、その役割、機能を理解する。 ・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する。	・保健と福祉の業務説明 ・施設案内	
臨床医研修	県立中部病院 琉大附属病院	①H19.5 ～H20.2 ②H19.6/18 ～6/29	①各5日 ②10日	23人 1人	地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して全人的に対応するために、保健所の役割について理解し、実践する。	研修担当医師等のスーパーバイズの下に、可能な限り保健所医師の仕事を実際に経験する。	

6 企画及び調整機能業務

(1) 所内会議

ア 課長等会議及び企画調整会議

目的：所の業務の総合的企画調整や効率的・効果的な行政推進を図ることを目的とする

根拠：行政組織規則、中部福祉保健所所内会議設置要綱第3条、第4条
会議構成メンバー：

所長、保健総括、福祉総括、各班長、企画調整スタッフ主幹
月の最終の月曜日は全グループ長も参加。
必要に応じて関係職員も参加。

内容：業務日程調整に関すること
業務の総合的企画、調整に関すること
その他、組織の運営管理に関すること
統合基本計画及び事業計画の進捗管理に関すること
所内プロジェクト会議の進捗管理に関すること
各種協議会及び所内会議のあり方に関すること

実績：開催回数49回

イ 所内プロジェクト会議

(ア) 所内情報ネットワーク検討プロジェクト会議

目的：所内情報ネットワークの構築を目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条(1)ア

内容：所内情報ネットワーク構築・維持、情報収集・整理・提供方法の検討

実績：開催回数4回

(イ) 福祉保健所活動概況等検討プロジェクト会議

目的：統合に伴い「中部福祉保健所」の概況を、各課の担当が共通の認識で迅速に作成できることを目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条(1)イ

内容：中部福祉保健所活動概況の検討

実績：開催回数4回

(2) 市町村支援

目的：市町村の保健・福祉活動が円滑に実施できるように、市町村に対する専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに市町村職員等に対する研修を積極的に推進する

根拠：地域保健法第8条

ア 管内市町村長と福祉保健所との連絡会議

内容：医療制度改革に伴う特定健診・保健指導に関する市町村支援について
「地域自立支援協議会」設置に向けて
その他情報交換等

実績：開催回数1回(参加人数9人)

イ 新任保健担当者研修会

目 的：新しく保健担当者となった職員及び新採用保健師が、地域保健事業に関する知識を深め市町村及び保健所における役割等を理解し、お互いが連携を密にし保健事業の円滑な推進を図る

対象者：保健事業新任担当者及び新採用保健師（非常勤者含む）、前年度本研修に参加できなかった者、その他希望者

内 容：福祉保健所の組織と概要、効果的な公衆衛生活動を目指して、各種保健事業(母子保健、老人保健、介護予防、精神保健福祉、健康づくり)、施設案内、効果的な個別支援をめざして、情報交換等

実 績：開催日数2日間（参加実人数：15人、延人員：24人）

ウ 地域保健（福祉）リーダー研修会

平成19年度の開催なし

エ 保健師リーダー研修会

目 的：市町村の地域保健（福祉）に従事する保健師リーダーを対象に、個別支援などの対応について、市町村で現任教育が出来る研修体制の確立やリーダーのスキル向上を図る

対象者：地域保健（福祉）に従事する管内市町村保健（福祉）主管課長、係長保健師歴15年以上

内 容：市町村保健師の立場からリーダーの役割を考える

実 績：開催回数1回（参加人数26人）

オ 管内地域包括支援センター連絡会

目 的：管内の地域包括支援センターのネットワーク形成支援

対象者：地域包括支援センター職員、市町村介護保険担当職員、沖縄県介護保険広域連合職員

内 容：介護ボランティアの活用について（グループワーク）

実 績：開催回数1回（参加人数25人）

（3）職員研修会

目 的：地域保健に関する必要な知識、技術及び態度の習得を図り、職員の資質向上及び職員の意識改革を行う。

根 拠：「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」3-3)のAに基づき実施

対象者：中部福祉保健所の全職員

内 容：第1回 文書管理システムを用いた電子起案及び決裁等について
第2回 生活保護適用までの手続きについて

実 績：開催回数2回（延参加人数52人）